

第七十五回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)
午前十時二十一分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

橋本 敦君

三月二十七日

辞任

最上 進君

補欠選任

藤川 一秋君

橋本 敦君

戸田 菊雄君

近藤 忠孝君

藤田 進君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

理事

河本嘉久蔵君

委員

山崎 五郎君

辻 一彦君

鈴木 一弘君

栗林 卓司君

青木 一男君

嶋崎 均君

中西 一郎君

鳩山威一郎君

藤川 一秋君

細川 護熙君

柳田桃太郎君

吉田 実君

大塚 喬君

寺田 熊雄君

野々山二三君

藤田 進君

吉田忠三郎君

矢追 秀彦君

渡辺 武君

野末 陳平君

大平 正芳君

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主税局長

国税庁直税部長

事務局側

常任委員会専門員

自治省税務局府

県税課長

福島 深君

して藤川一秋君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○大塚喬君 質問に入る前に、先日委員長を通じてお願いいたしました「昭和五〇年度租税特別措置減収額の見積り概要」という資料をいただいたものですから、これについて若干大蔵大臣に質問をいたしたいと存じます。この四ページに「交際費課税の特例」というのでマイナス二千三百五十億円という数字が載っております。それでこの数字が、租税特別措置による減収額ということになりますと、この数字がこの減収額のことになりますと、出てくるのは、私の考えではこれは別表に示して出されるのがしかるべきだという感じをするわけでありまして、と申しますことは、この二千三百五十億、この特別措置ということの中でも、ちよっと性質の違ったものであり、租税特別措置で税の減収額ということとを明らかにするためには、この二千三百五十億とすることは別表にして、そのうちとして当然この減収額というものは、五ページの計のところにあります五千六百十億円にこの二千三百五十億円、これがプラスをされて、その租税特別措置による減収額というのは、明らかに七千九百六十億である、この実態を明らかにすべき、こういう性質のものであると考えるわけでありまして、このようないつの表の中にまとめて差し引き勘定を出すとすることは、この租税特別措置がさき少額である、こういうことを見せようとしてこういう表のつくりをされたんじゃないかと

いう、こういう感じがするわけでありまして。この点についてひとつどういうお考えで、別表で出すべきが至当じゃないかと、私はこういう考えなんです、見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) いわゆる租税特別措置によりますところの減収額試算というのは、最近毎年度計算をいたしまして、国会にも御提出いたしております。そのときの調理方法としては、いま御指摘のような形でもってずっと出されておりました、別に私どもは総額だけをお出ししておりませんから、各項目についてごらんいただきますれば、その程度はどんなものであるか、あるいはいわゆる減収額だけでは総額としてどれだけになりますし、あるいは租税特別措置によりまして増収を認めておられるものについては、どういうものであるかというのそれぞれ区分してお出しいたしておりますから、いま御指摘のように、租税特別措置によりますところの減収額をわざと小さく表示するためにこういうことをしておるんじゃないかという御指摘は当たらないと思っております。確かに申し上げますように、租税特別措置によりまして減収額は幾らであるか、増収額は幾らであるかということとを別個に計算をいたしたいでも結構でございますし、私どもが従来出しております表によりまして、それは容易にやっておりますような形でやっておりますのでございまして。

ところで、租税特別措置と申しますのは、私どもの考えによりますれば、いわゆる通常の法人税なら法人税、所得税なら所得税の所得計算によりまして納めるべき税額というものと、それから特別の措置を講ずることによりまして、それによって納めるべき税金が減少する場合あるいは増加する場合にそれぞれ幾ばくなるかということを表

示するのが至当であると思っております。

交際費課税につきまして、今日行っております特別措置法によりまして、今日の特別措置は、私どももいたしますれば、やはり企業の課税所得というところから考えますれば、本来そのものが純粋に交際費でありますれば、それは損金として認めなければならぬものだと思っております。もちろん、交際費という名をかりまして現実に私的な消費に当てられるという部分につきましては、場合によりまして給与として損金に落ちる場合もございますし、あるいは重役がそういうことをやりますれば、賞与として法人税の課税においても益金に加算をいたしまして法人税を取りまして、受け取りました側においての所得税においても、課税をするということになる場合がございまして、けれども、本来純粋に会社の交際費というものでございまして、この租税特別措置で課税をするというところが、これは損金になるべきものでございまして、これは損金になるべきものでございまして、もちろん、その程度が非常にわが国におきまして最近多額に上っておりますという事情から、これを抑制するというために、現実におきましては交際費であり、また、そのために普通の所得計算におきましては損金にしなければならぬものを、あえて租税特別措置で否認をいたしまして損金に計上することを認めないというものでございまして、通常の計算からいいますれば、やはり五十年間におきまして二千三百五十億円というものは租税特別措置による増収額と考えております。

○大塚喬君 交際費の局長の説明はそれなりに私も理解ができます。しかし、租税特別措置ということでは減額措置の分は二千三百五十億円、この分も当然租税特別措置で減額されておるわけでしょう。だから、その減額された分はやっぱりこういう差し引き勘定をして五千六百十億円ということでは出ますのでなくて、やっぱり正々堂々と七千九百六十億円、租税特別措置によって逆に今度はマイナスじゃなくてプラスになる課税された交際費の分、こういうものが二千三百五十億

あったとするなら、それは当然別表にしてその内容をどういう、国民の前にさらけ出す前に、五千六百十億円なんという、わざと見せかけの少ない数字で出すのでなくて、私はそれぞれの双方を別な表で出すのが、これは親切な政府のあり方だと私なりにそういう考えを持っておるものでございまして。この租税特別措置についてはきょうひとつその他の問題もたえて質問をしたいと思っております。後ほどまた関連して質問を続行したいと思っております。

主税局長にお尋ねをいたしますが、一昨日のわが党の寺田委員の質問について、配当控除の問題ですが、配当所得四百五十万円、これはすでに法人段階で二百二十八万円の法人税を納めておるから、配当控除制度が存在することによる課税の不均衡はないと、こう答弁をされました。その答弁で二百二十八万円という税負担の計算、ぼこっと二百二十八万円という数字が出たもので、それから、その計算方法についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 先日寺田委員にお答えをいたしましたときは、今日、個人の所得者が配当だけを受けております場合の課税最低限は四百五十万円でございますと、それは基本的に法人税の仕組みの問題がございまして、端的にその基本的な考え方を御理解いただきまして、配当控除というものが個人の所得税にございまして、いわばその配当を払い戻す原資につきましては、法人の段階で法人税が課税されておる。それを受取側の個人において所得税で調整をしておる今日のわが国の制度というのを申し上げまして、四百五十万円に对应いたしました。それを支払います会社の側におきまして、すでに法人税として二百二十八万九千円の法人税を納めておるということとを申し上げたわけでございます。その二百二十八万円というのは、実は非常に例を簡素にして申し上げましたので、本来でございますと、法人が会社で利益を上げてまして、その利益に對しましては、ま

ず事業税が損金として引かれるわけでございます。その引かれた後に對しまして、国の法人税と地方の法人税割りがかかるわけでございます。そのまた法人税と法人税割りを納めた後のいわば法人におきましての税引き利益というものを法人は配当をいたしますか、あるいは重役の賞与として配りますか、あるいは内部留保として会社の中に置いておくわけでございます。ただ、この場合に、非常に計算を簡便化いたしますために、会社がもうけた利益は、納めるべき税金は全部納めた後、その全額を配当するという仮定を立てるわけでございます。そうしますと、四百五十万円という配当を個人の株主に払い戻すためには、その前にすでに法人税を二百二十八万九千円、地方の法人住民税を三十九万六千円払わなければならぬわけでございます。それを払った後の残りを全部株主に配当しますと、いわば受取側では四百四十九万九千円配当として受け取るわけでございます。それは今日の所得税の仕組みで申し上げますと、それについてその受け取りました株主は

配当控除の制度によりまして所得税を納める必要がないという計算にびたつと合うわけでございます。一体、たとえ法人税を二百二十八万九千円という数字をどういう計算で見出すかというのとは簡単な算式がございまして、法人がもうけた利益を一つとしますと、それについて一体そのうち配当は幾らするかという、いわば配当性向を何%という率を想定いたします。今回これは一〇%想定をしておるわけですが、それからその配当としてかかるものにつきましては、法人税は一般の税率より安い税率がかかるわけでは、今日で申しますと四〇%普通の法人税はかかりますけれども、配当をしますとそれに対して三〇%かかりますというわけで、いわば三〇%まづ掛けるわけでございます。

それからもう一つ、非常にむずかしいのでございまして、その三〇%の法人税というものは、やっぱり法人の利益から納めることになりまして、それに対しては四〇%の税金を負担

してもらわなければいかぬわけですが。それからそれにつきまして法人税割りと地方税がかりますから、それを計算をいたしまして、一体それが幾らになるかという率は簡単に算式で出るわけでございます。そうしまして逆にさっきの四百四十九万九千円というのが出ますから、それに対応して一体根元で法人税を幾ら納めてもらうかという計算をしますと、二百二十八万九千円納めておると、こういう計算になるわけでございます。ごくみんな単純に算出される計算でございます。

○大塚喬君 いまの主税局長の答弁を大臣お聞きになって、大臣もそのとおりとお思いになりますか。全く四百五十万円と二百二十八万円一切不均衡はないとお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正秀君) そういう制度をとっておりますと承知しておりますのでございまして、そういうことでバランスをとろうとおっしゃるというように私は承知しておりますのでございまして、計算は主税局長の言葉だから間違いないと思っております。

○大塚喬君 そうしますと、大臣も全くこの問題については不均衡はないと、こういうふうにお答えをいただいたものと、こう受けとめてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(大平正秀君) これはこういう制度をとるかという問題でございまして、戦前はこういう制度をとっていませんでした。戦後はシャープ税制以後こういう制度をとることになった。諸外国でも、アメリカのようにとっていないところもありまして、ヨーロッパのように、イギリスのように非常に完全にとっておりますところもあれば、半ばとっておりますところもあるというところがございます。立法政策の問題としてどういうとり方がいかという問題だと思っておりますので、わが国では戦後の税制といたしまして、こういう制度をずっと踏襲してまいりましたのでございまして、いろいろな御批判があらうと思っておりますけれども、特に御異論がなければこれでやらせていただいております。よろしいのではないかと私は考えております。

○大塚喬君 それでは大臣に続いてお尋ねをいたしますが、課税原則として、勤労性所得、これは給与所得なり事業所得なりが含まれると思ひます。それから資産性の所得——利子や配当所得、一体課税の原則としていづれを重課し、いづれを軽課すべきものと大臣はお考えでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 勤労性の所得を許せば課税したいものと私は思ひます。

○大塚喬君 いま大臣からはつきり勤労性の所得を課税すべきであると、こういう答弁をいただいたが、私もわが意を得たりというか、大塚大臣の答弁に共感の意を表するものであります。だとすれば、勤労性所得はこれを課税する、それから資産性所得はこれに比べてより重課をしないと、こういう課税の原則を大塚大臣がはつきり明示をされたわけでありまして、特定の政策的見地から特別措置がなされた資料をいただいたようなことで、国としてはなされておるわけでありまして、国としては何かの特定の政策を実現するために特別措置がなされておる。そうすると、本来重課すべきものであり、本来課税すべきものである、こういう一ひつきの勤労性所得と、資産性所得と、本来重課すべきである優遇の特別措置、これが、私はその政策を遂行するために同じ水準にまで引き下げる、政策を遂行するために、こういうことならばわかるわけでありまして、この課税の原則が、先ほどの主税局長の答弁からしますと、百八十三万円と四百五十万円、これはもう全く逆転をして、課税の原則から外れて、しかも、それがこのような大きな差が出るということについては、私はこれはどうも納得できない。この問題について、大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 誤解をしないようにお願いしたいのでございますけれども、これは勤労性所得と、勤労性を持たない所得との問題ではないんです、いまの配当控除の問題は、これは法人税法の仕組みがこうなつておる、その調整の問題とわれわれは理解いたしておるわけでございます。不労所得というふうなものに対して、われ

われはこうするんだというふうな問題、そういう意識は全然ないわけなんです、非常にテクニカルな法人税法の仕組みを受けての調整にすぎないと、御理解をいただきたいと思ひますが……。

なお、説明が足らなかつたようでございまして、主税局長からよく御説明申し上げさせたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 一体、法人税をどういうふうに親念すべきかという基本問題に關係すると思ひます。とかく、今日の法人税のものの考え方、擬制説、實在説というところで名づけれまふけれども、私は本来、法人というのは擬制だと思つております。法律でもつて初めて人格を与えられ、その名におきましてあらゆる経済活動をし得るというものでございまして、法人は本来擬制でございまして、ただ、その法人、法律でもつて与えられた人格のもとにおいて、いろいろな社会的な活動をやる、経済的な行為はもちろんです。そういうものについて、やはりそういう活動をなし得るということにつきまして、法人に担税力があるということ、その段階において課税をするということが、今日の世界各国の法人税の理論的な根拠になつておる、そういうことは間違いないと思つております。しかし、依然としてやはり法人というのは、そういう擬制というふうな觀念で組み立てられておるから、一体、株主とその法人との關係というのを別個に考えていいの、あるいは同一のものと考えていいの、あるいは、やはり先ほど大臣からいろいろのお話がございましたように、各国ともいろいろの考えを持つてございまして、わが国におきまして、昔から同じ考えをとつておるというわけではございません。そうしますと、株主がやはり法人の形でもつて得た利益という觀念に徹しますれば、法人税といふものは、やはり株主がその利益を受け取つた段階において、何らかの調整を行ふべきであるという考え方におのずとなつてございまして、一方また、そういうことになしに、やはり法人としましては、独自の

活動を十分今日やつておりますから、もつと株主と法人との關係というのを遠く離して考えてもいいではないかという考えもまた十分成り立つわけでございます。それは先ほど大臣からお話しがございましたように、今日ではアメリカがやはりそういう考え方をとつてございまして、戦前のわが国もそういう考え方でもございました。しかし、今日のわが国の税制におきまして、やはり株主というものと、法人というものの關係を、かなりオーバーラップしたというふうに見ております。

そこで、法人の形として得た利益、そこに対してかけられる法人税というものは、やはりその利益を何らかの形で株主が受け取つたという場合には、所得税におきまして、法人が払つた法人税を調整すべきであるという考え方に立つております。しかも、それを英國などのように、完全に、また個別的に調整するというところでございせん。で、概括的にやると、たとえば一千万円以下のものでありますれば配当控除は一〇%にします、それを超えるものでありますれば配当控除は五%にしますというところで、二段の概括的な控除をやつておるというところは、一面から申せば、不徹底と言ふことはできません、一面から言いますれば、やはりそういう法人と個人の關係といふものは、やはりオーバーラップして考えておるという証左でございまして。

そこで、そういう考え方がいかにぬのたということとは、もちろん、私も先ほど申しましたように、一方に成り立ち得ると思ひます。しかし、それは資産性の所得について重課すべきであるとかどうかという話でございまして、法人税というものを一体どういうふうにか、あるいは株主と会社というものの關係をどういうふうにか、あるいは基本論でございまして、勤労性所得と資産性所得の問題を、どういうふうにか、どちらをどの程度重くすべきかというものは別個にお考えを願ひたいのでございまして。

○大塚喬君 大分、主税局長自信満々のお答えをいただいたんですが、法人擬制説ですね、擬制というところは、いつ、どこで決められたのか、私はいままでの税制の変革等を見て、そのような思い切つたそういう断定というのは、私はいままでの国会の審議やなんかの経過を見たり聞いたりして、局長が初めてのように、そのような思い切つた断定をされた発言は、いつ、どこで決められたのか、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) いや、私はいま申し上げたことは、決して私が初めて申し上げておることでございせん、わが国におきましても、長い間の論争点でございまして、たとえば昭和三十六年に、今日の法人税におきまして配当課税措置を導入いたしました、そのときにも、この問題をめぐつて非常に大きな論議がございまして、一方におきましては、先ほど私が申しましたように、株主と会社というものを一体に考えるという面から、むしろ、もつと完全に調整をすべきであるとか、あるいは配当は法人の段階で課税すべきでないという極論まで出て、いろいろな議論があつた末に、今日の法人の形、配当につきましては、留保に対する税率よりも安くするということが導入されたわけでございます。そのときには、それに至りますまでに、先ほど私が申しました論点をめぐりまして、非常に大きな問題がございまして、それから昭和四十二、三年のころにおきまして、また配当損算入論というものが、企業の自己資本比率がわが国におきまして年々低下いたしますにつきまして、かなりまた活発に議論が行われた、その後におきまして、もちろんいろいろ議論が行われておりますし、わが国の税制調査会におきましても、今回の税制調査会におきましても、その問題を、今後、もちろん御議論をいただくというふうにして思つております。したがういまして、私が申し上げましたことは、私の独断でございせん、いままでの論議、それから同じような論議が世界各国において行われておるということを申し

上げた次第でございます。

○大塚喬君 これは後ほど速記ができれば明らかだとも思うんですが、法人擬制でございましてということでは、はっきり局長は断言をされたわけですね——まあ、もう少し待ってください。

それで私は主税局長は、いままでの税調の答申はお読みになつていらっしゃると思いますか。昭和四十三年の税調の答申、それから昭和四十五年の税調の答申、それから昭和四十六年の税調の答申、それらについて、いま局長が答弁いただいたことと逆な方向のそういう答申が引き続いてなされておき、それらの問題について、私は局長がこういう答申を、主税局長ですからお読みにならないはずはないと思う。その局長がそれらの答申とまるときり逆な方向の答申をされておるものですか、こういうことをお尋ねをされているわけですか、こういうことをお尋ねをされているわけですか。局長の答弁ははっきり法人擬制でございまして、いま一生懸命手を振っておりますが、それははっきりそうおっしゃったんですからね、いま聞いたばかりですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) もちろん私もいろいろ長い間税制当局の中に入れていただいておりますので、それぞれの答申は読んでおるつもりでございます。私が申しました、法人は擬制でありまして、と言いましたのは、法人の構成は法律によって人格を与えられたものという意味において法人は擬制でありまして、ということをお申し上げたのでございまして。私は、従来とかく法人実在説、擬制説という二つを言われまして、それは誤解を招きますから、私は、法人擬制説、実在説という二つで、この法人税の仕組みの問題を議論しますときには誤りを生じますので、私は、ことさらに法人税を、配当を受けます段階において調整を要する説と、要しない説という二つで私自身は非常に厳格にお話をしておるつもりでございます。法人擬制説だから、法人はすべて法人税も擬制説で律しなければならないというところは、私は誤りだと思っております。法人は、私が先ほど申しま

したのは、法人というのがなぜ人格を与えられておるかというのには法律でもって与えられておる、ここが自然人と違うわけでございます。そういう法律の意味におきましては、もう法人擬制説というのには、これは法人が生まれて以来の確定説でございます。私はそういうことを言っておるのではありません。むしろ法人税を配当についてかけられたものを、配当を受け取る株主の段階で調整を要する説をとるべきか、要しない説をとるべきか。それを、いままでは非常に多くの人は簡単に、名前を挙げるにつぎましては擬制説と言ひ、あるいは実在説と呼んでおられることは、私はよく承知いたしております。しかし、法律が法人人格を与えたのは法律上の擬制でございまして、それからその擬制説と、それから法人税を考へます場合の擬制説、実在説というのとは関連がない話でございまして、私はそれをあえてとらないわけでございます。したがって、私が法人は擬制説ですと申しましたのは、法律の意味において申し上げたのでございまして、法人税を考へます場合には、受取株主の段階において、配当原資にかけられました法人税を調整すべきであるとする説と、すべきでない説という二つをお考へを願ひたいのでございまして。

○大塚喬君 その四百五十万と百八十三万という問題は、私はもう多年この二つの問題については疑問を感じて均衡ではない、私はそういう感じがどうしてもいまの答弁を聞いても抜けないわけでありまして。事前の法人の段階での二百二十八万という課税、これは、その調整された額というのは、一体株主だけの犠牲ということで支払われる二百二十八万という税額になりましようか。この点はいかがでございませう。と申しますのは、法人段階で納める二百二十八万、これは第一にやっぱりその会社の製品なりのコストで受益者がやっぱり一つはその二百二十八万という法人段階の課税の犠牲というか、負担をしておる。

〔委員長退席、理事山崎五郎君着席〕
それから、その会社の従業員なりもやっぱり賃金

がそのために抑えられておる。こういうことで、株主が配当を受けるその分の負担だけが二百二十八万という法人段階の税額というのには、いまの局長の答弁では私はどうも釈然といたしません。それは株主だけがその犠牲を負う、そういう性格の税金でございませうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまの問題は、法人税は一体だれが負担すべきかという非常にまたむづかしい問題にだんだん発展してまいっているわけでございます。私も、私どもは、法人税といふものは、一部には、もちろん転嫁されてその法人が売つておる商品を買う人が負担をするという説をなす人もございまして、少なくとも私は、法人税はやはり法人の負担として帰着するんだといういま考へ方に立つております。そのときに、いまおっしゃいましたように、そういう意味において法人税は労働者の給与に帰着するかどうかということになりますれば、またそれは非常にむづかしい問題になりますけれども、法人留保に帰着するんだという二つになりますれば、いろいろその物の生産にあずかつて力のあつた人にこの負担というのはいづれ関係がないわけでございます。労務を提供しました人には賃金が払われます。それについては損金というところで法人税の計算からは除外されますから、残りまして最後の法人留保というものですから、やはり法人税はかかるわけでございます。ですから、やほりその法人税としてのたゞせば二百二十八万といふものは、法人留保をそれだけ少なくしておる。それは将来の法人の拡張を抑えるかもしれないけれども、そこにどまるといふふうな思ひでおります。

それはまた非常に基本論でございまして、けれども、いま仮にそういうものとしまして法人税二百二十八万、それからそれを払つた後の配当四百五十万、合計六百三十三万になります。非常に問題を簡単にしたために法人税だけにさしていただきますが、六百三十三万といふものをうけて、国に二百二十八万円納めて、四百五十万円一人の株主が払つて、配当控除で所得税はゼロ

になる、こういう計算になるわけでございますが、いまの調整を要するといふ説に立ちますれば、六百三十三万といふのは、いわばその株主が株主という資格でもうけたときには、それについて所得税を納めればよろしいわけでございます。所得税だけを納めればよろしいという形になります。それを法人の形をとっておりますから、法人税を二百二十八万まで納めます。あと残りを所得税で幾ら納めればよいかという計算になるわけでございます。そのときに、ある概括的な条件を置きまして、個人という形でその六百三十三万をもうければ二百二十八万といふ所得税でよろしいということに仮になるとします。そうすればそれだけで終わるわけでございますから、法人税で二百二十八万円納めておれば、あと追加的に受け取る株主の段階におきまして所得税を納めなくてもいいというのがこの配当控除の概括率一〇%をつくつたときの基本的な考へ方でございます。そういう会社と個人とを、先ほど申し上げましたようにオーバーラップさせて考えます。そうしましたら、法人の段階で納めた法人税は、いわば株主が先に取られておるといふ税金というふうな觀念をいたします。そこで調整を要するといふ説は、調整すべきであるというふうになるわけでございます。それを今日のわが国の法人税制あるいは配当控除制度はとつておるといふことを申し上げたのでございまして。

○大塚喬君 いま局長がおっしゃつたように、いろいろ論議がある、むづかしい問題だ、こういうお話があつたわけですが、そういう問題を一切飛び越えて局長の答弁は、二百二十八万円は株主が負担したのでございまして、それだから四百五十万と百八十三万といふのは不均衡でございませぬ、こゝろ繰り返しおっしゃつておるわけですか。そのさういうむづかしい問題があればあるほど、局長がさういふ断定的な答弁をされることに私どもは納得ができません、疑問が残る、こういうことでございまして。具体的な問題でお尋ねをいたしますが、給与所得者二百万人の人の所得税は幾らでござい

ましようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 給与二百万円が夫婦子供二人といたしまして、今回御提案申し上げております改正案によりますれば一万一千円でござい

○大塚喬君 この人をAとします。もう一人Bという人があって、同じくこの人の給与所得も二百万円。それで、このBという人はそこに配当所得百万円あったといたします。そうするとこの人の所得の合計は三百万円です。この場合に今度のこの措置によって、この三百万を受ける人は税額幾らでございませうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) ちょっと具体的に計算をいたしますので、確定した数字は後ほどお答えさせていただきますが、考え方を申し上げますと、二百万円の給与というものの課税所得が、

【理事山崎五郎君退席、委員長着席】

いろいろ人的控除を引いた残りが出ます。その上に百万円という新たな上積み所得が加わりますから、恐らく課税所得はその人につきましては百十七万円くらいになると思います。百十七万円に對しまして一体納めるべき所得税は幾らかということを出しますと、先ほどの一万一千円に恐らく新たに加わりました百万円の上積み税率が何%かかるその税額が出ます。一万一千円プラスアルファとさせていただきます。それに対して今度は百万円の割、十万円を引いたのが追加納付税額でございしますから、それと一万一千円との差額が配当所得百万円を受けたことによる追加的な納税額として出てくるわけでございます。

○大塚喬君 いま局長の答弁で二百万円の給与所得をそれだけの人、これがA、それからBの給与所得二百万円と配当所得百万円、その人のあは局長のいまの答弁だという三百万円の配当所得も給与所得もある人の額の方が多いというお答えでした、本当にそうなりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) いま計算ができましたのでちょっとお答えいたしますが、Aということとで例をとりました夫婦子供二人で二百万円の給

与収入のある人の税額は一万一千円でござい

ます。それからそのほかにBという人は配当百万円もらつておると、その人の納めるべき税額は二万円でございます。その計算の内訳を申し上げますと、給与収入二百万円と配当百万円につきまして計算をいたしますと約十二万円でございますが、十二万円程度の所得税を納めることになりまして、配当控除が十万円ございしますから、その人の納めるべき税額は二万円でございますから、一万一千円との差額は九千円が配当百万円追加的にある人についての追加税額となります。

○大塚喬君 だいたひといたしますと、給与所得だけで、いまの家族構成で三百万円の方は幾ら税金がかかりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 給与所得の年額三百万円の夫婦子供二人の人は八万二千八百円、今回御提案申し上げておる改正案で負担することになります。

○大塚喬君 大臣にお尋ねをいたしますが、いま局長が答弁いただいたそういうことで今度の税制が適用になるわけでありまして、いまの具体的な例をお考えいただいて大臣はどのような見解をお持ちでございますか。不均衡はないとお考えでございますか。全くこれで公正だと、こうお考えでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほどからるる御説明申し上げておりますように、法人税と個人の所得税とを重ね合つた状態において調整をさせていただいておりますので、法人段階において納めしたものを個人の段階におきまして調整をした結果そういう状態になっておるといふことで、税の仕組みからそうならざるを得ないということと承知いたしております。

○大塚喬君 大臣の答弁で税の仕組みからそうならざるを得ないと、こういうことですが、そのことは先ほど大臣が答弁いただいた中で、いわゆる勤労性所得を軽減すべきである、こういうことと、いまの大臣のお答えはどう考えてもどうも割り切れません。それで仕組みだからならざるを得

ない、ならざるを得ないという言葉はわかりま

す。不均衡は出ませんか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど御答弁申し上げましたように、これは勤労所得とのバランスを頭に置いて考えておることではないのでありまして、法人税と個人所得税との間の技術的な調整の問題でございます。全然別個の問題と私は考えております。

○大塚喬君 一国の大蔵大臣の答弁ですが、勤労所得税を払う人も、利子の配当を受ける人も同じ日本国民ですね。で、いまのような答弁で、国民の納得が得られる御答弁でしょうか。もう一度ひとつ大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思

○政府委員(中橋敬次郎君) その問題は先ほど来御説明をいたしておりますように、法人の段階で納めした法人税というものを大塚委員は全然受け取る株主の段階において考える必要はないというお立場でございしますから、給与所得の収入だけの人負担と、それから配当をその上に追加しておる人あるいはそれと同額の給与収入を得ておる人の所得税の負担とを御比較になつておるわけでございますけれども、法人税というものを考

へるべきであるという今日のわが国の税制のもとにおきましては、やはり納められた法人税というものはそこで追加して考えていただくかなきゃならぬのでございします。しかも、今日の法人と、会社と株主という関係から申しまして、やはりそういうことを必要であるといふことで今日わが国の税制ができて上がつておるものでございしますから、やはりそういう総合負担としてごらんをいただかなければなりません。しかし、私どもは何もいつまでもそういう制度をとるといふことでござい

ませんで、先ほど来申し上げておりますように、もう一度基本的なこの仕組みの問題を税制調査会において検討していただくということと、昨年来問題を提起をいたしております。この国会が終りますれば、恐らくその問題についてかなり御議論が展開されるものと思っております。

○国務大臣(大平正芳君) これは釈迦に説法でござい

ますけれども、この前に私もこの委員会ですり上げたと思ふんですけれども、具体的な人間と

いうのは給与所得属とか配当所得属とかいう純粹形態においては私はないと思ふんですよ。大塚さんにしても、国会から歳費をもらわれておるが、同時にどこかの株主であられるかもしれない、それでそういういろいろな所得が組み合わさつて個人の所得構成ができ上がつておると思ふのでありま

す。経済社会が発展いたしますと所得の形態も複雑になつてまいりまして、だんだんとそういう個人の証券投資なんかが増えて、そういうケースが非常に多いと思ふんでございまして、したが

つて、配当所得系列におきましては政府はちゃんと筋道通した処置をしてくれておる、勤労所得系統ではこういう勤労控除もちゃんとしておるというふうなことで、御納得が私はいただけなのではないか。配当所得という不勞所得を重視して特別にかわいがつておるなんといふことではなくて、法人税と個人所得税で日本の税制の基本的な仕組みが、これは主税局長が言われましたように、基本的な問題として、戦前とつておつた制度とかえて、戦後の民主化時代、個人の立場、権利とい

うものをできるだけ尊重していこうという趣旨で、法人段階において配当所得部分も法人税が取られておるといふようなことは個人段階で調整すべきじゃないかといふことで、いまあなたから御批判をいただいておりますような制度になつたと思ふんでございします。

それはそれとして、それに対してはなお各国がいま、どうするかについて、各国の立法制度もそれぞれ違つておるようでございます。なお検討すべき問題はあるといたしまして、それぞれそういう合理的な措置がとられておるといふことでございします。私はいまよくかみ砕いて、国民が納得するかというわけでございしますから、よくかみ砕いて御説明申し上げれば御納得が得られないはずはないのではないかと。われわれ善意で親切にやっ

ておるわけでございしますから、御納得がいただ

ないはずは私はないと思います。

○大塚審君 話は、法人と個人株主の二重課税排除の問題ですが、これは、私も承知いたしておきます。昭和二十五年からシャープ税制の際に法人擬制説をとって、現実にはそのシャープ税制が何回かの法改正の中で、法人税の仕組みは次第に当初のものから移つてきておる。こういうふうな理解をいたしておることであります。

で、法人擬制説とか法人実在説とかというのは、現在では、その税理論は簡単にどちらだともいうことは律し切れない。こういうことに現状は進んでおると理解をしておるわけですが、先刻の寺田委員の質問に対して、またきょうの私の質問に対して、主税局長の答弁は、これがもう割り切った形でずばっと自信満々とお答えをいただくものであります。そういうふうなことにどうも私は抵抗を感じますし、一体そういうことだったら、いままでの、たとえば昭和四十三年の税調の答申ですね、読み上げますと、「より基本的には法人企業の現実の経済活動において、大企業ではつとに企業の所有と経営とが分離する傾向がうかがわれ、一般株主と企業とは、法律的にはともかく経済的には全く別個の存在となつており、このような経済の現実に対して現行税制の基本的な考え方がなじみにくい」というところに問題があるものと認められる。」と、こういうことを昭和四十三年七月の「長期税制のあり方」についての答申の中で述べております。

それから、同じく昭和四十五年の税制調査会の答申によりますと、これがもっと進んで、「法人税は法人独自の負担であり、配当控除は株主個人の恩恵であるとする見方の方がむしろ一般的ではないかと思はれる。」また、続いて、「かりに法人税の一部が株主の負担となつておるとしても、同様に他の部分が被用者や消費者等に転嫁している」とすれば、株主だけに調整措置を講じていることは適当でないという意見もある。」こう述べております。そういういろいろな議論の経過がある。

さらにまた、四十六年の答申によりますと、「まず、法人税は法人独自の負担であり、配当控除は株主個人の恩恵であるとする見方がむしろ一般的ではないかと思はれる。」こう述べておるわけでありました。また、配当分に対する法人税が実際に株主に転嫁されていることを実証することは困難である。」「さらに、負担公平の観点からは、当時の配当控除制度のもとにおいては、配当のみの所得者は他の所得者に比して所得税の非課税の限度が相対的にかなり高いもの」になつておることに、「批判が絶えないことなどの点を認めた。」と、こういうことになつておるわけでありました。

で、私は、いまの主税局長の答弁、これに基づいて大臣の見解も伺ひいたしたわけでありまして、大臣、主税局長ともどもに、こういう税調の答申をお読みになつていらっしゃるかどうか。しかも、こういうこととまるっきり逆に強弁を張つておられるということに、いまの日本の税のあり方が何かきわめて反動的な、時代錯誤的な方向に進んでおるんじゃないかと、こういう感じがするものですね。そういうことで私はお尋ねをいたしておるわけでございます。重ねてひとつ大臣の見解をお聞かせいただきたいと思つておる。

○政府委員(中橋敬次郎君) ただいまお読みになりましたそのそれぞれの税制調査会の答申、もちろんそのときに、いろいろな御指摘の問題をめぐりましていろいろ御議論があつたことはそのとおりでございます。それからまた、わが国のこの問題をめぐります税制上の変遷というの、いまおっしゃつたような形をとつております。

私がいま申し上げましたのは基本的な考え方を申し上げましたので、その基本的な考え方をとりながら、わが国の税制はむしろ、完全なシャープ税制の当時の配当控除制度というのからは確かに少しく違つたラインを歩んできております。と申しますのは、たとえば昨年の法人税率を上げるということになりました。法人税率、まあ配当課税率でもよろしいのでございますけれども、配当課税率を上げますれば、本来でございますと、

基本的な考え方を徹底いたしますれば、個人におきまして配当控除率を上げなければならぬわけでございます。それを、上げておりません。そういう経過は、昭和二十五年以来のわが国の法人税率、所得税率、それから配当控除率というものの

変遷をあらためただければ、確かにシャープ税制、あるいはそれ以前に配当控除というのは昭和二十三年からできたのでございますけれども、その当時考えられていたほど、純粋に法人税率あるいは所得税率とパラレルには動いておりません。そういう意味では、確かにいま税制調査会の答申をお読みになりましたような考え方というものが若干ずつ作用してきておることは確かでございます。しかし、先ほど申しました基本的な考え方、それはやはりわが国の税制に残つております。

それが一体それでは反動的であるかといふと、これはまた問題がございまして、むしろヨーロッパ諸国の流れといふのは逆の方向でございまして、完全調整の方へむしろ動いておるといふところがございます。私は何も、ヨーロッパ諸国がそれをとつたから、日本もそれを完全調整の方へ進めるべきであるという意見も持つておりません。しかし、そういうことも踏まえて、税制調査会においても一遍基本的に御議論をいたされたといふのが、私どもの本心でございます。

○大塚審君 どうも言葉がちよつと行き違ひがあらつたりして失礼をいたしましたわけですが、どうも釈然としません。もう一回またひとつ、法人そのものは独自の経済主体といふことにお認めになりますか。それからそれに伴つて当然の担税力があるとお認めになりますか、いかがでしよう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人税をかけたおりますゆえんのもの、やはりいま御指摘の点がなす。法人税として成り立ち得ないと思つております。法人がやはり今日の社会的、経済的な世界におきましてそれ相應の独自の活動をやつておる、そこにやはり法人税をかける根拠があると思つております。

○大塚審君 では、現在その傾向として資本と経営の分離ということが大變叫ばれておりますし、問題になつております。この点といまの問題についてはどう関連いたしますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 大企業の会社におきまして資本と経営が分離しておることもおっしゃるとおりでございます。しかし問題は、資本を提

供しておる株主が、その資本の報酬を受けます、その際における法人税と所得税の問題をどういうふうな調整するかということでございます。

○大塚審君 聞けば聞くほどいままでの答弁は、株主あるいはその背後にありますが証券界の既得権を一生懸命大蔵大臣と主税局長が守り抜こうと、もう死守しよう、こういう感じが残るだけでございます。この点について大蔵大臣の見解いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) いまの日本の経済組織では大變危機感が強いわけです。それから資本の調達というの、証券市場というふうな資本市場を通じてよりは、むしろ間接的に金融機関からの調達が多くなつておるわけでございます。本来の資本主義経済のあり方からいいますと、いびつな発展形態をとつておるわけなんです。で、でき得ればもっとバランスのとれた資本市場、もっと能力がある資本市場をわれわれは持ちたいと思つておるわけでございます。その方が経済民主化の立場から望ましいのではないかと考えておるわけでございます。したがつて、そういう立場から申しますと、経済政策あるいは税制の立案運営に当たりまして、そういう資本市場を育成しなげなうというふうな問題意識は私どもないわけじゃありません。けれども、この問題は、そういう大きな政策的な方向性の問題というよりは、むしろ非常に技術的な問題領域に属することでございます。したがつて、どのよう

イギリスは逆に完全な調整の方向に走っておるよう
でございまして、皆まちなちのようございま
す。で、日本はいま中途半端なことをやっておる
わけなんです。今後いろいろ御検討の
過程を通じても、今後いろいろ御検討の
ないとかぬのじゃないかという気持ちがいまし
ます。とりわけあなたや寺田先生の論議を通じま
して私が感じますことは、これはやっぱり国民の
御理解を得ないかぬのじゃないか、われわれ
が税制技術的に合点しておりましたが、やっぱり
国民がよく理解していただかなければならぬわけ
で、これで正しいんだと思っております。国民が
十分よくわからぬというふうなことで、はな
なかいけないんじゃないかと思っております。そ
ういうような点も含めましてなお検討をしてみたい
と思っております。

○寺田熊雄君 閣連。

あるいはもう大塚さんの御議論の中に出了かもし
れませんが、昨日参考人のお三方がこの
委員会に出ていろいろ貴重な御意見を述べにな
ったんですが、その中で、税制調査会の会長代理
をしておられる友末参考人がお出になりまして、
私そのときに大臣と局長に一日お尋ねした件に
ついて、というのは、配当所得の場合に四百四万
九千円までは実質上非課税になる、勤労所得の場
合は標準世帯で百八十三万円である。その点の不
均衡につきましてあなたはどういうふうにお考え
になるかというふうにお尋ねしたわけです。そう
しましたら、友末参考人も声を大にして、全く同
感である、私も非常にこれは不公平だと思つて
いることをおっしゃるわけですね。で、私はわ
が意を得たりということで、早速改正してほしい
ということをお願いしたのですが、ただその中
で、友末さんがちょっと私どもに非常に不意な
ことを一つおっしゃいました。それは、ただ利
子・配当所得は非常に捕捉しづらいという点、こ
れはまあ前から局長が言っておられました。す
ね。だけど、利子所得は非常に架空名義人など乱
用されていますから捕捉しづらいということはお

かるでしょうが、四百四万九千円以上の配当所得
を取っておる個人ですね、これは株式会社、法人
は除きますが、個人なんというものはわが一億の
国民の中でそうたくさんはいないはずである、だか
ら、何も番号をつけなくても十分これははいまの
国税当局で捕捉することが可能であるということ
を私申し上げたのです。そこで、一体この四百四
万九千円以上の配当所得を持つておる個人なん
というものは、いまのあなたの方の徴税の段階でど
ういふあるというふうな把握しておられますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 申しわけございませ

んが、配当所得だけのいわゆる所得階級分布がど
ういうふうになっておるかというの調査をいた
しております。ただ、よく一括して御議論をい
ただきます際に、いわゆるいまの配当控除の問題
とそれから利子・配当所得に対しますところの源
泉分離選択税率制度その他等を一括して御議論に
なるとございまして、配当控除の問題は、先ほど来
いろいろ御議論を重ねております法人税と所得税
の調整の問題でございまして、もう一つの利子・
配当の源泉選択税率制度といふのはいま御指
摘の後の問題として、総合課税をすることの
難易とかいうような問題が絡まっておりますので
すけれども、一括して御議論をいただきますと
なり混乱をしますので、やはり四百五十万円とい
うのは、おっしゃいますように四百五十万円以下であ
ろうと上であらうと、把握するにいて把握し
たいから配当控除をやっておるというものでござ
いせんから、それについて把握不徹底でありま
すから、こういう配当についての課税最低限が四
百五十万円であるということその制限はできてお
るわけではございません。

○寺田熊雄君 ですから、この間の不正という

ものを除去するのには、事、配当所得に関する限
り、すこぶる簡単にやろうと思えばできるわけ
でしょう、どうですか。つまり、配当所得の実質
的な非課税限度というものを勤労所得の課税最低
限にできるだけ近づけていくことは、あな

た方が決意すれば容易にできることでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) おっしゃいますよう

に、配当控除の制度は仕組みの問題をどういう
うに考えるかということございまして、そう
いう執行面の問題と離れて決意し得ると思つてお
ります。

○寺田熊雄君 そうですね。

そこで、昨日もお尋ねしたんですが、この配
当控除制度をとつておる国というのは、どうなん
でしょう、かなり法人税率というものは高いよう
に思いますがね。日本のように四〇％台で配当控
除をとつておるといふのは、諸外国と比べてちよ
っと法人に対して優遇し過ぎるという感じはしま
せんか。

○政府委員(中橋敬次郎君) いわゆる法人税と所

得税を、配当をめぐって調整を要するとしており
ます。国の法人税率は、おっしゃいますように概
括的には五〇％ないしはそれよりちょっと上回った
ところでございます。高いということとは言
え。しかしそのときに、実はこの法人税率の高
さと、それから個人の受取段階において調整をし
ます場合は、余り関連がございせん。で、調整
を要するとしておるこれらの国は、たとえば五二
％とします、五二％の法人税率をとつておるとし
まして、そのうち一〇％も上げまして、五二法
人税を取られまして、四八株主に配布しましたと
きは、その五二も受け取った株主は課税所得と
して計算をしなければなりません。一〇〇として計
算をするわけですね。そうしてほかの所得と合算を
して一体幾ら納めるべきかということ計算をし
まして、そうしてそれを納めるべき所得税額から
法人段階ですでに納めておる五二を引きまして、
追加的に納める所得税は幾らかと計算をするわけ
でございます。それから、法人税率が高くて低くて
も、完全に調整をするということになりますれば
同じ理屈になるわけでございます。

○寺田熊雄君 だれが果進になつてゐるでしょ

う、個人の場合は。
○政府委員(中橋敬次郎君) したがしまして、む

しろ受取側におきますところの個人の納める上積
み税率との関係で、追加的納税額が出るか出ない
か、あるいは還付をしようかという結果がそ
れぞれその人の所得の大きさに応じて違つてくる
わけでございます。

○寺田熊雄君 ですから、所得の非常に高いもの

は、大体受取配当の二分の一を加算して、それに
他の所得と合算して税率を出すわけでしょう。そ
うじゃないですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) ただいまお示しの二

分の一についてそういう調整措置をやつておりま
すのがフランスでございます。
それから全額についてそういうことをやつてお
りますのがイギリスでございます。

それからドイツは、改正法案を国会で審議中
でございまして、これはやはり全額について
そういう調整措置を講じようということをやつ
ております。

○寺田熊雄君 またこの次に聞きますから、余り

関連が長過ぎる……
○大塚善君 先ほどの答弁で私が納得できないと
申しますことは、私の周辺にもそういう関係者が
おるもんです。それらの人と日常接触をし
て、法人税を株主が負担しておると、こういう人
は、これは私はほとんど日本の現状の中でおら
ないが私は実際だと思つてます。

それから配当控除は、これは株主は、株主個人
の恩恵だと、これはだれもそう思つています。株
主の配当控除を受けておる人は、これは株主個人
の恩恵だと、だれもそう思つてゐるのです。

それで、四十六年の先ほどのあれにもありまし
たように、「法人税の基本的仕組みについては、
法人の性格に固執することなく、法人税制を法
人の社会的・経済的実態に適合させるという方向
で引き続き検討していくべきである。」と、明確
に法人擬制説というものを否定した考え方に立っ
ておるわけですが、それが原始的と申しますか、
シャープ税制のところへすつかり戻つてしまふ。
こういうことに対する私が先ほどの繰り返し

の質問ということになったわけですが、先ほど大臣から答弁いただいたことで、この法人税の仕組みの問題、これは局長の答弁では真つ向からそういうものを否定して対立する、そういう考え方の答弁を繰り返していただけたわけでありすが、大蔵大臣にもう一度、この点について今後どうするか、さっきの答弁でちょっとあまいところがあったもんですから、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) この問題はかりでなく、法人税制全体を通じて、税制全体から法人税制も絶えず見直していかねばいかぬことは当然でございますので、いま御提起になりました問題も含めまして、税制調査会等で十分今後御討議をお願いと考えておりますし、また国会におきましてもやはりそういう、あるいはその他の御見解がいろいろ今後展開されることと思ひますし、政府におきましても引き続き検討していきたいと思ひます。

○大塚喬君 もう少しこの論議を続けたいと思つたわけですが、そのほかにも幾つもお尋ねをしたことがあるもんですから、いまの問題の続きはまた次回にひとつ明日させていただくことにいたします。

一つは、付加価値税の問題が自治省の方から先にもうのろしを上げた、そういう新聞報道がございました。自治省の方針として、「法人事業税売上高などに課税へ」ということで、地方税の安定増収を図る。従来の所得基準方式を改めるということ、具体的には「地方税法の改正法案を可決した際にも、法人事業税に外形基準方式を導入すること」……これは「法人事業税を売上高や付加価値額で課税すれば形式的には政府部内で検討されている付加価値税に似たものとなる。」というところで、今後の地方自治体の財源に求めるところを自治省で述べておるように受け取ったわけでございますが、大蔵省、それからきのうも税調の会長代理に質問をいたしたところでございますが、まず分家の方から——分家と言うとちよつ

と失礼かもしれませんが、こちらの方でひとつ小テストしと、こういうことでございますか、大蔵大臣。

○政府委員(中橋敬次郎君) 事業税につきまして、今日大部分は所得を課税標準にいたしておりますけれども、何か外形標準をとつてはいかがかという議論はさういふ昔からございました。特に昭和二十五年シャウプ勧告によりましての地方税法の中に、今日の事業税を、きのう新聞に出ておりましたような、いわば付加価値を課税標準にするということとで国会に御提案され、またある経過期間を過ぎましたならばその税制をとるといふことになっておりましたところが、やはりついに実現を見ないままに從來どおりの所得を課税標準とする事業税という形で今日に至っているわけでございます。もちろんその中には、たとえば電気・ガス供給業のような公益事業につきまして、あるいは保険業のようなものにつきまして外形標準をとるといふこともやっておりますが、税制調査会といたしまして、事業税の性格から言ひまして、所得だけに準拠しないで、何かそのほかの外形的な標準、たとえば売上高でございますとか、あるいは付加価値高でございますとか、従業員数でございますとか、そういうもの一つとしてはいかがかという御議論はいろいろあつたわけでございます。恐らくそういうものの一つとして、所得だけにやらないで、たとえば売上高などを課税標準に採用することを検討するということ、あるいは自治省の中で議論をされておりますかも知れませんが、私ももちろんその詳細については承知いたしております。ただ、売上高といふ、あるいは付加価値と申しまして、いわゆる事業税の、事業の規模、そういうことで把握しようとして、またそれがいわゆる利益課税と称しております地方税の性格にも非常にふさわしいというふうな観点から行われるのでございまして、私もかねていろいろ今後検討しなければならぬと申し上げております付加価値税は、事業税という形でございまして、一般消費

税というものでございしますから、本来その性格が違つてございします。

○大塚喬君 時間が来ましたので——もう一つだけお尋ねをいたします。

天下り白書、これで、大蔵省の幹部がまた大変天下りが多いということで、きょう新聞の報道がなされております。それで、大蔵省が特に昭和四十八年度三十三名で、昭和四十九年度五十九名で、私がひとつお願いをしたいことは、いままでの議論や何かの中で、大蔵省関係のいわゆる深いので申しわけないんですが、大蔵省関係のいわゆる天下り、これの詳細なものが知りたいわけなんです。具体的には、その方の氏名、これは秘密にされるべきではないと思ひますし、その人の経歴、それから最後の官職、それから経験年数、それから証券界、金融界その他のところに分けて、それぞれその個人の具体的な天下り先の明細——明細というか、具体的な内容を知りたいわけなんです。委員長としてお計らいいただき、明日までにこの資料の提出方をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 担当でございせんが、担当局に伝えまして、そのように取り計らいたいと思ひます。

○大塚喬君 それでは、きょうの質問は私これで終わります。

○委員長(松田徳太郎君) 委員長から大蔵当局に御要請をいたしますが、いまの資料は、委員会に對する提出資料として提出をいただきました。

○寺田雄雄君 私は、田中金脈の問題で、予算委員会、公示義務を規定いたしました所得税法の二百三十三条に関連して、大臣並びに主税局長にお尋ねをしたわけですが、大臣は、大蔵省令、これに関連する大蔵省令がどうしてそういうふうな規定をしておるか、つまりばかにかしないので、よく調べて検討してお答えをするということでした。主税局長の御答弁はまだ何ってなかつたわけですね。それから第一に、大蔵大臣、その後なぜこの田中さんの場合に修正申告書を公表しないと、そ

の点を強調なさるか、御答弁をいただいて、その後主税局長の御答弁を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) たびたびお答え申し上げておりますように、田中角榮氏の財産問題に對しましての大蔵当局等の取り扱ひでございすが、これはあくまでも一納税者という立場の方として取り扱つておるわけでございます。言いかえれば、総理大臣の閣下を持たれた方であるからとかいふような考慮は除外いたしまして、所得税法の趣旨に沿ひまして、一納税者ということ、特に辛くするとか特に甘くするとかいふようなことはしないでいく、そういう方針でいたしておるわけでございます。またさうしないと、長い目で見まして、わが国の徴税機構が国民の信頼をつないでまいることが私はできないのではないかと考えますし、また政府といたしましてそのように取り扱つてまいることが、政治の姿勢といたしましてきわめてあたりまえの処理の仕方ではあるまいかと、そのように考えておるわけでございます。

それから第二に、したがって、しかしながら、現行の所得税法並びにそれに基づく施行規則等につきましてのことにつきまして御質疑がありまして、まだ答弁がしまつていない箇所がありましたことは御指摘のとおりでございますので、その点につきましては事務当局から御答弁させます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 申告書の公示制度でございすけれども、これは本来、申告書を公示することによりまして、いわば第三者がそういうことについての批判を持つておれば、税務当局にそういうことを通報いたしまして、税務当局の調査を促すというのを本来のねらいといたしたものでございす。この制度ができたのは昭和二十五年でございまして、この制度の一方の柱といたしまして、第三者通報制度というのがございす。そういうことを兼ねながらこの申告の公示制度というのが動いてきたわけでございます。もつとも第三者通報制度は、その後におきます運用の状況が、どうもそういうことを特に職業にす

るような人が出てまいりまして、またそれに対して報償金を出すという制度でございましたので、わが国の実情に合わないということから、昭和二十九年に廃止をいたしました。しかし、申告書の公示制度は、やはり当初のねらいを持ちながら、またそういうことによりまして間接的に納税者の正しい申告を促して、申告制度を定着させるというところをもつて今日まで貫いてきたわけでございます。したがって今日まで貫いてきたわけでございます。またその申告書を公示いたしまして、それについて一般の人の税務当局の調査を促すというきつかけをつくれればよろしいわけでございます。特に所得税におきましては大量の申告書が出てまいりまして、その中である一定金額のものを公示するというところにも相当の数が公示を要することになります。昭和四十八年分につきましては約二十五万件ぐらいが公示せられましたから、恐らく四十九年も相当の数の公示を要することと思えますが、特にそういう大量処理を要します所得税の申告書、それに対しましての税務当局の調査も、やはりある一定期間の間に集中的に自後の調査を行うというのをねらいといたしてしております。法人税についても同様の制度でございますけれども、法人税の方は事業年度ごとにそれぞれの申告書が出てまいりますし、またそれに対する自後の調査もかなり年間にならされて繰り返して行えるわけでございまして、所得税とは相当様相を異にいたしております。

そこで、所得税につきましては、従来からそういう、また翌年にやるべき仕事を残さないようにするということも趣旨でもって、一回限りのかなり大量の公示というものを前提にいたしまして、過年分のものについての修正申告というのものを公示しない制度をとってきたわけでございます。そこで、今日のような三月三十一日までという制度、あるいはそれが改正せられました前は、公示が五月一日からでございますので、四月三十日までに出てまいりました修正申告については公示をいたしますけれども、その後非常に数が多くな

つてまいりました関係上、コンピュータで処理をしなければならぬということもございまして、これを三月三十一日までというふうに一昨年に改正をしたところでございます。すべては、ある一時点におきまして申告書を大量に公示をしまして、そうして自後におきまして早期の調査に当たって世の中の人々の批判を受け、それによって税務の調査の促進を促されるものについても早くそういった資料を出してもらおうのがねらいで今日までこういう制度をとってきたわけでございます。

○寺田熊雄君 大蔵大臣の御答弁は、結局、田中角榮氏もその総理大臣あるいは大蔵大臣という職責を持つけれども、納税者としては一般国民と変りない、一納税者として取り扱えば差別がでない、特別な取り扱いができないという趣旨のようにならざるを得ない、一見もつともらしいんですが、一納税者がどういふふうな不正な申告をしているかというふうなことは、この国会の対象にはならないわけですよ、審査の。田中角榮氏が自民党の総裁であり、かつ総理大臣である、日本の政治権力を全部束にして自分の手に持っておる、あらゆる公権力を行使する地位にあるという、そのことのゆえにそういう不正は許されないと。だから、根本の趣旨が大臣の御認識が違つておる。われわれは一納税者としての田中を問題にしているわけじゃないのですよ。総理大臣としての田中さんの納税が適切でないと。だから、そのまた、それでなければ国会の問題にならないでしょう。国会の問題は、いまも大塚委員がお尋ねしましたように、大蔵省の官僚という公権力を持つていて、人が民間に天下るから、そこで問題を生ずるので、一私人がどこかの会社に入ろうと国会の議論の対象になりません。だから、大蔵大臣の御認識というのはもう根本から違つておる、われわれは一私人である田中氏を問題にしているのじゃないんです。公権力を持つておるその人が納税に疑惑があるんだ、その疑惑を明らかにしろというのが国会の審議の対象になつておるわけですから、だからそこは大臣、お考えを根本的に認識を改めていただかなければいけません。だから、総理大臣としての田中角榮氏の税がどういふふうな処理されたかということをお尋ねしているわけですよ。それから、局長にもお尋ねするわけですが、この公示義務の規定というのは、まさに国民の納税に関する批判を仰ぐというところに根本の趣旨があるわけです。これは決して密告奨励の規定じゃないわけですよ。密告奨励の規定というのは同時に、これは所得税法の五十四条に存在したものです。昭和二十五年当時も。それからあなたのおっしゃるように、二十九年に廃止されておる。だから、公示義務と並列し得る規定です、これは、一時期において。そうでしょう。何も密告奨励の規定のかわりに公示義務ができたわけじゃない。あります。そうでしょう。二十五年にあつたときとおつちやつたでしょう、公示義務は。そして密告奨励の規定は二十九年に廃止されたとおつちやつたでしょう。ですから、同時に存在したわけですよ、両立して。ですから、何も公示義務の規定というものは密告奨励のためにできた規定じゃありません、それは。脱税の密告のための規定じゃないのです。それはあくまでも国民の納税に關して国民の批判を仰ぐんだということが根本の趣旨です、それからもう一つは、もう一つの意味があるんです。それは国税の徴税事務というものを国民の前に明らかにするということに民主的な意味があります。つまり、徴税事務というものは納税者と国税当局との間のもう一本の細い線で結ばれたその関係だけで、それが国民の目から遮蔽されて全くやみからやみに処理されるものであつてはいけないうと、国民の前に多額な納税者に関するしては意を付けて、それを国民の目の前にさらすんだという意味があります。それでなければ、密告奨励の規定と並列しませんよ、これは。だから、それを考えていただかなければいけません。その点だけまず主税局長に、お認めになるかどうか。まず大臣に先ほどの質問にお答えください。

○国務大臣(大平正芳君) 寺田委員のおっしゃることはよくわかるのです。あなたのお立場として、田中さんは一納税者に違ひないけれども、政界の最高峰を経験された方だから一納税者としてだけ見るわけにはいかないと、これは政治の立場からそうだと思います。私は、それをそういう関心をあなたの方がお持ちになるとか、いろいろ御究明になるとかいうことを悪いと言つてゐるのではないのです。ただ、国税庁、税務当局といたしましては、一納税者として取り扱つておりますし、そうするのが正しいと思つております。私どもも立場を申し上げておるわけでございまして、国税庁が政治的になつたら私は大変だと思つておる。そんな政治性を持った国税庁になると恐いことなんでございまして、これはあくまでも一納税者としてどういふ地位の方であらうと、たんと税法の執行はやつていただかないと思つておるんです。そういう立場を重視しておると思つてございまして、あなたのいま問われてゐる問題は、国会の国政調査の問題でございまして、それについて、行政府に対してここはどうなつてゐる、ここはどうなつてゐるといふことを国会側からいろいろ御質疑もあり、御下命がありまして、事実を明らかにせよと追られるのは当然国会の権能でございまして、私どもも最大限それに対してございまして、われわれの許された立場でございまして、御協力をお願い申し上げます、こう申し上げておるので、私は御理解いただけるのじゃないかと思つております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 申告書の公示制度は、密告の奨励と言いますとちょっと言葉が悪いのでございましてけれども、やはりそういう申告書を公示することによって、第三者が調査を促す端緒たらしめるということと設けられたと思つております。二十九年に廃止をされましたけれども、やはり同時に制度として設けられました第三者通報制度というのは、やはりこの申告の公示制度といつて……

○寺田熊雄君 同時にですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 相補いまして行われ
ておったものと思っております。ただ一方の通報
制度、しかも、それに報償金を与えるということ
がどうもわが国民性から言って思わしくないとい
うことで、二十九年に廃止をしたわけでございます
す。おっしゃいますように、税務の仕事の結果を
国民の前に出すという趣旨でこの申告書の公示制
度というのはないわけでございます。申告書の公
示といふのは、先ほど申しましたように、世
の中の人にそういう端緒を出しまして、やはり制
度的にそういう道を講ずるというのが今日でもそ
のねらいであろうと思っております。と申します
のは、おっしゃいますように、税務当局の仕事の
成果を世の中に示しまして、ある程度のひもで双
方が結びついておるといふことを本来ねらいとい
たしますれば、むしろ申告書の公示というほか
に、たとえば更正決定の結果というのも世の中
の人たちに示さなければならぬわけでございます
す。そこにまたもう一つ申告書を自発的に正しく
出していただくというねらいがございます。前
前からの申告書の守秘義務ということがございま
すから、やはりそういうものは税務当局の仕事と
してしまっておきまして、ただ仕事のやり方とい
うものについていろいろ御批判もございまいし
けれども、仕事の発動を促した後は税務当局の仕
事ぶり、それに御信頼をいただいて、成果は世の
中に示さなくてもよろしいというのが今日の制度
だと思っております。

○寺田熊雄君 大臣の御答弁からお尋ねするの
は、ちょっとややこしいですが、大臣のお話です
ね。いま田中角榮氏が国家権力というものを一身
に束ねた公の地位にあることはわかって、しか
し、それは国税当局としては一人として扱って
いるのだからというお話だったわけですね、御趣
旨は。ただ、国税当局がそう扱うのはいいです
よ。ただ、大臣は国務大臣として、やはり国会の
一議員でもあられるわけですね。そしてそういう
国民の田中角榮に対する疑惑を晴らしていくとい
う政治的なやっぱ責任もあるわけですね、大蔵省

のキャップとして。ですから、国会の権能を尊重
するということをおっしゃっておるのに、国税当
局という一事務当局だけを弁護して、立場だけを
弁護して、国務大臣として、また議員の一人とし
ての立場というものは全く放てきされているわけ
です。私は、国務大臣としてのあなたのそういう責
任というものはどうしてもあるということ強調
するわけですね。あなたがそういう守秘義務の規
定を解除する地位にあるわけでしょう。それはた
とえば税務職員が裁判所に出了ときでも、結局最
終的にはあなたの決裁を経れば、そういう守秘義
務というものを解除し得るわけですからね。これ
は刑事訴訟法の規定で明らかでしょう。だから、
あなたはそれを解除し得る立場にあるだけであ
る。で、国会の権能を尊重するといふ、国会のい
ま私どもがお尋ねしているのは、尊重というの
は、結局その結論をまず第一に明らかにしていた
だかなければ尊重にならぬわけですよ。何を明ら
かにするんです、それじゃ。そうでしょう。われ
れがまさに問うておるのは、一体この疑惑を持
った田中角榮氏のその扱いはどう処置したかとい
う問題でしょう。そのプロセスをいろいろと弁明
してみたって何にもならないでしょう。だから、
権能を尊重するといふんだったら、その結論を言
っていただかなければ権能の尊重にならぬでしょ
う。そして国民の疑惑を明らかにするということ
は、むしろ徴税義務にとつては田中氏の秘密を守
るという、プライバシーを守ることよりもはるか
に大事なことで、そうしてその守秘義務を解除し
得るあなたは権能を持っていられしやるんです。
だから私は、その守秘義務解除の権能というもの
をあなたがこの際行使していただけるのに、おれ
はそれを行使するのはいやだとおっしゃるそのゆ
えんを聞きたいんですよ。なぜあなたはその守秘
義務を解除し得るのに、それをいやがるんです
うかね。

○国務大臣(大平正芳君) あなたの言われるこ
と、よく私理解できるんですよ。私、それはわか
らぬわけではないのです。私はこう申し上げてい
るのです。一納税者として田中さんの場合も取り
扱っておりますと、特に厳しくするか、特に甘
くするかというようなことはいたしておりません
というところは、つまり八百万の申告納税者に対し
まして、国税庁といたしましてはベストを尽くし
て徴税の責任を果たしてまいらなければいかぬわ
けでございますので、田中さんに對しましては追
徴もしてちゃんとやっておるわけでございます。
もしそうでなければ私はなかなか世間は国税庁を
信頼してくれぬと思ふんです。国税庁の上にはま
た会計検査院というのがあります。問題の案件
につきましては、専門家がいろいろ専門の立場で
御究明いたしておるんでございますから、でき
るならば日本の国会も行政庁を御信頼いただき
たいと思ふんです。この件につきましても、おまえ
さんたちが誠心誠意やられているようだから、それ
は信頼してやろうと、わが国会においても私は言っ
ていたきたい。それを私は希望しておるわけで
ございまして、五万二千の国税職員は感激する
と思ふんです。何かこそそこそ不明朗なことをや
っておるんじゃないか。こうやっておるかどうや
っておるか、一々ほじくり出そうとされるから、さ
れるように見えるから、そういうことしなないでひ
とつ信頼してやろうと、こうおっしゃってもらい
たいというのが、私の第一のお願いなんです。し
かし、なかなかそれは問屋がおるさぬというわけ
で、まあ各委員会ですと私も皆さんから、おま
えは守秘義務とやらから、自由なんだからやれる
じゃないかといふことでございまして。そのとおり
です。私はいまの所得税法で大蔵大臣というのは
守秘義務をかぶっておりますから、私守秘義務
を解除する権限もあるわけでございます。したが
って、私はこの場合どうすべきかといふことを、
私なりに考えておるわけでございます。

ただ私としてはいま冒頭に申しましたように、
できたらもう御信頼いただけませんかといふこ
と、一々もう、たとえばこの男は君危ないからど
うなっているのか調べると、国会から御下命があ
れば、はいかしこまりましたということでは、こ
れは仕事にならぬです、本当に……
○寺田熊雄君 総理大臣は一人です。
○国務大臣(大平正芳君) だからこれ、いや総理
大臣と限らぬから、国会の権能、調査権というの
はどこにでも及ぶわけですよ、田中さんだけを
やりませんという御決定はないんですから。だか
ら、守秘義務の例外をつくることなれば、田中さん
は例外でがまんしてやろうなんという規定どこに
もないんだから、これはいろんな方面にこれはか
ぶることになるんで、私は原則として、どうぞ御
信頼をいただきたいと、しかし、なかなか御信頼
いただけませんから、それではひとつできるだけ
私の方で輪郭を御報告申し上げますというわけ
で、田中さん御本人の場合、関係秘書その他の場
合、関係があると称される法人の場合、だんだん
と申し上げたばかりありませんか。したがって、あ
なたの場合でもだんだんと、田中さんの財産問題
というもののいまの姿は、ぼくはだんだんとあな
たの映像の中にはつきりしてきておると思ふん
ですよ。できるだけ、個々の金額がどうの、明細が
どうのなんというふうなことを私申し上げてあり
ませんけれども、大体の問題点というふうな問
題、それから調査はどういう方法でやっておる
か、どういふ陣容でやっておるか、それからど
ういふところが問題になっておるか、その場合に
ついて先方とこちらとの見解はどういうところが
違っておるかとかいうような点は、ともかく肝心
なところは申し上げておるじゃありませんか。だ
からこれを、そして一応は関連法人の調査が終わ
った段階では、国会の御要請がございましてなら
ば、まとめまして御報告申し上げようと思つて私
は申し上げておるんですから、行政府もそこまで
やっておるんでございまして、まずここらあたり
で、それじゃ精いっぱいやってみると、こうおっ
しゃっていただきたいたいのとばかりは、お願いです
がね、むずかしい顔をされておるようだけれども、
本当に私は率直にそう思っております。

○寺田熊雄君 大臣、私は基本的にやっぱ三権

なたは非常にずば抜けて御答弁がお上手で、そういう点で、はぐらかしてしまわれるけれども、私は何も好奇心からほじくっているわけでも何でもありません。国民が非常に聞きたがっていますよ。あなたはいつか田中さんが修正申告したときに、国税庁長官が新聞記者会見をして発表なさったでしょう、てんまつを。結果を発表しました。そのときにNHKのあの街頭録音なんか出ました。私はそれをずっと見、かつまた聞いたんです。が、だれ一人これで済んだという人いませんよ。民衆はすべておかしいと、ごまかされていると、どうしたんだこれは一体ということで不信感持っていますよ。そこをやっぱりわれわれは、国民の、そういう疑惑を解くために申し上げているんで、何もあらをほじくるとか、不信任だなんということ言いません。大方のそれは税務当局の御調査というのには信頼に値するでしょう。しかし、相手が最高の権力者であるがゆえに、私は明らかにしていただきたいと申し上げているんで、これは国会い

○國務大臣(大平正芳君) で、ございますから、本件の調査の経過、調査の方法、それから調査に当たつての問題点、そういった点は取りまゝとめて国会の御要請がございますならば、御報告を委員会の場になりますかどうか、国会の御要請に依じて、関連会社の始末も全部済みました段階でいたしますと申し上げておるわけでございませう。すなわち私は冒頭に申し上げておる一納税者として取り扱つております。で八百万もいゝわば申告納税者がおるわけでございます。それで一万一千人が、一万人ですか、申告納税の仕事をやつておるのがあるわけですから、ですから、田中さんとの仕事ばかりやるわけにいかないんです。ことごとく国税庁といたしまして、それぞれエネルギーいろいろ配分いたしましたして、何年間にそれでは問題の調査がどこまで行き届くか、これは法人にいたしても同様でございますけれども、で、ございませうから、私どもとしては国会の御要請がございませうならば、そのうちの一人でございませうけれども、

たは所得税法二百三十三で公示したもののについては、守秘義務は解除されるということは認めら

から、大蔵省令で、発表するものと発表しないの
とを勝手に決めたりすることは許されないわ

です。どうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 公示の趣旨といふのは、先ほど私が申し上げたとおりでございます。その趣旨に沿ってこの大蔵省令に定める方法によりまして、どういふものを、いつ、どこで公示をするかというところは省令で定め得ると思っております。

○寺田熊雄君 それは大変な間違つた考え方ですね、たとえば租税特別措置法の第三条の二、「確定申告を要しない利子所得」というのがあります。この規定の方法などを見てみますとね、四十六年一月一日から五十年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地において支払いを受けるべき普通預金の利子その他これに類するもので政令で定めるものに係る利子所得を有する者云々というふうな場合は、その範囲は政令で定められるということのはつきりと条文の表面に出ていなければいけません。ところがこういうもの、いまの二百三十三条の公示義務は、確定申告とか修正申告とかいうものは、それは範囲が限定されてないわけですね。そして、それは大蔵省令の定めるところによつて、その方法について大蔵省令が決めて公示しろということをやっているわけで、だからあなたはその大蔵省令の規定というものは、大蔵省令の百二条ですかね、施行規則の百二条、これは法にまかされてないその範囲を自分で決めてしまったという点で非常に趣旨を曲げた越権の規定だと、それは許されないと。そういう意味からも、法律的に言っても当然これは公示しなければいけない。

それから、局長が言われたように、果たしてこれは、まあ密告奨励とまでは言わないけれども、国民の批判を仰ぐだけの規定で、徴税事務を国民の前に明らかにするといふ民主的な要請ですね。それを否定してしまつてあなたはおられるわけですね。それはないんだと、こう言う。それは非常に解釈としては間違つてゐるけれども、しかし、それにもかかわらずあなたは、これに「たん公示

したものについては守秘義務から解除されるということはお認めになつてゐるわけですね。そうすると大もとにおいて守秘義務というものは解除されているのだから、つまり確定申告という大もとにおいてそれは守秘義務から解除されているのだから、それが多少の修正があつたからといって、またそこで守秘義務は復活するといふものじやないでしよう。本質的に守秘義務から解除されたものが、修正されたからまた守秘義務が復活するといふのは論理的に非常におかしいのです。どうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それから、ちよつと訂正させていただきます。

私、今日の申告書の公示制度ができましたときに第三者通報制度は同時にできたと申しました。申告書の公示制度の前身である申告書の閲覧制度といふのがございまして、それは昭和二十二年にできました。そのときに第三者通報制度も同時に採用されたといふことでございまして、いづれにしても、申告書を見せるということ、それが低いなどと思つたときに第三者が通報するといふ制度を両方同時につくり上げてまして、そういうことの趣旨を貫こうとしたようでございます。

それで、まず第一のお尋ねの、「大蔵省令で定めるところにより」ということでございましてけれども、私どもは従来から、やはり申告書の公示制度といふのはそういう趣旨のものでございまして、特に所得税につきましてはそういう大量処理で、しかも、その年に大抵事情調査といふのを完了してしまふという体制でございまして、ある時点におきますところの申告書を公示をすれば、それでもつてそれが低いといふことでございまして、その後、幾らそれを上回る修正申告書が出てまいりまして、そういうことについての御批判を特に仰ぐといふことよりも、まず第一次の低い申告書によつて税務当局の調査を促すといふことが行われればそれで十分ではないか、またそれが趣旨でございまして、そういう範囲

でもつて「大蔵省令で定めるところにより」といふものでその方法の具体的な内容の規定しておいたつもりでございまして。

それから、申告書が公示せられて、そこに公示せられた事項については当然世の中に明らかになるものでございまして、守秘義務は解除されますけれども、御質問の、修正申告をしたから、それがまた守秘義務をかぶるといふ問題ではございまして、公示をいたしましたものは当然むしろそれによつて世の中の人の調査を促すといふ端緒になるという点においてそういうことをしておるわけでございますから、また後に返つてそれがまた守秘義務の対象になるということとはならないわけでございます。

○寺田熊雄君 委員長、午後持ち越しますから、いまの点は。

これで終わります。

○委員長(松田徳太郎君) 三法案に対する午前中の質疑はこの程度といたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(松田徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 午前中の審議に引き続いて質問をいたしますが、主税局長にお尋ねするわけですが、あなたはその所得税法二百三十三条によつて一たん確定申告及び修正申告が公示された以上は守秘義務が解除されるという点までは認められたわけですね。ところが、大蔵省令によつてその修正申告といふものが非常に限定されているので、

その期間を過ぎた修正申告についてはまた守秘義務が復活するのだという、そういう立場をとられたわけですね。そうじゃないんですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私が申し上げましたのは、公示されました確定申告書、修正申告書で記載されておる事項のうちで、公示されました確定申告書を修正申告書で記載されておる事項のうちで、公示されました総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額といふものについて、守秘義務は解除されたわけでございます。公示されないものについては当然守秘義務といふのは及ぶわけでございます。

○寺田熊雄君 法律家の間には、そういうふうな文字解釈といふものを非常に、法を、どういふまじか、形式、表面だけで解釈する流派として、軽べつすると言つちやなんですが、困つたものだとしてゐるわけですよ。やはり法律といふものは、合理的にその規定の趣旨といふものをよく把握して解釈せにやいけません。だから、一たんAならAといふ人の確定申告なり修正申告といふものが公示されて明らかになつた以上は、それが多少の変化を来した、微動を来したといふことによつて、またそれが、その部分については守秘義務が依然として存在するんだと、つまり頭の毛が一本ふえた抜かれたといふことで、その結論が変化を来すといふのは、法の趣旨といふものを非常に曲解した文字だけにこだわつた議論で、法の精神といふものを理解したもんじやないわけですよ。その点をあなた方はもう少し法の趣旨を理解して解釈していただかなきゃいけない。

それから、あなたはまた、これは閲覧制度から源を発しているといふことをおっしゃつたね。その閲覧制度といふのは、もともとはやはりそういう限定がありましたか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昭和二十二年に設けられました閲覧制度につきましては、いつの年分のものを出しておつたといふのは、命令の定めるところにより規定がございまして、どういふふうになつておりますか、ちよつといふ調べてみ

ます。

○寺田熊雄君 じゃその調べている間にまたさらに質問をいたしますが、いま問題になっている田中角榮氏の問題では、国税当局の方は、なぜ修正申告の分についてこれを発表しないかという点について、国税庁長官のいままでの御答弁では、これは私の方は公示義務がありませんということをしきりに言い立てておったわけですね。けれども、あなたの方のお仕事というのは、義務があるからするのであって、義務がなければ一切やらないという問題じゃないと思うんですよ。もちろん義務のあることはやらなければいけません。しかし、義務はなくなつて、やることは幾らでもあるわけですね。単に人情的に親切でやるということばかりじゃありませんけれども、他の行政機関の行為に協力をするということもあるわけで、ことに国税調査権を求められた場合に、義務はないからといって、やらないと突つ張るのは、これは非常に偏狭な態度で、なるほど義務はないかもしれないけれども、してはいけないという規定はないわけですから、だから私はいまの修正申告についても、なるほどその後については公示義務はない、公示義務はないけれども、そのものが公示されているものだから、やはりこれは国税の、国会の質問に対しては当然開示するのが適当だと思ひます。この点を改める意思はないかな。

○政府委員(横井正美君) けさほどから主税局長からお答えをいたしておりますように、公示制度はいわゆる守秘義務の例外であるというふうに私どもも考えておるわけでございます。そこで、守秘義務につきましては、昨年の十月下旬以来当委員会並びに決算委員会におきまして、詳しく御議論をいたしておりますけれども、調査に関連いたしまして、私どもが知り得た事項、それはかなり広い範囲と私どもも考えておるわけでございます。申告段階におきまるところの申告書の内容あるいは財産債務明細書の内容、その辺から調査段階におきまして知り得ました秘密あるいは調査の結果、こういうものを含めまして、守秘義務がかぶ

つておるといふふうに考えておるわけでございます。そういう意味合いから、寺田先生のお話でございませうけれども、どちらかと申しますと、言つてはいけないという義務が、申告段階から調査の結果の段階に至るまであるわけでございます。義務がないのだからやつてもよいではないかというふうなことはならないと、かように考えておるわけでございます。

そこで、国税調査権との関係等でございますが、けさほど大蔵大臣より重ねて御答弁申し上げましたように、私どもの税務行政は、権力を背景にいたしまして、納税者の秘密を知り得るという立場にございまして。またそのような秘密を納税者から開示していただければ調査ができないと、適正な課税ができない、こういうことでございまして。そういうことから、私どもは納税者の秘密に深く立ち入るわけでございますけれども、しかしながら、その秘密が私どもの側から外部に漏れないんだというところでございまして、納税者側の御協力を得て調査を適正に期せられておるというところであると思ひます。したがって、申告の段階から調査の段階を通じて、秘密につきましてはやはり所得税法等の守秘義務の規定を守らなさいいけないんじゃないか、かように考えておるわけでございます。

それから、公示の制度でございますが、寺田先生御承知のように、公示制度の発足いたしました二十五年以来今日まで約二十五年でございまして、その間けさほど御議論いたしておりますところでおわかりいただけましたようなことで、修正につきましても、更正につきましても公示はいたさないというところで、今日までまいつておるわけでございます。私どもの税務の運用はそういう前提、つまり最初の確定申告と、その直後に誤りを発見しまして出しました修正申告、これについては公示をいたしますけれども、それ以後の修正申告、更正とも公示をいたさないという前提でございまして、納税者側といたしましては、この更正

というものが若干権力的なおいがするものでございますから、税務署との円滑な話し合いがついた、そこで修正をしたという形をとりたいということで、修正申告をなされる場合が非常に多いわけでございます。修正申告と申しますと、自発的な修正を一般的に考えがちでございますけれども、現実に出てまいります修正申告は調査の結果によるものがほとんどでございます。現在調査の結果に基づきましての処理として、修正申告によるものが八割でございまして更正によるものは二割しかないというのが現状でございます。その割合は、戦後の混乱期を過ぎました三十年ごろからは大体そのような比率で今日まで至つておるというところでございまして、修正も更正も公示はされない。修正の方が納税者にとつても感触がよろしい、税務署側からいたしまして、修正でございますと、納税者が誤りをみずから認めたというところでございまして、またその後のその翌年からの申告も適正を期せられるということから修正をお勧めする場面が多いわけでございます。そういう双方の意見が合致いたしましたして、そういう八割が修正、二割が更正、こういう形でまいつておるといふことを御理解をいただきたい、こういうふうに考えるものでございます。

田中前総理関係につきましても、二十五年も続いたそういう状況のもとでのものでございますから、当然修正であつても更正であつても公示にはならないのだ、こういう前提でまいつておるといふことを御理解いただきたいと考えるわけでございます。

○寺田熊雄君 非常に国民の健全な社会通念から離れたことなのだがね、あなたの方のおっしゃるのとは、いいますか、秘密だ秘密だとおっしゃるけれども、いいですか、確定申告は秘密でない、これは公示する。修正申告も大蔵省令の定めるところまでは秘密でない、これも公示する。ところがその年限を一步出たら途端に秘密になつちゃうというふうなばかなことはしないでしょ。本質的にものを見てください。たとえば私の所得もこれは一千万円超えていますが、こんなのは公示されたって何にも秘密じゃないわけですね。田中さんがなぜ秘密だと言ふのかわからぬけれども、一国の総理大臣がその所得について秘匿しなければならぬ秘密なんものは、あつちやならぬのですよ。堂々とそれを発表してはばからないというところが、当然政治家として要求されるわけですよ。それを国民も期待しているわけですね。だから、何で一国の総理大臣がその所得の内容を発表できないのか、また発表したらそれがいけないのか、国民の健全な常識では理解できないでしょう。しかもですよ、それは普通の常識論です。法律的に言つたって、いいですか、最初の申告もこれは秘密じゃありませんよ。——確定申告ね。それからその次の修正申告も秘密じゃありませんよ、しかし、年限を経て発表したら秘密になるのだ、これは何でそうなるのです。それは大蔵省令で決めているから急に秘密になつちゃうのでしょ。そんな不合理な大蔵省令はないでしょう。なぜその前は秘密でなくて、その後は秘密にしなきゃいけないのですか、それをおっしゃつてください。主税局長。

○政府委員(中橋敏次郎君) 全面的に、税務に關しましては、申告制度を円滑に發展させますために、また税務の執行をスムーズに行いますために、守秘義務というのがあるわけでございます。しかし、全面的に守秘義務を及ぼすのがいいのかと申しますと、まあ、そこで例外的にございまして、それが申告書の公示制度でございまして、それはなぜかと申しますれば、午前中にも御説明いたしましたように、申告書という確定申告書をまず公示することによりまして、そこで、正しい申告でないというところを第三者が認めれば、そこで税務の調査を促すという一つの資料にする。またそれによりまして、納税者自身も正しい申告を出してもらえ、というところで、そういうことに関しまして申告書の公示制度というものを設け、そのことに関しまして守秘義務というものを、いわば法律的に解除をいたしておるわけでございます。おのおのすべての

制度はそういうのを持ってやっておるわけでごさいますから、一体どの程度までそういうことで守秘義務の解除というのをやたらいいかというところ、一つの精神をはかるわけでごさいます。申告書の公示というものは、先ほど来国税庁の直税部長が申しましたように、所得税に關しましては、いわばある一時点におきましてその本人の申告というものを公示することによって、大量的に処理をする税務調査の活動を促す必要のあるものは、それによって端緒を提供していただければそれで十分なわけでごさいます。それをもつて、なお私どものほかの資料とともに調査をするということ、いろいろ調査の成果は上がるわけでごさいます。その処理につきまして更正という手段を選ぶのか、修正申告という手段を選ぶのかというものは、むしろ所得税のその後におきましてその執行問題を考えまして、八割方は大体この所得税制、今日のような体制をとって以後は、なるべくはその後においても毎年毎年の個人の申告のごさいますから、修正申告というものが円滑にいくだろうということとておるわけでごさいますから、むしろ修正申告というのは税務調査の結果をあらわすというふうに先ほど直税部長も申しましたけれども、そういうものでごさいますから、あえて守秘義務の解除というところまで踏み切らなくてもよろしいのではないかと、守秘義務の条項と、それから申告書の公示の条項と両方の趣旨を勘案いたしますれば、おのずと合理的な省令の制度というものは出てまいりまして、今日まで行つてまいりました。その大蔵省令の規定というの法律の規定に違反しない合理的な範囲のものというふうに考えております。

○寺田熊雄君 あなたの方のほうは十五日間だけは批判を仰げば修正できるけれども、そのあとから出た修正申告はもう批判を仰ぐ必要はないのだ、大蔵省が一生懸命調べたやつだから、妥協してやつたやつだからもう批判を仰ぐ必要はない、こ

う言つてきているのですね。だけれどもそんなことないですよ。それは発表してごらんないさい。依然として国民はこれは少ない。もつとあるはずだという可能性というものはあるわけですよ。だから、あなたの方の非常に独断になるわけですよ。それからまた、元来もう一たん守秘義務を解除したものを、大蔵省令で限度をまたくるというようなことは不必要な秘密の擁護であつて、復活させる必要は全くないので、それは四月末日です。か——三月三十一日までか——三月三十一日までの限度を区切つた。だからそんなものは、あなたは前は四月三十日までとおつしやつた。だからそんなものはね、秘密でも何でもないので、大蔵省令であるときは四月三十日まで持つていつたり、あるときは三月末日へ持つていつたり、そんなものは本来本質的な秘密でないから幾らでも大蔵省令だけでばんばん動かして得るものなので、それから、それを五月末日にしたつて五年後にしたつて何ら本質的に変わりはありません。だからもつと、国民がこういう点に疑惑を持つてい

る、その疑惑を晴らすというところに何というか、政治の明朗さというか、公正さというか、税務行政の信頼力という信用性というか、そういうものが存在するのだから、あなた方は高い時点からもう少し考えて、国民の疑惑を晴らすために行動すべきだし、また仮にあなたの方の解釈、文字の解釈が妥当だとしても、そういう不合理なものは当然私は改めるべきだと思ふ。あなたはそういう改める御意思はないのかどうか、主税局長にもう一遍お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) この省令でもつて、おつしやいますように、範囲をしばつたというよりは、むしろ私どもは守秘義務を解除する範囲を、申告書の公示制度のもとにおきましてどの程度にするのが一番目的に合つておるかということ、範囲を定めるといふ意味の省令であるといふふうに思つております。それで、今日は三月三十一日でごさいますし、従前は四月末日までと申しましたのは、実は五月一日から公示をいたします

ものですから、その公示までに、いわば本人が誤りを発見しましたものとしての修正申告は、公示までに間に合うという意味におきまして、四月三十日までに提出をされました修正申告書までは公示をいたすということにいたしましたおりましたけれども、これも先ほど御説明いたしましたように、全くこれは事務的な都合でございまして、コンピュターというところで処理をしなければならぬほど、非常に枚数もふえてきた、件数もふえてきたものでございまして、どうしても一月繰り上げざるを得ないということで、一昨年にこれを三月三十一日に指定したという経緯がございます。

それで、そういう趣旨を全然検討する余地はないのかという御質問でございましてけれども、もちろん私もとしまして、今後におけますと、公示の件数というものが、今日におきますところの金額で、一体どの程度になつてくるのかということもございまして、そういう件数と、それから大量的に税務署で公示をいたすその手数と、それからおつしやいますような問題とを合せて考え、もちろん今後検討してみたいと思つております。

○寺田熊雄君 余りこの問題で質問ばかりしてま

置をすることが、むしろ有利ではないかと、おせつかいかもしませんが、考えておるのです。税務行政の点から言つても、これはやはりそういう点に疑惑を残さないように、国民が何にも不信感を持たないようにすることの方が私は望ましいと思ふ。だからこういう点は、もう少し高い見地で検討をして、改正の方に進まれることを希望しておきます。

次に、昭和四十八年の物価調整減税額、これは幾らでしたか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昭和四十八年度の税制改正を行います段階におきまして、予定をいたしましたものを申し上げますと、消費者物価の上昇は五・五%というふうに見込んでおります。そのための物価調整減税所要額は千三百七十億円というふうに予定をいたしておりました。

○寺田熊雄君 その年の実際の消費者物価上昇率は何%でした。

○政府委員(中橋敬次郎君) 実績としまして、昭和四十八年度において消費者物価は一・七%上昇をいたしました。それに対応いたしました物の価調整減税所要額は千九百二十億円というふう

○寺田熊雄君 そういたしますと、政府の当初の物価調整減税額というものは、非常な破綻を来したことになると思いますが、その間の調整はどうなりましたか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 当初、先ほど申しましたように、物価調整のために千三百七十億円を要するというふうに見込みましたが、当初の段階におきましての所得税の一般的減税は三千五百十億円でございます。それから実績としまして、物価上昇は一・七%になりました。その物価調整のために二千九百二十億円を要するということになりましたが、物価はこのように伸びまして、一般的減税額ももちろん金額的に多くなるわけでごさいます。したがって、当初の段階で千三百七十億円を要するという物価調整のために、

そのほかのいろいろな減税要素も含めまして三千五百億、実績としては物価調整のために二千九百二十億円要するとしても、それを含めまして、その他の要素も込めて三千九百六十億円の減税をいたしたわけでございます。

○寺田熊雄君 それから、四十九年度の物価調整減税額は幾らでしたか。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず当初の段階におきまして、四十九年度においては、物価上昇を九・六%に押し止めて二千二百六十億円の物価調整減税所要額と計算をいたしております。これに對しまして、所得税の一般的減税は一兆四千五百億円と予定をいたしました。それを実績で申しますと、消費者物価は二・〇%上昇いたしました。それをもとにいたしまして、物価調整のための減税所要額は六千八百億円と計算をされます。それに対応いたしまして、当初の段階で一兆四千五百億円と予定をいたしておりました所得税の減税額は、一兆七千六百億円というふうに計算をされます。

○寺田熊雄君 いまお話がありましたように、まあ、消費者物価上昇率はちょっと、あなたの方のおっしゃる数字というのは、これは総理府統計局の数字でしようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 政府が経済見通しを立てて毎年物価上昇率を見ておるわけでございませうけれども、その実績値を申したのが、四十八年度一・七、四十九年度二・〇と、暦年でございませうけれども、そういう数字でございませう。

○寺田熊雄君 いや、それが内閣統計局の発表と少し違うようじゃないですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 毎年度経済見通しを出します場合に、実績、それから翌年度におきまして、この実績値と、いまおっしゃいます統計局で出しております物価上昇率とそんなに差異があるとは私も考えておりません。

○寺田熊雄君 この大蔵省官房調査企画課が出し

ている、これは昭和五十年一月三十日出した外国主要経済指標というのがありますがね、これによると、とてもそんな数字になりませんがね、ちょっと何で見たら見ていただければ……。あなたの方が出した資料です。——それは後で調べてください、時間がかかるから。

○政府委員(中橋敬次郎君) 詳細に検討いたしませんと確たるお答えはできませんけれども、たとえば四十八年度一・七と申しましたのは、暦年の物価上昇率でございまして、いまお示しの大蔵省の統計資料としまして四十八年度一・六・一というの、恐らくお手元の数字だと思いますが、これは年度でとっておると思ひますので、暦年と年度との違いとしてあるいはそういう差があると思ひます。

○寺田熊雄君 それじゃ四十九年度は。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十九年につきましては、私が先ほど申しました二・〇と申しますのは、実績見通しとしまして二・〇というのを申し上げたわけでございまして、同じ先ほど御指摘の大蔵省の資料でとりましても、これはもちろん年度でございませうからまだ数字が出ておりません。四十九年見通しとしまして二・〇という数字がございませう。

○寺田熊雄君 二・〇……。

○政府委員(中橋敬次郎君) 失礼しました。四十九年度につきましては、まだもちろん実績値は出ておりませんから、お手元の資料にも掲げされておられません。

○寺田熊雄君 いやいや、いまあなた二・〇とおっしゃったのは何の数字ですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) まことに申しわけありません、左と右と取り間違ひまして、二・〇と申しましたのは、四十八年八月の数字でございませう。

○寺田熊雄君 私が申し上げたのは、いまさっきも申し上げた大蔵省官房調査企画課外国主要経済指標昭和五十年一月三十日という資料があるんですが、それによつたんですがね。これはいづれも

一九七〇年を一〇〇とした数字なんです。一九七〇年を一〇〇とした場合にどうかということなんでしょう。そうすると、七四年のやつが大蔵省のいまの表で見ると一月が二三・一、二月が二六・四、三月が二四・四、四月が二四・九、五月が二三・一、六月が二三・六、七月が二五・二、八月が二五・四、九月が二三・八、十月が二六・二、十一月が二五・八と、こうなっております。とてもそんな二二でおさめる数字じゃないです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十八年度、いまお手元の数字で……

○寺田熊雄君 いまのは四十九です。

○政府委員(中橋敬次郎君) 千九百……

○寺田熊雄君 七四年。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十九年、先ほど私が申しました二・〇でございませうけれども、いまお示しの資料で見ますと一九七四年でございまして、暦年で二四・五という数字が出ております。ですから、暦年と年度の違ひということと恐らくそういう差が出てきたんだらうと思ひます。

○寺田熊雄君 そういふふうにいたしますと、結局、四十八年は他の減税で、いまの物価調整減税というものを補つたんだという、こういう御主張になりますね。四十九年も同じように見込みが非常に違つたので、物価調整減税額は当初の二千二百六十億をはるかにオーバーして六千八百億円が所要の物価調整減税額だけれども、他に減税があるのでもそれよりカバリーできた、こういう御主張になるわけ……。

○政府委員(中橋敬次郎君) 他に減税があると申しますよりは、所得税の減税額は当初から一兆四千五百億という予定でございまして、土台がふえたものでございませうから一兆七千六百億円になつて、物価調整減税所要額を当初におきまして、実績におきまして、それよりも非常に多い金額の所得税の減税が行われたということでございます。

○寺田熊雄君 いや、それならそういうふうにはつきり当初から言えはいいわけですね、物価調整減

税額がそれだけたくさんあるということが、見込みが違つて、それで大減税だ大減税ということをやられたんだから。実際はそうじゃなくて、物価の上昇に伴つてそれだけ物価の上昇をカバーするために使われたんだということになりませうから、それだけ差引かないと本当の意味の減税ということはないわけですから、それはそういうことになりませう。

○政府委員(中橋敬次郎君) そういう意味で申し上げれば、当初の段階におきまして一兆四千五百億円マイナス二千二百六十億円というのは、物価調整を補う以外のための減税でございまして、実績で申し上げれば、一兆七千六百億円マイナス六千八百億円というのは物価調整以外のための減税であるといふふうに言えるわけでありませう。

○寺田熊雄君 あなたの数字で言つても、やっぱりそういうふうな御説明になると思ひます。だから、本当の減税というものは一兆四千五百億じゃないんで、物価調整減税というものを差し引かないと、それは——物価調整減税というのは、要するに消費者物価の値上がりで、それだけ負担が重くなるから、その分だけ税で見ましようというこでしよう。だから、それをやはり引かなければ本当の意味の減税にならぬわけでしょう。それから、三二・九%という非常なベースアップが四十九年度あつたわけですね。ですから、三二・九%もベースアップした場合の国民の税負担というのは一定の年取の人をとつてみなければいけませんけれども、とつた場合にどういふふうになるのか、負担がふえることになりませうか。たとえば年取百万円の人、二百万円の人、三百万円の人、四百万円の人と四段階にとつたとしますか、どういふ結果になりませうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 夫婦子供二人の給与所得者で申し上げます。四十九年は四十八年に対して三割給与収入が伸びたという計算をいたしますと、百万円の人、三千万円になるわけですが、この百万円の人、税金は、四十八年もゼロでございまして、この人

が百三十万円に上がりまして所得税額は四十九年においてゼロでございます。それから同じく四十八年に二百万円の人、四十八年におきまして七万九千七百九十八円の所得税を納めていたわけでございます。その人が三割給与が上がりまして四十九年におきましては二百六十万円年収があったといたしますと、その人の四十九年分の所得税額は八万八千円になるわけでございます。それから四十八年に三百万円取っておたとしますと、その人の所得税額は二十一万四千七百七十二円でございますが、三割給与が上がりまして四十九年には三百九十万円になるというふうになりますと、その人の所得税額は二十二万二千二百五十円になるわけでございます。恐縮でございますけれども、次は五百万円の人、五百万円四十八年に取っておった人の所得税は六十二万九千二百円でございますが、この人が三割収入がふえますと、四十九年におきましては六百五十万円の収入を得まして、それに対して所得税は六十七万二千六百五十円ということでございます。

○寺田熊雄君 本年度政府の見通しでは一・八%消費者物価が上がるという見通しですね。これによって物価調整減税所要額、これを八百六十億としておられるようですね、この理由はどういうことですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 一・八%五十年に物価が上昇いたします、そのために物価調整減税所要額は、一時的に計算をされますのは四千三百五十四億円要するわけでございます。これは毎年、先ほど申しました数字につきましても同じような計算をいたしておりますが、前年度減税をいたしておりますと、その平年度化というのが翌年あるわけでございます、その平年度化しまして五十年年度においては三千四百九十億円、非常に前年度の減税が大幅でございましたから平年度化も大幅になりまして、三千四百九十億円というものは、前年度の減税の平年度化として五十年に減税になるわけでございます。この三千四百九十億

円を差し引きしました純額が八百六十億円というところでございます。毎年毎年同じように前年度の減税の平年度化はそういうふうにし引き計算をいたしますけれども、四十九年の減税は御承知のように非常に大幅でございましたから、特にこの平年度化の要素が大きく響いておりますのであります。

○寺田熊雄君 あなたの方からいただいておる「昭和五〇年度 税制改正の要綱」というのがありますね。この「昭和五〇年度 租税及び印紙収入予算の説明(未定稿)」というのがありますね。この七ページを見ますと、一人当たり給与額として一七%増とあります。あなた方としては単年度の給与を見込みとして一七%のアップというふうに見ておられるわけですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これは政府の経済見通しに準拠をいたしましたものでございまして、それによりまして一人当たり給与雇用者所得は一七・一%上昇すると見込まれておりますので、それによりまして。

○寺田熊雄君 そうすると、いま日経連などが言っている一五%に抑えるというの、これは政府の経済見通しよりもさらに下回っておられるわけだろうか、その点いかがでしょうか。

は、過去のものか、将来の物価の上昇に見合うためにベースアップするということに考えていらっしゃるのか、その点どうでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) ベースアップを一体どういうふうに考えるべきかということ、実は非常にむづかしい問題でございます。おっしゃいますように、一方には過去におきましますところの物価上昇を補うという考え方もございまして、今後における物価上昇を補う意味においてベースアップを行うという考え方をする人もござい

私どもは、いずれを取るかということ、ちょっとこの際その専門でもございせんので申し上げるわけにもまいりませんが、少なくとも所得税の減税、物価調整減税を考えます場合には、従来とも、たとえば五十年で申し上げますと、四十九年度と五十年年度の平均の物価上昇率というのをとてまいりましたから、いわば、ほぼ五十年中における対前年の物価上昇率というのを、政府経済見通しにおきましては年度でありますから、それととりまして、それに当たる物価調整減税所要額というのを毎年算出しております。

○寺田熊雄君 そうすると、あなたのおっしゃる物価調整減税所要額というのは、対前年の消費者物価の上昇率に即応するものですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは所得税でございますから、四十九年中の課税最低限と、五十年年中の課税最低限をどの程度伸ばせばよろしいかという問題でございますから、本来でござい

すれば、四十九年に対する五十年の物価上昇というものをとらえればよろしいんだと思ひますけれども、毎年私どもがこういう作業をやりますときには、政府経済見通しとしては年度間の平均上昇率というのが出ますから、およそ暦年としまして、年度平均上昇率というのをとって、それをめどにしながら物価調整減税所要額というのを算出し、またそれに対応するような課税最低限の引き上げというのをやっているわけであり

勤労者は過去の消費者物価の値上がり補うためにベースアップするんだと考える。あなた方は、過去に於いてやはり公然と御発表になりましたか。

○寺田熊雄君 どうもこんなにやく問答のようですよ。くわらないんだけれども、そうすると結局、主税局長としては、あなたのおっしゃる、政府の経済見通しによる勤労者の所得の平均的な増加というものを一七・一％と見込んだ。で、それはどうもウエートがあると思われませんか。過去の物価上昇を補う方にウエートがかかっているのか、それとも五十年の消費者物価の値上りを補うという点にウエートがかかっているのか、あなたはどちらにウエートがかかっていると思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは実は私どもの仕事とは関係がございまして、いずれにウエートがかかりましたも、結果として五十年の度税収に入ります、それに対応する給与が一体前年度に比べてどれくらい伸びるかということが税収を算定する場合に必要なわけがございまして、それがどちらにウエートがあるかということは、およそ企業におきましてそういう賃金決定の要素としていろいろ団体交渉でもちろんそういうものは反映いたしまして、経済としてどちらにどういふような伸びを示すかというのが実は私どもの税収算定につきましては非常に重要なこととございまして、またそれは別に、私もが課税最低限を考へます場合には、給与が伸びるその伸び方よりは、消費者物価がどの程度伸びるかというその伸び方の方にむしろウエートを置いて考えるわけがございまして。

○寺田熊雄君 主税局長としてはそうかもしれないですね。だけれども、一般の国民としましては、過去におけるものの後追いだということになりますと、ことしの物価の上昇率というものを考へないと、賃上げ幅というものは決定できませんからね。それから過去における消費者物価の上昇率というもののウエートを置いて賃上げをするかどうかと、そこがまた非常に重要な要素になってきます。ことは一・八％でも去年が二・四％の消費者物価の上昇だということになりますと、とても一七％ではもうおさまらぬわけでしょう。だから、そういう点をあなた方がやはりいすれにせ

よはつきりしたものを持っておかれませんか、減税幅が決まらないんじゃないかと思うんです。つまり、後追いでやりますと、前年の物価上昇率を一生懸命後を追わなければいけませんからね。そうしますと、勢いベースアップの率も多くなりまして、一七・一％ではとてもおさまりませんから。そうでしょう。そうすると、かなり名目的な賃金というものは上がりますね。名目的な賃金が上がると、消費者、一般勤労大衆の重税感というものには非常に大きくなってきます。とても一七・一％では済まない。私は最小限度二〇％以上というのが実務家、これは労働者だけではありません、経営者の方でも二〇％以上という見通しを持つておるようです。二〇％最低上がると見た場合の先ほど言った勤労者の税の比較というのはどうなりましょうか。まあ百万円はないと。百八十三万円とか以上ですか、標準世帯で二百万円を例にとつて——これは独身者の場合はやっぱし税金がかかりますからね、だから、百万円の人は独身者について、それから二百万円、三百万円、四百万円の人は標準世帯について、税がどのくらい上がるかということをやつと教えていただきたいと思ひますが。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私どもは実は一七％というもので算出をいたしておりますので、手元にそれしか持つておりませんからこれで申し上げることでお許しを願ひたいと思ひますが……。

○寺田熊雄君 言つてください、一七％で。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず、独身者について申し上げますと、しかも、先ほど申しましたように、四十八年から三割伸び、一七％伸びるといふ計算をいたしておりますので、独身者につきましては四十八年から申し上げます。独身者では四十八年に百万円年収があつた人は、その年所得税額は四万三千八百円がございまして、これが三〇％伸びまして四十九年に年収百三十万円になりますと、税額は五万五千四百八十七円がございまして、これがさらに五十年に一七％伸びますと、年収は百五十二万一千円になりまして、それに対する

所得税額は五万七千八百六十五円になります。同じく独身者の四十八年におきます年収二百万円の方は、その年所得税十五万一千八百六十四円がございまして、三割年収が伸びまして、四十九年には二百六十万円になりますと、それに対する所得税は十六万九千四百三十七円になります。これがさらに五十年に一七％伸びますと、年収は三百四十二万円になりまして、それに対する所得税は十八万四千十円になります。

○寺田熊雄君 はい、けっこうです。

○政府委員(中橋敬次郎君) それから先ほどの夫婦子供二人の方で、四十八年二百万円の方は、先ほど申しましたように、四十九年に三割アップして二百六十万円、それがさらに一七％アップいたしますと、五十年には年収三百四十二万円になりまして、それに対する所得税は十八万二千九百八十円。

○寺田熊雄君 二百万円がですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) はい。四十八年に二百万円の方は、五十年に三百四十二万円になりますと、それに対する所得税は十八万二千九百八十円になります。

○寺田熊雄君 二百万円と二百六十万円の場合をおっしゃつてください。

○政府委員(中橋敬次郎君) 二百万円の方は四十八年には、先ほど申しましたが、所得税は七万九千七百九十八円がございまして、それが三割アップいたしまして、四十九年には年収二百六十万円になりますと、所得税は八万八千八百円になります。これがさらに一七％伸びますと、五十年の年収は三百四十二万円になりまして、所得税額は十八万二千九百八十円になります。

それから四十八年の三百万円の方は、その年の所得税額は二十一万四千七百七十二円がございまして、三割アップいたしますと、四十九年の年収は三百九十万円、それに対する所得税額は二十二万二千二百五十円になりまして、さらにこれが一七％年収がふえますと、五十年には四百五十六

万三千円の年収になりまして、それに対する所得税は二十四万四千四百六十円になります。

それから夫婦子供二人で四十八年の五百万円の年収の方は、それに対する所得税額六十二万九千二百円がございまして、年収が三〇％アップいたしますと、四十九年には年収六百五十万円になりまして、それに対する所得税額六十七万二千六百五十円になります。これがさらに年収が一七％アップいたしますと、七百六十五万円になりまして、これに対する所得税は七十七万五千八十円になる予定でございまして。

○寺田熊雄君 それでけっこうです。

政府見通しによる一七・一％のアップだとしますと、多少の増加はありますけれども、それほど多い増加にはならない、こういう結果になりますね。

○政府委員(中橋敬次郎君) 税額ですね。

○寺田熊雄君 税額。これが二〇％になった場合の、いま局長がおっしゃつた表を、これはこの当委員会にお出しください。持つてきてくださつた委員長の御決定で私のところへ持つてきてくださつてもけっこうです。二〇％アップになったときの表をひとつぜひ御提出願ひたいと思ひますが、これは後日ね。

○委員(松垣徳太郎君) 御要求の資料は提出できますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それではいま申しました数字も含めまして、五十年につきましては一七・一％と二〇％と両方計算したものをつけ加えました資料として御提出できると思ひます。

○寺田熊雄君 それから二五％の数字は——可能性があるから。

○委員(松垣徳太郎君) それでは御要求の資料は委員会資料として御提出を願ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 一七％と二〇％で。

○寺田熊雄君 それと二五％。

○政府委員(中橋敬次郎君) 計算でございまして、それではそういう三通りのもので委員会に御提出いたします。

○寺田熊雄君 それから税体系全体の中で、いまあなたの主管の局長以下税務当局としては、間接税と直接税との比率をどの程度に置くのが望ましいかと考えていらっしゃるか、そのお考えをちょっと聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私どもは、実は予断としまして、いまのわが国の税制の直間比率が何%になるのがよろしいかというものは持つておりません。むしろ税収が歳出の要請を満たし得るものでございませう、そんなに大きな税制の変更をする必要はないと思つております。ただ問題は、やはりこれからいわゆる経済の安定成長の時期に入るといたしまして、しかも歳出の需要が、いわゆる福祉を中心としまして、かなり伸びるというふうなことになるまいりました場合に、一つには、いまの税制の体系としての程度を測さる、経済成長のもとにおいていわゆる自然増収が伸びるかという計算をまずやってみなければなりません。それからいろいろまた今日の税制の中でもいろいろ手をつけることによりまして、どの程度の増収が図られるかというのを計算してみなければなりません。しかし、一番考えられべきことは、かなり福祉ということを大々的にやろうとしますれば、年々恒常的に相当の財政需要が要するといふふうに考えざるを得ないわけでございす。もちろんそれは程度によると思ひます。あるいはそのスピードにもかかわると思ひますけれども、かなりそういう財政需要が予測せられるとしました場合に、一体今日の直間比率のままでそれだけの税収を上げることができるとか、あるいはそれが適当なかどうかという判断をいたして見まして、その場合に、やはり相当の税収を上げる必要があると思ひます。間接税というのをその際に考えなければならぬ。その結果直間比率というのはいささかよりはずと間接税にウェイトがかかることになりましようけれども、それは一にかかりまして国民がそれだけの財政需要を要望し、またそういう負担に耐え得るといふ選択をするかどうかにかかっている問題でございまして、そういう選択が行われて初めて負担を高める、そのためにどういふ税制をとるといふ問題を検討しなされるやうなふうなことを考えております。

○寺田熊雄君 いや、局長のようにおつしやる、非常に私も思つては案に相違した考えを持つてわけですがね。というのは、国民がいずれを選択するか、それを待つてといつても、私どもはもう直接税の比率を高めると、むしろそのほうが富の再配分に役立つからという気持ちで非常に持つてゐるわけですね。ところが、そういう要求にもかかわらず、いま現実に政府のほうでは附加価値税の創設というものを準備していらつしやるわけでしょう。そして間接税の比率を高めるという方針をある程度もう固めていらつしやるわけじゃないですか。だから何か国民のコンセンサスを持つてといふようなことは、非常に言葉としては美しんだけれども、むしろそれに先立つてあなたの方が先に方針を決めちやつて押しつけてくるんじゃないかというのを国民は非常に恐れているわけですね。その点いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私どもはまだ間接税を大々的に採用いたしませんとかいふことを決定したものでございませぬ。ただわが国の租税負担率が高い時期を別にいたしますれば、二〇%で今日までやってこれました。欧米の諸国を見ますれば、大体この租税負担率といふものは三〇%を超えのものが普通でございす。さらにそのほかに社会保険料負担を考えますとわが国は大体五〇%ぐらいでございまして、欧米先進国はこれが一〇%でございすから、租税及び社会保険負担を合計いたしますと、わが国の二五%に対しては大体欧米諸国というのは四〇%から四五%ぐらいを負担をいたしてございす。それで一体どうしてこんなに違いがあつてやつてこれたのかというのを歳出の内容について見ますれば、まあ軍費は別にいたしまして、大きく違ひますのは、いわゆる社会保障費の差異だと思つております。したが

まして社会保障費を相当ふやすということになりますれば、この租税及び社会保険負担というのはどうしてもふえてざるを得ないわけにございす。そのときにもちろん税負担でいくか、あるいは社会保険負担をどの程度ふやすかという問題がまず第一に出てまいります。そのときにも恐らくやはり相当の租税負担というもののいつて依存しなければならぬという事態も予測されるわけにございす。これを予測しましたときに、一体今日のような直接税という、その中でも所得税、法人税というものを増税して取れるかと、しかも、その非常にふやると考えられます一〇%程度の負担率を高めるために、所得税、法人税を動員してそれだけのものが得られるかというふうなことを考えますと、これについては私はかなり疑問に思つております。

なるほどおつしやいますように租税特別措置があるではないか、大企業に負担をさせればいいではないか、あるいは所得税の高額所得者に負担させればいいではないかというお話がございすけれども、これ一〇%の負担率をそこに負担をさせて、とてもそれだけでは私は得がたいのではないかとと思ひます。欧米諸国が、特にヨーロッパ諸国でございすけれども、間接税にかなり負担を持ちながら、負担率三〇%から三五%になつておるというところはやはり一つの大きな私どもの研究課題でございす。そういうことを考えますれば、やはり一つの間接税というものは、われわれ税制当局者としては、いつの時代にも研究をいたさなければならぬと思ひます。そういう研究はもちろんやらなければならぬ。しかし、結局のところは、そういうことを言つてしまふと、あえて社会保障費をうんとふやすという覚悟が国民にあるかどうかというの、まず第一の問題でございす。そういう負担をしないでよろしい、負担は少なうてもよろしいから、それぞれがいますまでの程度ぐらゐの社会保障の伸びで賄えるぐらゐでよろしいというところでございすれば、あえてそういう大きな税体系の変更というのは要しませんでし

し、飛躍的にやはり社会保障費をふやそうということになりますれば、やはり一度はそういう問題はみんな考えて直さなやうな思ひます。思つております。

○寺田熊雄君 直接税のいま総額といひますか、どのぐらひですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昭和五十年におきましての予算額総額十八兆二千二百七十七億円で、直接税と考へております税目は十三兆三千九百七十億円、率で申しますと七三・五%でございす。

○寺田熊雄君 そういたしますと、一〇%の税収をふやすといふのは、約二兆円足らずなわけですね。だから、二兆円の税収をそれじやどこから取るかという問題に帰着すると思ひます。私どもは、一般大衆の零細な所得税なんかからこれを取れといふことは申してないことは当然なんです。これはやはり私どもの見地では、まあ、法人税の増徴、それから租税特別措置の廃止、それから交際費、広告税等あるいは富裕税の設置というやうなことで、二兆円などは軽いといふふうに考へておるわけなんです。ですから、あなたが一〇%の増収といふものは非常に困難だと言ひますが、私どもはもう非常にこれは容易である、困難ではないといふふうに見てゐるわけで、そこで、法人税の方はまた明日質問することになると思ひますが、租税特別措置の、所得税関係の特別措置による減収額といふものはどのぐらひですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 私が先ほど負担率一〇%と申しましたのは、国民所得に対する比率でございすから、国民所得で申しますと、いま百三十三兆でございすから、とても二兆の増収でも私は非常に大変なことだと思ひますけれども、国民所得に対する負担率一〇%を上げる税率というのはいささか大変な金額でございす。それから、いまお尋ねの昭和五十年におきまして租税特別措置減収試算で五千六百十億円と試算をいたしておりますが、その中で所得税は四千六

百八十億円でございす。

○寺田熊雄君 ちよっと私どもの方も非常に検討してみなさいませんで、あなたのおっしゃる国民所得と税収との比率ですね、しかも、それが間接税と直接税に分けて。ちよっと私どもの方もあなたの御説明で納得しかねるものがありますから、アングロサクソン系統とそれから大陸と二つに分けて結構ですから、いまの国民所得と税収とのそういう比較を出した一覧表を、これも委員長、委員会に提出を求めたいと思います。

○政府委員(中橋敬次郎君) そういふ資料はお出したいたしたいと思います。

○寺田熊雄君 まあ、国民所得の一〇%、十三兆をいま直ちに徴税しろというふうなことはいまの日本ではちよっと無理でしょう。これはわれわれも要求しないけれども、たとえば厚生大臣が予算委員会でお約束なさったという、老齢福祉年金の二万円を来年度中に実現すると、こうおっしゃったそうですが、そうすると、一万円アップするたの所の財源というのは六千億と聞いておりますが、六千億をいかに獲得するか、あるいは三万円の老齢福祉年金で一兆二千億をいかに獲得するかということになりますと、それはもうきわめて現実性のあるそういう困難なものではないとわれわれは考えておるわけですが、いま局長のお話では、租税特別措置で、これを廃止した場合に得られるものが四千六百八十億、これは所得税関係だけですね、そういうお話でしたが、これは法人税の関係を含まずとどのぐらいになりますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 所得税で四千六百八十億、全体で五千六百十億円でございすから、所得税の四千六百八十億円との差額は大部分法人税でございまして、法人税で六百九十億、その他の税目で二百四十億円ということになります。

○寺田熊雄君 それから、いま政府はやはり附加価値税の創設というものは御準備になつておられるわけでしょう、どうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) とてもまだ準備とい

う段階まで至りませんで、外国におきますような制度を勉強いたしましたり、そこにおきますところの物価に対する影響とか、執行上の難点とか、そういうものを研究し始めたところでございす。

○寺田熊雄君 その研究調査にはどのぐらいの日時を必要とするんでしょう。たとえば五十一年度の予算の提出にそれが伴う公算があるのか、それとも、とても五十一年度の予算にそうした附加価値税の創設というものを提案することは不可能と見ていいのか、あなたは担当の局長でいらつしやるので、その見通しを聞きたいです。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまからスタートいたしましても、昭和五十一年度にならういふものを実施するといふことはとても不可能だと思ひます。たとえば英国におきましても、いよいよやるという決心をしましてからでも、いろいろPRとか徴税当局側の準備とかで、二、三年を要した経験がございす。

○寺田熊雄君 そうすると、それが実際上われわれの前にあらわれて論議すると仮定しても、まあ再来年以後と見ていいですね。

○政府委員(中橋敬次郎君) 仮にそういうことになりましても、おそろくいまお示しのような時期が、早くてもそういうことだと思ひます。

○寺田熊雄君 それはまあそういうふうに乗っておきましよう。

それから、富裕税については、もうすでに大塚委員からも詳しい御質問があったと思ひますが、これはもう大塚大臣もいま直ちにとてもこれを実施する意図はないといふことをおっしゃったんですが、これはかつて現実なものであった時期がありますね。そのときはどのようにしてこれを制度化した、どの程度の税収を上げたのか、ちよっと御説明願ひたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) わが国におきます富裕税の歴史は、昭和二十五年、シャウブ勧告によります大税制改正におきまして創設をせられたものでございす。そのときの税収は、昭和二十五年年度におきまして五億二千万円、全体の税収の

○一%、昭和二十六年におきまして九億六千万円、全体の税収の〇・一%、昭和二十七年におきまして二十二億三千万円、全体の税収の〇・三%といふものでございまして、昭和二十八年になかなかこの執行面におきますいろいろな問題がございまして、廃止をいたしました。

○寺田熊雄君 そのときの税率はどのぐらいだったですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず、五百万円以下は免税といふことにいたしておりました。税率は、したがって五百万円超から最低税率が始まるわけですが、〇・五%から三%までの累進税率でございす。

○寺田熊雄君 これをわが国の、たとえば一億円以上の資産に、平均一%でよろしいから、した場合の税収見込みというふうなものをちよっと教えていただきたい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 申しわけございませぬけれども、まだわれわれのところでは、いわゆる国民の財産につきましての分布についての調査がございせん。ただありますのは、相続税をかけたりました遺産についての資料があるわけがございす。今後そういうのをとにしながら、国民の財産の分布がどのようになっておるかといふことを私どもが勉強しなければならぬけれども、税収としますれば、先ほど申しましたように、わが国の過去におきまして、大体〇・一から〇・三%程度でございまして、現在やつております国としてドイツがございすですが、税収はやつぱり全体の税収の一・八%程度でございすから、金額的にはそんなに大きなものではないといふのが、大体です。やつておる国々の例からも言えるわけがございす。

○寺田熊雄君 これはいづれこの見通しを私どもとしても承りたいと思ふので、これはきょうは資料の提出を要求せずに、また担当の方に来ていただいていろいろ研究していただきたいと思ふんですが、最後に一つだけお尋ねしたいのは、利子・配当所得の源泉分離を選択している人ですね、こ

れはどのぐらいおりますか、ちよっと。その金額の総額などわかりましたら。

○政府委員(中橋敬次郎君) 利子・配当につきましては源泉選択を分離しておる人の数というのは実はわからないのでございすけれども、支払われておりますたえば利子につきましては、全体の支払われる利子の中で約半分が個人に払われるわけがございす。その個人が受け取ります利子の中で、源泉選択をして課税を受けております金額は、四十八年度で申しまして七千二百二十三億円、割合で申して個人が受け取りますものの中で二二・八%でございす。

○寺田熊雄君 時間でですから終わります。

○鈴木一弘君 最初に、所得税について伺いたいんですが、今度の改正には出てまいりませんけれども、所得税法の第九条通勤手当の問題であります。これが最高で政令によれば限度額七千円といふことになっております。通勤手当が七千円、自転車通勤が最高が二千五百円、定期が七千円で両方合わせてやつた場合にも最高七千円というのが限度だと思ふんですが、これは実情から言っても、実際二キロ以下は通勤手当は出てない、それも非課税という対象にはなつておりません。実際としては通勤手当というのはいくらでも得るためにどうしても仕方がなしに通勤をしなきゃならぬわけですね。かせがないために通勤するといふ人はないわけでありまして、そうすると、所得を得るために必要経費としても計算がされなければならぬ問題だらうと思ふんです。それは通勤だから飛行機でもいいというふうなそういうのはまずないと思ひますし、非常な遠距離というのでもないと思ひます。そうならば、これは限度額をもう設けなくてもいいんじゃないか、こういうふうに考えられるんですけれども、その点は御検討はしなかつたんでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) まず最初に、現在の所得税におきます通勤費の非課税の制度におきましては通常必要であると認められる金額を限度にするということになっておりまして、いままでの

経緯から申しますと、国家公務員が通勤手当を受けます限度というのを一応のめどにいたしてきております。それでいまおっしゃいました七千円といひますのは、実は昨年の改正によりまして九千円に引き上げられております。それからまた、いわゆる普通の電車その他の交通機関ではありませんが、むしろ自転車あるいは自分の車で通勤する人のことも考えまして運賃相当制によりまして、それによる運賃相当額というのを算定いたしました。それが九千円になるところまでも自動車を通うような人についても非課税にするという措置を講じております。

それでお尋ねのように、およそ通勤費であれば全額非課税にすべきではないかという御議論もあるわけでございますけれども、この制度を創設いたしました当初から、やはり通常の通勤者として考えられる通勤手当というものを頭に置いて考えたわけでございます。非常にこれを高く要する人というのはいくつかある個人的な事情があるのが通例のようでございまして、たとえば自分のうちが遠くにありますけれども、それを何らかの事情で離れたらなければならない人は、東京にも相当長距離でも通って来ている人がございます。そういういわば個人的な事情もある程度しんしゃくをしまして、そういう人はやはり自分の家計消費という部分で負担をしてもらう点があつてもよろしいのではないかと、先ほど申しましたように、法律上も「通常必要である」と認められる「程度」というので非課税にしておるわけでございまして、一体通常必要と認められる程度をどのくらいにしたらいいかということでございます。

けれども、人事院がわれわれ国家公務員につきましても通勤手当の金額を算定いたしますにつきましては、かなり詳細に民間におきましてもこの通勤手当の支給の状況を調査いたしまして、勧告をいたしておりますから、やはり大体の民間のそういった支給がどの程度になつておるかというものが基本になるわけでございます。たまたま先ほど申しました昨年の九千円に改定をいたしました

きの人事院の調査によりますれば、やはり全額という通勤手当を支給をいたしております民間の事業所において最高支給をいたしておりますのが平均で月額八千二百七十四円というのがある根拠になつておつたようでございまして、大体九千円というのが法律に書いてございまして通常の通勤手当の額として考えてもよろしいんじゃないかというところで、最高限度としてそれを設けている次第でございます。

○鈴木一弘君 いまの通勤手当、そうすると、この十二月になると今度は一万円を超えるようなふうになつてきますね、これは、人事院の改定がある。そういうことになるんですから、むしろなくしちゃった方がいいという感じが、限度を設けないということにした方がいいんじゃないかと思ひます。

次は利子・配当並びに給与所得、これは源泉課税ということで、所得税の徴収の方法については現在源泉徴収義務を給与支払者に義務づけているというのでもございます。この議論は何度も何度もされておることでもありますけれども、実際は申告制にするのがこれはもう税としては当然だろうと思ふんです。それが便宜上の源泉徴収制度が今度だんだん固いものになつてきています。そういう点、私はやはり本来ならば源泉を選択するということができるようにせよというやり方が本当はいいんじゃないか、自主選択が何かさせる方法を考えるべきじゃないかというふうに思われるんですけれども、そういう点の基本的な考えはどんなふうになつておるんですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 所得税の納税者が今日のように三千万人を超えるというふうな事態になりまして、一体どういうふうなこれを徴収するのがいいのかという制度を考えます場合には、やはり私はいわば能率と申しますか、徴税費という問題も常に考えてみなければならぬと思ひます。みんなが申告制度で納税する方がよろしいのか、あるいはまた支給支払者と給与を受ける側という、いわば税金以前の関係が存在する、

そういう場合におきまして、やはり給与を支払います側についてそういう源泉徴収の労をとつてもらひまして、円滑にしかも、能率よく税金を納めていただくということも私はあながち所得税制としてそんなに不合理なものではないというふうに思つております。また現にそういう源泉徴収制度につきまして、これはもちろん私の申し上げたような観点も入れられまして、最高裁においても憲法にもちろん違反するものではないというふうな支持も出ておる次第でございますから、やはり源泉徴収制度というものを一つの根幹として考えていただきたいというふうに思つております。

○鈴木一弘君 いま憲法に違反するものではないというのがあると、こういう最高裁の見解が出されておりましたけれども、憲法第十四条で法の下の平等がうたはれてゐる。一方は申告制であり一方は源泉で、いわゆる給与所得者から言えば天引きという形をとられてくる。やはり確かにそれは憲法違反ではないでしようけれども、平等であるという、厳密なことを言うとうるさうな感じがするんです。ですから、これがいろいろサラリーマンに対する所得税制のことでの訴訟が行われておる。その同志社大学の大島教授の訴訟のときでも相当議論をされたというふうな承つておりますけれども、やはり一方は強制、一方は自主的、こういうところからは何か徴収方法の違いというのが、今度は納税する方にとると非常に不平等を受けている感じがするんじゃないか、それが一つの不満となつて燃えてくるんじゃないかというふうな思ふを得ないわけなんです。ただ憲法上は大丈夫なんだというだけなのか、その点も一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 源泉徴収を受けておる人たちが、納税に關しまして平等の取り扱いを受けていないということを言われるにつぎましては、私は一つの誤解と申しますか、認識の違いがあると思つております。と申しますのは、いわばクロヨンというふうな言葉に代表されますように、申告制度だけにより

ますれば何か税金が安くて済むと。しかもそれは、たまたま自主申告納税という言葉を申告納税制度のPRに私どももずいぶん使つてまいりましたけれども、あたかもそれが自分で好きなだけ税金を好きなときに納め得るというように、一部の人は誤解をされてしまつたけれども、本来そういう意味での自主申告納税制度ではございせん。源泉徴収をされましても、申告納税をする人につきましても、納めるべき税額というものは同じであるはずでございます。したがつて、申告制度でなくて、源泉徴収をされるからきつめて不合理な取り扱いを受けておるといふことは実は私は余りないと思つております。仮に申告制度をとつてみまして、言われることは、一つには、申告納税者でございまして七月と十一月と三月に税金を納めればよろしい、場合によればその一部は五月まで延納ができる。それにかかわらず、われわれ月給取りは毎月毎月きちんきんと取られるというふうなことを言われましても、実はそういう毎月毎月取られる者と、ある一定時期に分けて取られる者につきましてもの差異というものも、実は給与所得控除というふうな形でもかなり配慮をしておりますのでございまして。そのほかにいろいろ必要経費も含めまして税務上の問題も考へて給与所得控除制度というののもつておりますから、私はあながち給与が源泉徴収をされるから非常に不合理を受けておるといふふうには考えないわけでございまして、またそれが能率よく徴税費も安く円滑に税金を納めてもらつた一つの今日までだんだん確立してきた制度として、今後もしもそういうことでやつていただきたいと思つておる制度でございます。

○鈴木一弘君 非常に根本的なことで申しわけないんですけれども、先ほどの納税者の納税事務を扱う徴税事務ですか、それが源泉というところになれば、各事業所においてこれを代行するというところになるわけですね。そういう点で膨大な人数が節約できるからという考えもあるんだと思ふんですけれども、それだけのほどに枠を広げるといふ

税本来のあり方が問題だと。つまり税金を納める人口が急増してくるということが大きな問題は問題だと思ふですね、源泉を取らなざるやならない人がふえてくるということはですね。本当ならばそれはどの多くな人数にしないでいくという、まあこれは直間比率の問題とも関係してくるんですけれども、それが本当のあり方だと思ひます。

そこで、税務当局は各税務署に対してどういうように、この所得税の源泉の問題について不満が出たり不平が出たりすることだつてあり得ることだろうと私は思ひますが、そういう点の指導、こういうものはどういうように現在やつておりますか、各税務署に対して。

○政府委員(横井正美君) 私ども一般的に税の周知徹底につぎまして、いろいろな工夫をこらしておるわけですが、だんだんそういう方面の広報予算もふやしていただきまして、税務署自身でする広報、それから市町村等を通ずる広報、あるいは法人会でありますとか、青色申告会でありますとかいう団体を通ずる広報、それから企業を通じての広報、これらを心がけておるところでございます。サラリーマンの方々とお会いいたしまして若干まだそういう広報が行き渡つておらないではないかというお声もございまして、今後とも前向きに広報に取り組んでまいりたいと、かように考えております。

○鈴木一弘君 源泉徴収を取られて、その納税やつてはいる給与所得者で、不服を申し出たというふうな、そういう件数はわかりますか。

○政府委員(横井正美君) 源泉徴収の関係で一番典型的な不服申し立ては、御承知の総評等でおやりになつておりますところのサラリーマン減税闘争の関係でございます。これについて申し上げますと、昭和四十四年に仙台方面で始まりまして、四十四年分につきましては二十七件程度の還付申告書が出たわけですが、その後だんだんふえてまいりまして、昨年の三月、四十八年分につきましては一万二千二百四十八件の還付申告書が出ております。本年につきましてはまだ集計は

できておりませんが、サンプリング的な聞き取り等によりますと、一割増しの一万四千ぐらいに達するのじやなからうかと、かように考えております。で、実はこれにつきまして、私どももいたしましては、第一線の税務署が大変困惑をしておるというところでございまして、事ありますたびに私ども関係者の方々にこういう問題で第一線の税務職員を煩わさないでほしいということをお願いしております。な次第でございまして、けさほど大臣から申告書が八百万件出るといふことを申し上げましたが、一署平均約一万五、六千件でございまして、一万四千と申しますのは大体一つの平均的な税務署に出ます確定申告の枚数に匹敵するわけでございます。実は昨年の十二月でございまして、総評の代表の方にお会いいたしました際にも、私から、そういうことで第一線の職員が非常に苦勞をいたしておられますので、税制は国会で議論をされる問題でございまして、また防衛費分の不払いというふうな話もございまして、予算は同様に国会で議論される問題でございまして、ぜひ国会で議論していただく、あるいは立法当局であります主税局へ苦情を申し立てていただくということをお願いして、第一線の税務署を煩わさないでほしい、五万の職員にかわつてお願いするといふふうに申し上げたのでございまして、やっぱり物別れになりまして、一割ほどふえまして一万四千ぐらいの件数が出るようでございます。この取り扱いにつきましては問題がございまして、かなり慎重に取り扱つておるわけでございます。手順を申しますと、この申告書が出ました段階におきまして、年末調整で納められまして源泉徴収税額は還付をいたさないで保留をしておきまして、この還付申告書に対する修正申告を、それから大部分が引かれまゝで、更正をいたしまして、年末の源泉徴収税額を充当するといふふうなことにいたしておるわけでございます。それに対しては昨年の異議申し立て等でございまして、還付申告書が一万二千二百四十八件でございまして、これに対して更正をいたしましたのが一万二千二十

五件でございまして、異議の申し立てが八千三十一件、それから審査の請求が五千八百八十九件でございまして、訴訟はこの分についてはまだ提起がございせん。訴訟件数は、過去の四十四年分からは全部合計いたしまして十二件でございまして、以上の状況でございます。

○鈴木一弘君 こういふことでだんだん――私はいまの主税局へと言つたつて、実際問題文句をつけるところは、主税局よりも納める方からすれば国税当局へ行くのは当然のことです、これは。税務署へ行くのは当然だと思ふんですが、主税局へ行くようになんというふうにおかしな話がいまあつたわけですが、いままのを見ても、審査請求が、一万二千件の中で五千八百件にもなるといふのはこれは通常じゃないと思ふんです。やはり何かここに問題がある。大体主内容的なものはどういふ点でございまして、たとえばいゆる必要経費の問題とか、いろいろな問題があるだろうと思ふんですが、どういふ点が多いんですか。

○政府委員(横井正美君) 先ほどちょっと申し上げました防衛費分の不払いということと六・四％を控除されます方はごく少数のように見受けしております。大部分の方は、いゆる生計費を必要経費の額といふことで控除されて確定申告を出しになっておる、こういうことでございまして。

私、失言いたしました、主税局へ行けというのには失言でございますが、私も執行官庁は法令をそのまゝ執行するだけということでございますので、現実の問題といたしまして税務署に申告書を出しただけでございまして、これはどういふ御希望に沿うわけにはまいらないということでございますので、第一線をひとつ煩わさないようにといふお願いをしておるということでございます。御了承いただきたいと思います。

○鈴木一弘君 これは更正決定をして結局還付になつた分のあるやつはあります。

○政府委員(横井正美君) ごくわずかで、住宅取得控除でございまして、雑損控除でございまして、医療費控除でございまして、かといふやうなものを控除項目としてお出しになっておる、つまり通常の確定申告書であるといふものが若干ございまして、これにつきましてはそれをお認めして処理をいたしておるということでございます。件数といたしましては、全体の恐らく一％ないのではありませんかと思ひます。

○鈴木一弘君 一％としても一万二千件だと百二十あるといふことですからね、決して少ない額じゃないと思ひます。まだまだ実際にはやれば還付になるのにやらないものもあるだろうという感じがしております。

そこで、これは主税局になると思ひますが、源泉徴収による所得税の徴収の方法、これは、納める方にとると、納税者の方としては税に対してだんだん無関心になるという事です。やはり地方税の場合でも、いままのように月給から引かれるというふうな、そういうときでないときには、毎期毎期納めに行かなければならない、これは非常に地方政治に対しても関心が強くなつてきます。それと同じように、会社が本人にかわつて税額を計算し出されるということになると、どうしても強い関心を持つより、税については無関心というふうになつてきて、一向差し支えないというふうになります。それは政府にとつては税金に対して国民が無関心であればあるほど取りやすいといふ、これは議論はあると思ふんですが、案だといふ。しかし、それは税負担という意味から言つて、また、主権在民というふうなことから考えると、何かちょっと感心できないんじゃないかと、こういうことで、源泉徴収が税負担、税に対しての無関心をふやす、そういうふうな問題についてはどういふふうな思ひますか。

○政府委員(中橋次郎君) おっしゃいますように、納税者が税制全体についてばかりでございまして、特に具体的に自分の納める税額といふものについて意識を持ってもらうことは非常に大切なことだと思つております。ただそれが、源泉徴収制度をとりまして場合に果たしてそういう意識を阻害し、また申告制度をとればそういう意識を

自動的に高めるかというふうに考えますれば、確かにそういう危険もございすけれども、今日のいろいろな税制批判を考へてみますと、私はむしろ源泉徴収をされておるいわゆるサラリーマンの人の税金に対する厳しい批判というのは、かなり高いということから考えまして、そんなに源泉徴収制度がそういう意識をことさらに低下させておると思つておりません。ただ、一番心配なのは、御自分が納める税金が幾らかという認識を案外みんな余り持つていないというのはいわゆる共通の欠点でございす。それに対して、もちろん源泉徴収をしました以後、特にシャープ勧告における指摘以後は、必ず源泉徴収をされておる税額は本人に明らかになるような措置を講じておられますし、年末調整でその年間幾ら税金が取られておるかということを実は明らかにするような措置を講じておられますけれども、それでもまあ実際われわれを含めまして、なかなか自分の納めておる税額というのを的確に把握しておる人は少ないというのが現状でございす。これは、それでは申告納税をしておる、たとえば営業業者が非常によく納めておる税額を具体的に知っておるかというところになりますと、またこれも余り具体的に知つておりません。これはむしろそういう税金を、源泉徴収制度で納めてもらうのか、申告制度で納めてもらうのかというよりは、もう少しみんなが自分の納める税金を具体的に知り、またそういうことから具体的な批判をするということについて今後われわれも十分そういう点について配慮していかなければならない点だと思つております。

○鈴木一弘君 所得控除の中で医療費控除がありますね。先ほども住宅、雑損、医療の控除のことでありましたけれども、給与所得者、まあこれは申告と源泉と両方だと思ひますが、申告された場合の人は、それからそうでない場合と、どのぐらい医療費控除を受けているか、数を最近の結構ですすから言つていただきたいんですけれども。

○政府委員(中橋敬次郎君) 医療費控除は、源泉

徴収をされておる給与所得者につきましても、税務署に確定申告を出していただいで、そこで医療費控除をする仕組みになっておりますので、その中で一体現実には毎月源泉徴収をされておるだけの人が何人おるかという数字は、実はつかないないのでございす。

○鈴木一弘君 それはよくわかります。

じゃ、申告された分の中ではどのぐらいありますか、何人分ぐらい。

○政府委員(中橋敬次郎君) 四十七年分の数字でございすけれども、四百八十九万人ばかりの申告者の中で、医療費控除の適用を受けましたのは十九万八千人でございすから、割合で申しますと四％になります。

○鈴木一弘君 實際この給与所得者で源泉でやつてゐる、しかし、お医者さんの費用がかかつて、いままで十万円ですね、十万円以上となつていますし、今度の法改正では五万円以上ということになるわけですが、それについてよく知らないという人もずいぶんおられるわけですね。奥さんが病氣になったり、子供が病氣になつて二十万もかかつてしまつたけれども、源泉でやつてゐるだけで改めて申告をしない、そういう申告納税をやらないうという方もいらっしゃるわけですね。そういう方が必ずばくは相当するやうな気がしてならない。やはり一定限度以上は必ず申告をしますから、これは自分のところで気がついておやうになるんですけれども、医者から領収書があるものですね、めんどくさいとかいふような問題があるものですか、そんなに簡単にいかないわけですね。そういう点をよく知らせておかなきゃならないと思ふんです。ところが、後になつて気がついて、もう一年もたつてから、じゃあのときやればよかったという声は絶えず聞かされるわけですね。わかつた人は次に申告をなさるでしようけれども、そういう点何かの方法をとることができないのかという事です。これはもう納税、徴税方法の問題だと私は思ひますけれども、何か方法を考えられないか、その点いかがでございすか。

○政府委員(横井正美君) 先ほどお答え申しましたように、まだまだ広報が不十分であるという点ございすので、前向きに努力をいたしたいんでございす。最近におきましては、御承知のやうに源泉徴収票の裏面にこれらに關します広報文を載せまして、先ほどちよつと例に出しました総評の代表の方なんかからまだ不十分であるけれども、一つの前進ではあるという評価をいただきました。今後いろいろな手段を使いまして、各種の控除がサラリーマンの方々に周知できるように努力をいたしたいというふうに考えております。

○鈴木一弘君 これは年末調整のときに出示しますね、書類は。あれには入つてないんですね、入つてゐるんですか。

○政府委員(横井正美君) いまお答えしましたやうにあの源泉徴収票の裏面に、これらに關しますあれを書くように最近ではいたしております。

○鈴木一弘君 時間が来たやうでありますから、非常に簡単にしたいと思ふんですが、給与所得控除の問題、これが果たして必要経費ということと十分か十分でないかと、これは大分議論がありまして、四十九年、昨年の五月三十日の京都地裁での判決、こういう中にも必要経費の概算控除であるとか租税力力調整とか捕捉率の格差の調整、金利の調整といった点を挙げて必要経費というものを認めておるやうな点も、そういう必要経費についてのもう一つの点、あるいはいま申し上げたやうに租税力力——担税力ですか、担税力がありまうから、それを一応調整するためというか、そういうものの考え方なのか、そういう点をひとつ伺いたいんです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日の給与所得控除の性格でございすけれども、一つには、もちろんいまお話ししたやうな必要経費を概算的に控除するというのが基本になつておると思ひます。ただ今日わが國の給与所得控除というのは、私は、かなり高い水準の金額を認めておると思ひます。

そのためには、やはり単にいわゆる必要経費のほかに、先ほどちよつと触れましたが源泉徴収に伴いますところの、いわば申告納税をする人と比べて、早く徴収をされるいわば金利といひますか、金利に近いデメリット、そういうものを補うものとか、あるいはやはり勤労所得者に伴いますところのいわゆる雇用者としての地位の担税力の弱さといふものに対する配慮とか、そういうものをいろいろのしんしゃくをいたしまして概括的に引いておるのが今日の給与所得控除の性格だらうと思ひます。したがうして、具体的にいわゆる給与収入を上げますための直接の必要経費といふのを積み上げてまいりまして、なかなか今日の給与所得控除の率にはならないのが大部分の人ではないかというふうに考えておられて、いろいろそういう必要経費とか担税力とか前払い利子とか、あるいは把握とか、そういったものを総合的に勘案したものがわが國の給与所得控除の性格であるというふうに観念いたしております。

○鈴木一弘君 一つだけ。こういう議論があるんですけれども、たとえばサラリーマンの中でも特殊な技能を持つてゐる人たち、あるいは楽団の一員とか、そういうやうな特別な場合には、實際的な、まあいわば選択的ですね、実績控除制度といひますかそういうものを認めるのがいいんではないかという声がある。これが将来これから立法されなければならぬということがあるやうに、今後考えていかれますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに今日の概括的な給与所得控除制度に対しては実績控除の選択を認めるという要望がございす。

ただそこで、私もが考えなければならぬのは、外国においてもそういう例がございすけれども、実績控除の選択制度を認めておられます場合には、往々一般的に概括的に認めます給与所得控除の水準というのはいささか低いところに置いておきまして、そしてそれを突き出る経費を使つておる人は実績で申告をしてもらうというやうな感

したかいまして、わが国のようになかなり高い水準で給与所得控除を設けておきますれば、それを突き出るほどに必要な経費を要するという人は、まず通常は考えられないわけでございます。

おつちやいますように確かに特殊の技能を持ち、そのために特殊の勉強をする、あるいは特殊の書物を買わなければならないというようなことを主張なさる方がございますけれども、それともやはり一体それが必要経費として認められるものなのか、いわば家計の消費対象として可処分所

得の中から購入しなければならぬものなのか、実は税務の方から見ますとかなり問題のものがござえます。それを一々どちらに入るのか分別しまして、毎年の申告のときに、税務上それを税務署で、これはだめです、これは入りますという争いをする、またそれについての証券を準備してもら

う」といふことは、かなり摩擦を招く恐れがござい
ます。そういうことがございいますから、私は、今
日のわが国の制度のように、高い水準の給与所得
控除を設けておいた方が、むしろそういった例外
的な問題が閤々あるとしても、制度としては
よりよいのではないかというふうに思っております
が、なお、そういう表頭控除をしなれば、今

日の給与所得控除では賄いきれないほどの人たちが、一体どういふようなものを経費としておるか、今後勉強をしてまいりたいと思います。

○渡辺武君 所得税法の第八十四条の二項を見てみますと、老人扶養親族について、一般扶養親族とは別に所得控除の優遇措置がとられておると思

うんですね。いわゆる老人扶養控除というものです。これはどういう趣旨で設けられた制度でしょうか。

○政府委員（中橋敬次郎君） 老人扶養控除の制度は、昭和四十七年に設けたものでございます。あの当時、基礎控除、配偶者控除が二十万円でございます。

いまして、一般の扶養控除が十四万円、それで老人扶養控除を十六万円設定したわけでございますが、その趣旨は、だんだん核家族化してまいりま

して、いわば老人が息子夫婦のところに世話にならざるを得ないというような場合が非常に多くなってきましたけれども、なかなかそこでいろんな問題を生じておるといことがございました。そこで、老人としまして年齢七十歳以上の人を扶養親族としますときには、いろいろ手もかかりましたから、そういう扶養親族控除というものにつぎまして、一般よりはかさ上げしました金額を設定することによつて、少しでもそういった摩擦を少なくするというのをねらいにして設けたものでございます。

○渡辺武君 まことに敬老精神に満ちた措置で、
 こういう措置は大いに賛成なんですけれども、大
 体対象件数はどのぐらいございますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 老人扶養親族数だけ
 のものはとっておりませんので、申しわけござい
 ませんが、わかりかねます。

それとついでに、この措置によって一般の扶養控除等よりも優遇しているわけですね。そうすると、その優遇している分が、いわばこの措置による減税額だというような形にもなるかと思うんですが、どのぐらいの減税になりますか。

○政府委員（中曽根次郎君） 今回御提案でございますが、

ております老人扶養控除を四万円引き上げることによりまして、昭和五十年度におきまして約百億円でございしますが、その根元になっておる創設以来の金額はちよつとわかりかねます。

○渡辺武君 件数はどのくらいですか、申告のあった。

○政府委員（中橋敬次郎君）　ちよつと私は持つていないと申しましたが、四十七年分の数字といたしまして、老人扶養親族として六十二万人が申告されておりますから、源泉徴収をされておる人の老人扶養親族はこのほかにあるので、総数はわかつておりません。

○渡辺武君 細かいことを聞くようで恐縮なんです
が、こういうつまり七十歳以上の老人が対象に
なるわけですね、扶養親族が。この人たちが配偶

者である場合というのは、大体どのぐらいのパ
センテージを占めると思われますか。

○政府委員（中橋敬次郎君） 年齢七十歳以上の配
偶者の数はわかっておりません。

○渡辺武君 この七十歳以上の老人が配偶者であ

る場合、この場合は恐らく配偶者控除しか受けられないと思うんですね。ところが配偶者でない場合は、特別なつまり老人扶養控除というのが受けられる、こういうことになっているんじゃないかと思うが、どうですか。

○政府委員（中橋敬次郎君） 今日この制度はそのと

おりでございます。それで、その理由でございますが、先ほど申しましたように、老人扶養控除と申しますのは、いわば老人一人としまして扶養親族になっておって、敬老精神というおほめをいただきましたけれども、いわばそういうことで、できるだけ摩擦なしに扶養親族としてどなたかの世

話になるといふ人について、税金面においてでも何らかの配慮をしようという趣旨で設けたものでございりますが、配偶者となりますれば、これはいわば所得者がありまして、その配偶者でございまして、大体偕老同穴と申しますか、一緒におるゝが筋でございまして、お互いにそういう配慮な

しに共同生活を送るというのが難儀なものでございますので、そういう特別なしんしゃくは要らないとして今日まで組み立てておるわけでございます。

○渡辺武君　昭和四十七年に創設されたというふうに言われましたけれども、どうも初めは、配偶者控除の方が老人扶養控除よりも額は多かったように思います。

うに思いますが、最近に至ってこれが逆転したという感じがしますけれども、その数字ちよつとおっしゃっていただきたいと思います。

○政府委員（中橋敬次郎君） おっしゃいますように、四十七年に創設しましたときには、配偶者控除は二十万円に對しまして老人扶養控除は十六万

円でございました。以後、全部平年度計算で申しますが、四十八年は配偶者控除を二十一万円に引き上げました、それに対して老人扶養控除は

十九万円となりました。四十九年において配偶者控除は二十四万円になりまして、このときに配偶者控除は、基礎控除と一般の扶養控除と全部一律に並んだわけでございます。そのときに老人扶養控除が二十八万円になりましたから、一般の控除よりは突き出たわけでございます。以後——以後と申しますか、翌年、今度の五十年の改正の御提案につきましても、同じような形として老人扶養控除だけ基礎控除、配偶者控除、扶養控除を六万円オーバーした金額でお願いしておるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、同じ七十歳以上のお年寄りで、子供さんたちに御厄介になっているときには三十二万円の控除を受けると、ところが奥さんの場合、あるいはまた奥さんが働いていて、だんなさんが働いていないというような場合、つまり配偶者の場合には二十六万円。そうすると同

じ七十七歳以上の老人で、それで六万円の差額が仕舞われるわけなんです。これは私はやっぱり不合理じゃないかと思うんです。と申しますのは、これは国際的な統計を見てみてもわかりますけれども、日本の場合ですと、生活が非常に困難なために、六十五歳以上の老人が勤めているという率が日本の場合には五十％、半分以上です。アメリカなどとは、そ

れからそのほかの国に比べても異常に高いのですね。そうして年も六十五歳以上ということになりますと、大休退職して、そうして再び勤めるといふ場合が多くあつて、ずっと同じ場所に勤続していた場合でも、給料は以前よりも下がるというのうのが非常に多いのです。大体平均して四万円から六

万円くらいが普通の給与じゃないかと言われている程度なんです。かなり苦しいんです。ですから、敬老精神非常に結構だけれども、その敬老精神をやっぱ配偶者である老人についても大いに發揮する必要があるんじゃないか。私どもは、こういう問題が起きますのは、大体、本来もとも

と基礎控除が低いし、それからまた配偶者控除も扶養控除も、つまりそれらを合計した、いわゆる人的控除そのものが非常に低いということに根

本原因があると思ひますけれども、きょうはそういう基本的な問題は若干抜きにしまして、こうした不合理を是正して、そうして少なくとも七十歳以上の配偶者を持つてゐる家庭、この場合の配偶者控除を、これを老人扶養控除を適用するという形で引き上げるという措置はとれないものかどうか、この点はどうでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 各種人的控除が高いか低いという問題は別にしまして、この老人扶養控除の問題に限って申しますと、先ほど申しました趣旨から言いますと、いわば配偶者というもののついて、そういうインセンティブは必要ないという考えを私は持つております。

それから、いまおっしゃったように、配偶者の一方が働いておられますという場合、老人の場合には所得の限度がございますけれども、やはり所得者につきましては、老年者控除というものが別に与えられてゐるわけでございますから、そういう夫婦のいずれかには特別の控除というのが認められてゐるわけでございます。ですから夫婦としましては、そういう配慮は所得税としても一応やっておるわけでございますし、仮に老年の配偶者控除を何がしか高くしますと、基礎控除よりもこれは高くなりまして、基礎控除よりも高い老年配偶者控除というのもございますから、若年の人につきましては基礎控除と配偶者控除と同額になつて、老年になりますと、所得者たる御本人は基礎控除で、それよりも高い老年配偶者控除があるというところで、いかさまそのバランスを失するということでございますから、あえて基礎控除と配偶者控除というのには年齢のいかんにかかわらず同額に据え置いたわけでございます。それが一体、おっしゃいますような、いわゆる標準的な家計という観点から非常に低いということになりますれば、また何らかの意味におきまして基礎控除を上げるとか、配偶者控除をそれにつれて上げるとかいう配慮をいたさなければなりませんけれども、私どもの立場からいたしますれば、配偶者控除、基礎控除とあわせましての老人夫婦の世帯としま

して、それにあわせて老年者控除が働きますから、標準的な老人夫婦の生計費という観点から見ますれば、まずまずの課税最低限じゃないかという立場でございますので、特に老年者の配偶者控除というのを、普通の基礎控除よりも高くするという制度は今回御提案をしなかつたわけでございます。

○渡辺武君 その老年者控除のことは、これはこれとして必要だと思ふのですけれども、若干誤解があるように思われますので、重ねて申し上げますけれども、つまり七十歳以上の配偶者に特別にいわば老人配偶者控除というものを設けるといふ趣旨ではないのです。そうじゃなくて、七十歳以上に達してゐる、配偶者だと、しかし、老人扶養控除をこれに適用する、そういう点は考えられないかということなんです。どうでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今日、配偶者に対しては配偶者控除という名前前でやっておりますから、おっしゃいますことは、やはりどちらでもよろしゅうございますけれども、老人配偶者控除としてのいまより高い金額ということに帰着、現行の制度を前提といたしますれば、そういうことになると思ひます。その際に、やはり老人扶養控除というのはいわば夫婦というもののほかは、老人を扶養する場合に、余分にかかる経費といふのをあえてその所得者が負担をするといふことを配慮して、まあ敬老精神を満たそうといふわけでございますから、そこで、夫婦の双方あるいは一方が、いわゆる七十歳以上に該当している場合に、そういうことを所得税で、老人扶養控除について配慮したと同じように配慮すべきかどうかということについては、私どもはまだそういうことについて踏み切るという段階にまで至らなかつたのでございます。

○渡辺武君 なお老人が勤めていて、しかも、年寄りの奥さんなりがいて、そういう家庭というものは、これは子供が一人前に成長して、かせいで、それで親も引き取っておるという場合と比べてみますと、やはり生活的には非常に苦しいという家庭が多いのです。大体において、その点を考えてみて、いま私が提案したこともひとつ検討課題にしたいのだというふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 検討するにはやぶさかでございます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人税におきましては、いわゆる経費を損金に算入するわけでございますが、その経費という中に、もちろん経費に該当する税金も損金に算入し得るわけでございます。それで、一体、租税の中で、どういふものをそういう経費に該当する税目として考えるかということでございますが、今日、事業税をそういうものとして考えておられますのは、実は事業税の性格をどういふように判断するかという問題と関連連しておるわけでございます。事業税は、なるほど大部分は所得を課税標準としたしておりますけれども、その税の性格は、いわば事業を営んでおることに対しての応益負担という面を強く意識しておるわけでございます。それは事業税といふ今日の税目は、実は戦前におきましては営業税といふものでございまして、営業税は、その当時課税標準としてゐたのは、従業員の数でございますとか、売上金額でございますとか、いわばその事業の大きさを外形的につかまえる指標を持つてゐりまして、それに対して税金を払つていただく、いわばその事業を営んでおるということについての応益負担をもちつたのが発端でございます。その後そういう税目をとりながらも、あるいは名前を事業税と変えながらも、その税の性格は依然としてそのまゝにしまして、課税標準を所得にとつておるというところでございます。したがって、所得にとりながらも、税の性格から申せばやはり事業経費というふうに観念をいたしまして

て、今日も法人税の計算上は損金に算入するといふことを認めておるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、損金算入ということと、今日も法人税の計算上は損金に算入するといふことを認めておるわけでございます。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは先ほど来御説

明いたしましたように、課税標準を何にとるかという問題でございます。なぜかけておるかという税の性格によるわけでございます。それで、いま法人事業税は大部分につきましては、所得を課税標準にいたしておることはおっしゃるとおりでございます。それは所得を課税標準にしておるから常に損金不算入のものでございまして、所得を課税標準にし、あるいは売上金額を課税標準にしまして、いづれをとりましても、税の性格として事業を営んでおるということに対してかける税でございますから、それは固定資産を持つてゐることに對して固定資産の価格に對してかける固定資産税と同じ性格のものでございます。で、いわば事業を営んでおる、そういういわば店舗を張つておる、そういうことに対してかける税という意味では同じでございますので、両方とも損金にいたしております。

○渡辺武君 私はそれがおかしいと思ふんです。法人事業税の場合は、これは所得を課税標準としてかけてゐる。固定資産税の場合は、そういうことないわけですよ。所得があろうとあるまいと、固定資産税はこれは払わなきゃならぬと、こういうことになつてゐるわけでしょう。ですか

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人税におきましては、いわゆる経費を損金に算入するわけでございますが、その経費という中に、もちろん経費に該当する税金も損金に算入し得るわけでございます。それで、一体、租税の中で、どういふものをそういう経費に該当する税目として考えるかということでございますが、今日、事業税をそういうものとして考えておられますのは、実は事業税の性格をどういふように判断するかという問題と関連連しておるわけでございます。事業税は、なるほど大部分は所得を課税標準としたしておりますけれども、その税の性格は、いわば事業を営んでおることに対しての応益負担という面を強く意識しておるわけでございます。それは事業税といふ今日の税目は、実は戦前におきましては営業税といふものでございまして、営業税は、その当時課税標準としてゐたのは、従業員の数でございますとか、売上金額でございますとか、いわばその事業の大きさを外形的につかまえる指標を持つてゐりまして、それに対して税金を払つていただく、いわばその事業を営んでおるということについての応益負担をもちつたのが発端でございます。その後そういう税目をとりながらも、あるいは名前を事業税と変えながらも、その税の性格は依然としてそのまゝにしまして、課税標準を所得にとつておるというところでございます。したがって、所得にとりながらも、税の性格から申せばやはり事業経費というふうに観念をいたしまして

て、今日も法人税の計算上は損金に算入するといふことを認めておるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、損金算入ということと、今日も法人税の計算上は損金に算入するといふことを認めておるわけでございます。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは先ほど来御説

明いたしましたように、課税標準を何にとるかという問題でございます。なぜかけておるかという税の性格によるわけでございます。それで、いま法人事業税は大部分につきましては、所得を課税標準にいたしておることはおっしゃるとおりでございます。それは所得を課税標準にしておるから常に損金不算入のものでございまして、所得を課税標準にし、あるいは売上金額を課税標準にしまして、いづれをとりましても、税の性格として事業を営んでおるということに対してかける税でございますから、それは固定資産を持つてゐることに對して固定資産の価格に對してかける固定資産税と同じ性格のものでございます。で、いわば事業を営んでおる、そういういわば店舗を張つておる、そういうことに対してかける税という意味では同じでございますので、両方とも損金にいたしております。

○渡辺武君 私はそれがおかしいと思ふんです。法人事業税の場合は、これは所得を課税標準としてかけてゐる。固定資産税の場合は、そういうことないわけですよ。所得があろうとあるまいと、固定資産税はこれは払わなきゃならぬと、こういうことになつてゐるわけでしょう。ですか

したが、いまして、自動的に全部法人事業税を法人税の計算上損金不算入、したがって法人税増収、地方交付税増加ということで検討するわけにはまいらないと思います。

○渡辺武君　その法人のこの税負担割合が、外局に比べても非常に低いんだということは、あな方この公式の資料にも載っているわけですね、特に法人税については、私どもが、それはあな

方の言っている点で一半の真理があると思うのは中小企業です。私どもは中小企業の税率、現在の二八%ですね。これは少なくとも五%くらいは下げたかどうかというふうに考えております。そうすれば、あなたの方の言いたい不安は、もう完全に解消できるんですよ。大企業のこの担税能力というのは非常に大きいわけですから、だから、そういう御心配はいささかも要らぬ。いまの地方財政の危機をこれを打開する上でも、当然あなたの方としてこの問題に真剣に取り組んでいただきたい、法人事業税の損金不算入という問題は、そう思います、重ねて答弁を求めます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 法人事業税を損金に算入しないということをやりました場合には、やはりまた法人事業税、法人税割、法人税を含めましたところの企業の総合負担というのがいかにあるべきかという観点から、全部総合的に立て直さなければなりません。そういうことをしなければ、単純に法人事業税の損金不算入という一部分だけを採用するわけにまいりません。

○渡辺武君 もちろんのことです。税というのは、一定の体系のもとに組まれているわけですから。私は、ですから、ほかのことは全部考えなくていいと言っているわけじゃない。しかし、もうあなたの方のこの理論からしても、店舗を張っているからかけるんだという税金が、実は所得を課税標準にしかけています。そのために欠損法人が出たときは、店舗を張っていても税金を一銭も納めないという現象が出ている。これはあなたの方の立場からして、あなたの方のたてまえと現実とが、非常に大きな矛盾を来しているという証拠だと思ふんです。私は、同時にいまの地方財政の危機、これを解決する上にも、少なくとも、そのほかにいろいろ解決しなきゃならぬ問題があるが、少なくとも法人事業税の損金不算入という措置を、これを検討しなきゃならんじゃないか。それに伴うそのほかの税体系のいろんな問題点はあわせて検討すればいいわけでは、どうですかこの点は、前向きに検討すべきだと思いますけれども。

○政府委員(中橋敬次郎君) 利益がないときに法人事業税がゼロであるというのは、所得を課税標準にしておる以上しょうがないわけでございます。それを非常に利益が多いときには、また通常納めるべき固定資産税なんかと比べますれば、非常に高い法人事業税を納めておるわけでございます。通年してみますればかなりの負担をしておるわけでございます。それをたまたま所得がないときだけを見てみまして、それだから法人事業税というのは経費性がないということとは当たらないんじゃないか。それはひっきょう、所得を課税標準にしておるかしていないかということでございます。税の性格とは関係のないことだと思っております。

○渡辺武君 終わります。

○栗林卓司君 所得税の減税について以下、お尋ねをしたいと思います。物価動向との関係で減税は配慮したという表現がされるものから、その点を素材につかまえてながら、以下お尋ねをしてみたいと思います。給与年額に対する四十九年度税制の比較での減税額を見てみますと、これは一面当然のことなんです。年額がふえればふえるほど、減税額の所得に対する割合はふえてまいる。いわば逆に言うと、それだけたくさん税金を納めているんだからということになるのかもしれない。例示をしますと、年収二百万の場合は減税が二万三千五百円で所得比で一・二%、五百万ですと、減税額が八万九千七百五十円で一・六%、一千万になりますと二十九万四千五百円が減税になって二・九%。ただ素材にながめると、年収額が高いほど減税の率が多くなってくるというのは、気持ちとしてどうも納得できない面が残ります。こういうことを一つ置きながら、次に申し上げたいのは、今回の五十年減税については、基礎控除を引き上げてきたという経緯ももちろんありますけれども、物価上昇が生活に及ぼす影響を考えて減税をするという余地が非

常に乏しくなってきた。で、年収二百万未満というのは、給与所得者のうちの七六%を占めるというぐあいに考えてまいりますと、社会政策的に見た所得税の機能というのは、これからどっちの方向にいくんだらうか。所得の再分配というのを、よく観念的に言うんですけれども、実際に年収二百万未満で、この場合は夫婦子供二人という前提で申し上げておきますけれども、今回の改正後で、年額一千万の税額ですから、これをとってしまつたら、これもまた税そのものがなくなる。なくなるわけですから、物価がどう上がるうとも、所得税の範疇では対応ができない二百万未満が七六%もいる。そうするとこの所得税の社会政策的なねらい、機能というのは今後は変わっていくのか、どこにねらいを置いていくのか、漠とした質問ですが、承りたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 所得税の果たします機能は、もちろん富の再分配と申しますか、所得の再分配と申しますか、そういうことを意図しておられます。したがって、ある程度高い所得者からそういう再分配の機能を働かせるのが、所得税の作用だと思っております。住民税になりますれば、これは先ほどのお話にはございせんけれども、かなり応益的な負担ということを加味しております。かなりある程度低い人まで何がしかの負担はしてもらわなければならぬが、所得税に關します限りは、相当高い水準の人からそういう再分配機能を働かさないやうな意味におきまして、課税最低限も今日のような高さまで持ってきたわけでございます。そうしますと、おっしゃいますように、課税最低限以下の人については減税の効果は一切及ばないわけでございます。課税最低限を少しぐらいいっぱいした人でもフルにはその効果が及ばないことはおっしゃるとおりでございます。しかし、それはもはや所得税においては何ともできない話でございます。むしろ歳出においての移転的な支出をどういうふう

に、今度所得税なら所得税で得ました財源を使つてそういうところに振り向けてまいるかという問題になるだらうと思ひます。

○栗林卓司君 いまのお答え、縮めていきますと、所得の高い層について果敢的に税を取つて結果として公平化を図つていくんだと。そうすると所得が高いほど結果として所得に対する減税割合が高くなっている。今回の例です。それはいろいろな経緯が計算過程としてはあるんだけれども、結果として、たとえば一千万の場合は所得比二・九%に相当する減税額、三百万の場合には所得比一・二%の減税額——所得比で割ればですよ。そういう意味で高いほど結果として高くなるというの、高いところからよりたくさん税金を取つてといういまのお話と少し合わないんじゃないか。

関連して一つ申し上げますと、所得の上昇と減税との見合いを考えますと、直さないで実質増税になる。所得がこう上がつてまいりますと、税率あるいは課税最低限をそのままにしておくと、本人にとっては実質増税の効果がでてしまうから直さなければいかぬという御議論は従来からありました。この場合には、賃金が対前年度比で何%ふえるのかというのが一つの物差しになっておそれる。すると、対前年度比、たとえば二〇%賃金が上がつてくると、たまたま二〇%賃金が言えるのは、賃金が高い層ほど増加額は大きくなる。当然算術だからそうなります。実質増税にならないやうにあらうことをいじつていくということになりますと、所得が高い層ほど、二〇%と言つても大きな額で所得階層は上に上がつていくわけですから、そこで、実質増税にならないやうに配慮をしていくというのは、結果として累進度を緩めていく結果になりますまいか。ですから、昨年の税制でちょうど中間の部分が税率として非常にきつくなつてきたんで直したんだというお話も、考えてみると、賃金が対前年度比何%伸びていく、そこで実質増税にならないやうにという配慮をしていきますと、いままではこういう

果進カーブだったものが、結果として寝かせていかないと、緩めていかないと実質増税になるという意味で、実質増税をすまいという配慮は、結果として所得のより高い層に配慮したことに計算上なっているとは思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 先ほどいろいろお示しの数字は、それはそれで正しいんだらうと思えますけれども、また一方、私もから見ますれば、そういう減税をした後で年収二百万円で夫婦子供二人の方は収入に對しまして〇・五五%しか負担をいたしておりませんが、一千万円の人では一三・六八%負担をしておる。以下ずっと高くなつてまいりまして、たとえば五千万円の人では四一・一〇%のお負担をします、こういうことでは、ごさいいますから、そんなに今回の改正案が上の方に甘くなつておるといふふうには思えないわけでごさいいます。その上、課税最低限は確かに物価といふものを考へまして今回も引き上げていただいたわけですが、本来でございいますと、そのままで置いておきますれば、むしろ私は、栗林委員がおつしやいましたよりも、上の方の所得層の人にとつては累進度が高くなつてくると思つております。したがつて、本来でございいますと、課税最低限を引き上げたと同じように税率の緩和をしないと、その物価上昇がある前に予定をいたしておりました累進度よりは高くなつてくるということでごさいいます。それをあえてやりませんで、課税最低限だけ今回上げるようなことをいたしておりましたから、むしろ高所得者につきましては、物価という観点から申しますれば、きつくなつておるといふふうには思つております。

○栗林卓司君 きつくなつてゐるということであれば、先ほどの議論はそのまま撤回いたします。またもとに戻りまして、高いところから税を取つていくんだというこの所得税のねらいと、それから社会政策的な控除項目がございいます、それをどう絡めていくのかで、いろいろな控除というのは、給与所得控除はまた別ですけども、社会

政策的な控除というのは、その人がどれぐらゐの年収水準にあるのかということと無関係とは言えないんじゃないかと。非常に話を単純に言いますと、ある年収層まではこの控除は見られるけれども、それ以上は、そんなに取つてゐるなら扶養控除も何も要らないでしようという理屈がある程度言えるような関係の關係が、社会政策的な控除と年収水準との間にはあると言へるのではないでしようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、人的控除としまして一万円引き上げました場合に、低い所得階層のところでは一万円に對するたとえば一割の税額と、高い所得階層のところにおきますその一万円の適用税率、たとえば七五%でございいますと七千五百円ということになりますから、そういう意味では、同じ一万円の値打ちが違つておるわけでごさいいますけれども、高所得者については総合的な税負担が、むしろ累進度の關係でやはり根元としては高い所得税の負担をしておりますから、そういう意味においては、むしろ課税除外を一体どの程度やつたらいいか、それは低所得者の人についても高所得者の人につきましても、同じように標準的な家計といふものを想定しまして、そういうものには所得税をかけない。むしろ、高所得者につきましてはそれよりもっと高い生計費でおそらく生活をいたしておるんでございまいしょうけれども、そういう配慮はむしろいたしません。標準的な生計費といふものについては所得税をかけないという原則は所得のいかんの人にもかかわらず適用することによりまして、後の税制から見まして、いわゆる税金をかけていくべき課税所得については累進税率をかけていく、しかも、それは——どの程度がよろしいかというのはいちばん考えなげなうございませうけれども、相当の累進税率をやつていくというのが所得税として私は素直な線ではないかということ、今日まで、いわゆる課税最低限を構成します各種人的控除は、低所得者にも高所得者にも同じようにしておるわけでありませう。

○栗林卓司君 そこで、これは一つの考え方なんですけれども、もともと社会政策的な諸控除はそれなりの理由があつてやつてゐるわけだから、實際、非常に高い所得水準を考へますと、そこまで社会政策的な配慮をしなけければいけないかと言つと、やっぱり一つの議論が出てくる。そういう意味で、そういう諸控除項目については、所得の上昇に應じて通減をしていくとか——片一方の累進税率は別な議論としてあるんですよ。あるんですよ、この控除項目のところでは通減をさしていい。たとえば住宅貯蓄についても、これは税額控除の面でごさいいますけれども、これも先ほど言われたように、二百万円以下の所得層についてはなかなかもう所得税の効果が及び切れなくなつてきた。よしあしは抜きです。そこで、住宅貯蓄といふものについて税額控除をしていくという場合に、三百万、四百万、五百万の年収層については多少なるほどという気持ちがあつたとしても、六百万、七百万という収入層に對しても同じように適用していくのが公平感に見合うのか。その意味で、社会政策的な諸控除項目について、こちらの累進税率とはちやうど裏返しに議論で通減といふことをひとつ考へてみる必要はございませうでしようか。

○政府委員(中橋敬次郎君) わが國の、たとえば給与控除とか各種控除につきまして税額控除をとつてきた歴史がございいます。それはそれなりにいまおつしやつたような配慮でやつたと思ひます。たとえば最近におきまして、障害者控除といふものにつきまして税額控除をやつてまいりました。しかし、いかにその税額控除についてのまだ理解が一般になかなか得がたかつたという苦い経験もございまして、やはり所得があらうとしたときに、所得税が入つてこない範圍といふのは一体どれかというのに対応しましては、所得控除といふのが一番理解がしやすいようございいます。そういうことから、障害者控除等につきましても、昭和四十二年から所得控除に切りかえたわけでごさいいます、おつしやいますように、もちろんそ

ういった配慮を徹底いたしますれば税額控除という道がございいます。それから、余り実行された例はございませうけれども、學者の理論として、だんだん所得が上がつていきますにつれて、仮に所得控除の形をとりました人的控除も、だんだん小さくなつていくというような制度もございいますけれども、これはまた非常に執行面でむづかしい難解な制度でございいますので、余り実行されたという話は聞いておりませう。

それからもう一つ、もっと簡便な方法といたしまして、たとえば老年者控除といふのは、一応所得控除でございいますけれども、それを適用しますのは、ある一定の所得以下の人にしか適用しませうということ、簡単にそれを割り切つておる今日の制度もございいますから、そういうものをいろいろかみ合わせながら控除の目的とも総合的に勘案してまいらなければなりません。そういうことの勉強はなお続けたいと思つております。○栗林卓司君 今回の時間ですから、一応これであとの議論に譲りますけれども、申し上げてきた一つの理由は、給与所得者の所得階層別分布を見ますと、四十年以降を見てもずいぶん変わつてきた。四十年ですと、年収三十万から四十万をピークにした非常に鋭いピラミッド型をしておりまして、四十五年になりますとこれが相当なだらかな、とは言いながら山の形をしてゐるわけですけども、四十八年になりますと、年収三十万から四十万の低所得層は依然として引きずりながら、非常に横に寝た、逆に言うと所得格差が拡大した形になつてゐるものですから、そういう中で、課税最低限を引き上げてきたことを踏まへながら、どういふ控除、課税の組み立て方をしているのか、ひとつ見直してみることがあるのではないかと、この議論に譲つて、質問を終わります。○委員長(松田徳太郎君) 午後六時まで休憩いたします。

午後四時五十二分休憩

午後六時四十四分再開

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。
本日、戸田菊雄君が委員を辞任され、その補欠として藤田進君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を便宜一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○鈴木一弘君 大臣に、せっかくおいででありまして、御質問をいたしたいと思ひます。

租税特別措置についてですけれども、高度経済成長下の場合には、いわゆる租税特別措置で高度成長を進めようという、そういうことから強くこれが幅広く行われてきている。つまり高度成長下の遺産が租税特別措置ということで、外国にも例を見ないような広くてまた複雑ということになっております。そのことが、いままでの審議でも言われておりますけれども、その特別措置の効果が十分出ているのか出ていないのか、まあそういう面がはつきりしない、納税者の目にははつきり映らない。しかも、そういうことがあるということでは、納税者の間には不公平という、そういう感がどうしても高まるわけです。本来ならば、特別措置というものでやらずに、税を取った上で補助金であるとか、あるいは金融の面から正面から取り組んでみるとか、こういうふうにするのが本当だろう、だから、外国からは、租税特別措置をするということは隠れた補助金をやっているのではないかと、そういうようにまで見られてい

るし、言われている。こういうことですから、一体今後どういう方向で整理をし、どういう方向で考えていくのか。いま税の硬直化の問題もござい

ますし、財政の硬直化、税の硬直化ということですから、その点で、財政の硬直化ですね、それを税の面でどう打開していくかということが一つあると思ひますが、その点についてまずお伺いをしたいと思ひます。
○国務大臣(大平正芳君) 政策を、ある政策目的を実現する手段といたしまして、補助金というふうな財政的な支出による助成というふうなことも考えられましようし、あるいは低利融資とかいふところの金融的な手段も考えられると思ひますが、同時に、税の持つておる促進誘導的な機能、あるいは抑止的な機能、そういうものを活用するということも考えられると思ひます。したがって私は、まず第一に、租税特別措置というものは、政策的手段として使われない方がよいと断定してしまふことは乱暴じゃないかと考えております。いろんな手段があつていいと考えるものであります。

しかしながら、第二に、特別措置というものに過度に期待をすることはよくないと思ひのであります。いま鈴木先生が言われたように、世上のこの特別措置に対する批判も、少し過度にこれに流れ過ぎてはいはないかという批判が強いわけでございます。したがって政府としては、ここ数年來なるべくこれを整理合理化しようとして、そしてこれが一つの既得権化したり、あるいは情性になつたり、マンネリ化したりするやうなことはないけなから、合理化していこうじゃないかという方向で逐次整理の方向をたどつてきたと思ひんでございます。したがって、私はこの方向は正しいと思ひわけでございます。今後ともそういう方向で努力してまいるべきだと考えております。

第三の問題といたしまして、景気が停滞してまいりまして、あるいは低成長あるいはマイナス成長というやうな段階になつてまいりましたことと、特別措置との関係でございます。これは、これから、御指摘のやうにこういう景気の状態は相

当続くと見なければならぬわけでございます。これまでのやうに安易に自然増収というやうなものを期待することはおよそむづかしくなつてきたと思ひのでございます。したがって、本来、本則によつて取るべき税金を、政策手段によつて歪曲いたしましたして、ある程度税を政策的な犠牲にいたしましたして税金を遠慮するやうなことはこれからはできませんだけ慎んでいかないとけないのではないかと。すなわち、これからの方向といたしましては、財政的な理由から、特別措置は整理合理化の方向をとるべきじゃないかと私は考えております。

○鈴木一弘君 大臣のいまの御答弁から、私は、かなり租税特別措置については合理化が進んでくると、そういう方向、いまの大臣の答弁の方向で積極的にお願ひをいたしたいと思ひます。

ここで一つ、例なんです、公害関係の租税特別措置として、公害防止準備金それから公害防止施設、それについての特別償却が現在もございまして、けれども、公害対策は本来原因者といひますか、公害を発生した原因の人が対策として負担をするのがあたりまえだと思ひます。それを政府でめんどう見るみたいになつてくるのはどうかという考へがあるわけです。やはり、本来ならば企業が全面的に負担をして、そして公害防止をするというのが当然で、それが企業の責任だと思ひます。しかし、それを税金をまけてあげるからというやうなことでやるという行き方は、どうもおかしいんじゃないかというふうに思ひんでありますけれども、その点はどうかということが一つであります。

それからいま一つは、その中の特に公害防止の準備金について、へたをするとか公害防止に使われないうでしよう。つまり、そのまま公害防止に使われれば結構なことだと思ひますけれども、ただ税金をまけるだけというふうになつてくる、そういうおかしな制度にもなる。そういう点からこれは廃止をするということが必要になつてくるんではないか。これがこの問題の第二番目であります。

それからもう一つは、この公害防止施設の特別償却についても、公害規制ということが義務づけられていたわけですから、これは一定の期間の間に限るといふやうに最大めんどう見るとしてもするべきだと、こういうことだと思ひます。また、既存の施設に変更を加えるといふときだけ限定して適用させるといふのが本当じゃないか、こういうふうに思ひんでありますけれども、その点いかがでございますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) おつしやいますように、公害防止のためには、企業がみづから負担すべきであるといふやうな P P P によりまして処理をするといふのは私も筋だろと思ひております。ただ、わが国におきましては、いかに、急速に公害防止のためにいろいろな施設を講じなければならぬといふ過渡的な現象として、税制面からもある程度の応援をする必要があるといふことで、今日のような制度を設けておる次第でございますが、やはり、これは、何といひましても過渡的な措置として国際的にも批判を受けないやうにやらなければならぬと思ひております。

第二番目の公害防止準備金といひますのが、おつしやいますやうに、場合によりますれば、あるいは直接公害防止のために使われたいおそれがあるんではないかといふことでございまして、これは、この制度を設けたときにもそういう心配も突はつたわけでございます。もつともこの制度は、その準備金は三年間経過いたしましたれば取り崩して益金に入れるという制度でございまして、ある期間がたてば課税をするといふことで、完全に税金が軽減されつばなしになるというものでございませぬけれども、やはりせつかく設けましたものでございまして、できるだけ公害を防止するためにそういう施設に向くといふやうな準備金の効果を発揮しなければならぬと思ひております。いづれにいたしましても、この制度は、五十一年の三月で期限切れでございまして、来年度の税制改正のときには、もちろんそういう点についても検討を加えなければなら

らないと思っております。

それから、公害施設の特別償却制度でございませうけれども、これにつきましても、おっしゃる通りにPPPの考え方というのがやはり大もとにはあるべきでございませうが、こちらの方は特別償却でございませうからいずれば課税を取り戻すという性質のものでございませうので、できるだけ早くそういった公害防止施設というのを企業がつくるインセンティブとしまして、この特別償却の制度というのは活用をうまくやればやはり公害防止のためにはかなり効果が上がるものというふうに思っております。しかし、もちろん、どういう施設についてそういう特別償却を認めるのが適当でありますか、あるいは緊急に必要なそういうもののだけに限るといふ観点からも、この制度を見直す必要もあると思っておりますので、この点についても十分検討してまいりたいと思っております。

○鈴木一弘君 いずれにしても、公害の問題、本当はめんどろを見えあげたいというのは重々わかるんですが、税でめんどろを見えあげたいのは、先ほどの大臣の答弁でも私はあまり感心しないように思っています。公害防止に對しての国の企業への助成、こういうことも各国でもやっておることではありますから、やはり助成という原則の方がいいんじゃないかと。OECD等でも統一したものがあろうという話もあります。その点の原則的な考え方はいかがでございませうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 公害問題につきましては、税でやっておりますような、特別措置として応援をするという方法がよろしいか、あるいは、いまおっしゃいましたように助成を直接するという方法をとるべきかというところは確かに両論あると思います。しかし、先ほど大臣からお話ございましたように、直接助成をするという方法についてもメリットもございませうけれども、やはり税金の制度を活用するということになりましたれば、直接助成に伴いますところのいろいろな手続上の煩瑣というようなこともございませうし、自発的な企業率のいい企業が、税金がこういうことになると

いうことによりまして、そういう方向におのずと向いてくるという制度は、やはり税金を使うというところの非常なメリットでございませうので、両方兼ねましてそういった公害防止の施策というものが、できるだけ早い時期に十分行われるのが望ましいと思っております。したがって、税金につきましてもそういう観点での配慮というのを、先ほど申しましたような、注意すべき点は十分注意しながら、しかも、税金を使ってやる利点を生かしながら今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○鈴木一弘君 これは、私はやはり税で見るといふと、公害の防止の十分な、まだまだ資金繰りに苦しいから自分のところはできないと、しかしこういう特典があるからやることにして、三年間準備金でしばらくの間利子もうけようというわけじやありませんけど、運転資金に回そうとか、そういうものも出てくるでしょうし、また本来ならば助成でやればはつきりと各省から見ることができますね。確かに公害がしつぱしつと抑えられる。しかし、税の場合ですとちょっとそれが、あまり細かいかなんか場合だつてこれはあると思うんです、専門家がやありませんし。そういう点ではやはり本来は助成が筋だろうと。早くこれは整理をしていただければと思うんですけど、いかがでございませうか、その点。

○国務大臣(大平正芳君) 私もできるだけそういう方向が望ましいと考えております。そういう方向で考えてみたいと思っております。

○鈴木一弘君 いまこれ公害の加害者の方の問題です、これは、原因者の方。今度被害者の場合はどうなるかという問題が一つあるわけなんです。たとえば公害被害でも補償とかなんとかという問題じやなくて、たとえばいま大きく騒がれているのが、新幹線の騒音公害とか、あるいは高速道路の騒音公害があります。そのそばにいては眠ることも何もできないから、窓のサッシをかえる、特別に窓をつくり直す、遮蔽をする、そういう負担を個人で持つ場合もあるでしょうし、会社で持つ場

合もあると思うんですけど、むしろ加害者よりも被害者が自衛的にやるようなもの、こういうものは何か特にはつきりと公害に対してやったというのがわかるような場合には、私は何か考える方法があるんじゃないかという感じがしてしようがないんですけれども、私自身考えがまとまっていますわけじやありませんけれども、その点はいかがでございませうか、検討はなさったことはないかもしれませんが、お考えを伺いたいと思っております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 加害者の場合につきましても、ある設備につきまして特別償却をやります場合に、既存の設備に何か、いまおっしゃいましたような公害を防止するための設備を付加するというところにつきまして何らかの税金上の配慮をするということは非常にむずかしいのでございませう。したがって、特別償却を行います場合にも、原則としまして、まとまった一つの設備としましてこれを認めるというのがいままでの大体の通例でございませう。それで公害を受けます方につきまして、いま御指摘のようないろいろな施設をやらなければならぬというときには同じようなむずかしさがさらにつけ加わるわけではございませう。付加する設備について税制上配慮するための難点というのがまず第一にあるわけではございませう。

それから第二には、因果関係が一体どういうふうな具体化できるかという問題がございませう。たとえばおっしゃいましたような、騒音公害を防止するための施設といたしまして、一体どの程度のものがそれに該当するかという直接の因果関係をどのように見出しただいいかという問題がございませう。今日ございませう所得税上の雑損控除は、具体的に資産に加えられた災害によりまして、その損害、これを補てんするために設けてある制度でございまして、なかなかはかりがたい、しかも、その因果関係がむずかしい公害というものにつきまして、実は今日までそういった制度をとり得ないわけではございませうし、これから果たして

そういうふうな具象的にとらえることができるかということになりますと、なお研究はいたしますけれども、制度として設けるには非常にむずかしい点が多々あるんじゃないかというふうに思っております。

○鈴木一弘君 しかし、実際問題として騒音公害の、新幹線のそばなんかのところ、国鉄が全部出してくれば結構でございませう、そうでない場合もあるでしょうし、国鉄は国鉄としてのあれはやりませうけれども、個人個人の家がそれまでの間待ち切れないで窓をサッシにする、二重窓にするなんていうことになると、これは相当場所によつては負担が大きくなるんじゃないか。その点まあいまの加害者の方にあるならば、被害者の方にあつていいんじゃないかという理論がでまうわけですけれども、検討を続けていただきたいと思っております。

次は、法人の問題でございませうけれども、法人の受取配当については課税されない、まあ、そういうことが現在言われているような、法人の株主が増加してくるけれども、個人株主が減少してきている、そういう原因になっているんじゃないかという声もありませうが、やはり株の民主化という問題から考えますと、そういう傾向はこれは取り除かなければならぬ、個人株主をふやさなければならぬ。これはもう前から言われていることでありませうし、そうでなければ本当のこれから育てようという市場も育たないわけだし、その点こういう原因、いわゆる個人株主が減少して法人の株主が増加したという原因、それが課税面にあるのか、あるいはそのほかの面もいろいろあると思うんですけれども、その原因をひとつ伺っておきたいと思っております。

○政府委員(藤井淑男君) 御質問の法人の株主がふえて個人の株主が減った原因でございませうが、これは非常にいろいろな原因が重なり合つてありますので、非常にすみつきと原因を見出すことはむずかしいのでございませうけれども、私どもが考えておりますのは、法人の株主が増加いたしました

た非常に大きな原因は、企業が四十年代の後半から株主の安定化工作を進めまして、また取引先との関係強化等の企業政策的な面からの株式取得、そういうものが積極的に進められたということが非常に大きな原因になっているものと考えております。

それから、個人の株主が減少した一番大きな原因は、何と申しまして昭和四十七年ごろまでは非常に株が上がつてまいりましたんですが、個人はそのころ相当手放したということがございますが、それ以降株の投資魅力というものがどうも減退してまいりまして、個人がなかなか株を買おう気になれないという点が多くなっておるわけでございます。これはまあいろいろ原因がございまして、けれども、一番大きなのは、やはり企業の配当及び増資政策等にあることが多いと思っております。

そういうわけでございまして、私も多分いたしましては、昨年の十一月以来、証券取引審議会というところでは、この原因の究明と、これに対する対策につきまして鋭意審議を重ねておるところでございます。現在までのところ、法人の株式保有があまりふえないようにいろいろ歯止めを考へる問題、それから株式の魅力の増大についてどういうやり方があるかということについて審議してまいりました。そういうことでございまして。

○鈴木一弘君 いまのいわゆる受取配当に課税されないというところは、これは原因になっているのか、なっていないのか、その辺ちょっと伺いたします。

○政府委員(藤井淑男君) 御指摘の、この法人の受取配当に課税されてないことが個人株主の減少、法人株主の増加の原因となっているかどうかという点でございまして、これは私も余り大きな原因になっていないとは思つてないでございまして、しかし、法人税制全体を通じての問題として種々議論がございまして、この点につきましては、今後四月十七日以降の証券取引審議会と各方面の専門家の方々に御審議を願つていきたいと思つておるわけでござ

います。

○鈴木一弘君 これについてのいわゆる税調そのほかへの、何といひますか、検討、そういうものの方向性はどうかというふうにする予定ですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) けさも当委員会ではいろいろ御議論がございまして、この問題は、個人の側におきましては配当控除の問題でございまして、法人の株主の側におきましては受取配当の益金算入、不算入の問題でございまして、それで税制調査会におきまして、昨年新しいメンバーで発足をいたしましたので、いわゆる法人税の基本的な仕組みの問題といたしまして、昨年の秋以降三年間の任期でございまして、この間にこの問題を十分御討議をいたしたいと思つておるわけでございます。昨年から今日までは、実は当面の税制改正の問題に追われましたもので、今国会の問題が大方片づきました後で、主として、この法人税の基本的な仕組みの問題として税制調査会で大いに議論をしていただきたいと思つております。

その際に、もちろんいまの証券取引審議会におきますこちらの方のサイドからの御要望も当然反映をされると思ひますし、また税制だけの観点からの、いわゆる法人が得ました利益に対する課税と、それからそれが流出しますところの配当についての課税問題という税制プロパーの問題としてやはり御議論をしていただく。しかも、その間にどういった調整措置が講じられるのか、あるいは各国においてどういった態度でそういう問題を税制の問題に加味して考えておられるのか、そういう観点からいろいろ問題点を提起し、御議論をしていただきたいと思つておる次第でございまして。

○鈴木一弘君 個人の株の譲渡による所得、いわゆるキャピタルゲイン、これについてもいままでいふ議論もあつたわけでありまして、取引回数といひ、その株の総数といひますか、その両方面からいろいろ言われてきたわけでありまして、けれども、これについてのこれからどういう方向へ持っていくかと、まあ、これは何か改正をしな

やならないところへきてるんじゃないかという感じもするんですけども、課税問題で。その点はいかがでございまして、方向。

○政府委員(中橋敬次郎君) この点に關しましては、昨年の税制改正におきまして、個人が受け取ります配当につきまして、一銘柄年額十万円までについては特別に総合課税を要しないということに、従来の五万円から引き上げられて改正をせられました。そういうことにも関連をいたしまして、株式のキャピタルゲイン課税につきましても、今後早急に検討をするということになっております。

で、一番問題は、株式のキャピタルゲインの把握の問題と、それから株式の売買に伴いますところの損失の処理を一体どういうふうにするかという問題、その他いろいろ技術的な問題がございまして、それもあわせながら今後やはり同じく税制調査会におきまして検討する予定でございまして。

○鈴木一弘君 まあ、なかなか把握がむづかしいような話ですけども、いままでのところでは、新聞に報道されたりする事件の大きいものになりますと、例の殖産でしたか、そうでしたか、ああいうのになればもうすぐわかるわけですね、わかるというか、把握をされているわけですから。そういう点ではやる気になればこれはできるんじゃないかという感じがしてならないんです。十分検討というより、これはやはりかなり世上の批判も強い問題でもありますから。これは大臣はいかがお考えですか、五十回以上、二十万株以上なんという大事な問題ですね、これは。

○国務大臣(大平正芳君) 担税力のあるところ税金をちょうだいする、きわめてドライに割り切つてまいりますと、いま鈴木委員の御指摘のような問題、もっと突っ込んだ検討が要りますし、また配当の分離課税というような問題も検討せにやならぬわけでございまして。

ただ、私が心配なのは、金融資産全体から見ますと、株式は、なるほど制度の上で無記名株式とい

うのはありますけれども、現実には記名株式——株式は記名ばかりでございまして。しかし、あと金融債にいたしましたも、社債にいたしましたも、無記名になっておりますし、それから預金という形態におけるものがだんだんなかなか捕捉がしにくいというところでございまして、結局、いまの日本の場合、銀行を通じての資本が圧倒的に強くて、資本市場を通じてなかなか資本が集まらないというへんばな状況が、そういういびつな状況がいつまでも続くと、もっと証券市場がいびつになりはしないか、資本がだんだんと金融債なり、あるいは預金なりという方向にだんだん向いていくんじゃないか、余りこの証券、株式を痛めておりますと。そういうようなことがございまして、この問題はそういう意味で非常にいろいろな角度から見ると、微妙な経済界でございまして、全体としてはバランスのとれた取り扱ひの手がたくや、しかも、国民の期待にこたえなければならぬし、財政、歳入の確保を図らなければならぬわけでございまして、そういった点、広く深く考えながら、御指摘の問題につきましては、税制調査会とともに検討を進めていきたいと思つております。

○鈴木一弘君 いま大臣の言われた点は私もよくわかるんです。だんだん——今回大口規制ですか、そういうことがありますから、どうしても事業債とか、株式発行とかとなるのはもう当然だと思ひますからね。それはそれとしても、余りにもいままで問題が多かつたという点もあります。その点は考えていただかなければならない、こういう意味でございまして。

次は、利子・配当の問題ですけども、これはだんだんと、本来なら総合課税の中にしようべきだということだと思つておるわけですが、それを一遍にはできないにしても、何か五%なり一〇%ずつ上げていくなりして、最後にはできるだけ早く総合課税にする。五年なら五年とか、四年とかというところで移るべきだろう、こういうように思つてなりません。その点についてどうかとい

うこと、できないとすれば、その難点はどういう点がぐあい悪くてできないのか、これをはつきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 利子・配当につきまゝの総合課税の道は、私どもでもできるだけ早く見出したと思つております。今回の改正案を御提案しました趣旨も、そういう勉強をいたします期間としまして猶予期間を与えていただく。その間におきまゝところの源泉分離制度につきまゝは、現行よりも五%上げてやるという趣旨でございます。したがひまして、その間におけるわれわれの勉強も、そういう方向にかなければならな

と思つております。

そこで、一体どういふ難点が総合課税にあるかというお尋ねでございますが、特に私どもはやはり預金の問題につきまゝ、今日ございませう無記名預金の制度と、それから債権上広範に行われている架空名義預金の存在というものにつきまゝ、それをどういふふうを防ぐのがよろしいか、またそれを防ぎました際におきまゝ、各支店、各銀行、各種の預金として存在しますものを一人の預金利子に総合したさなければならせん。その総合の手段をできるだけ簡便に能率よくやるための手段というのを見出さなければならせん。そういう点についてのむずかしさを今後できるだけ解明をしていく必要があるわけでございます。

○鈴木一弘君 無記名預金の問題でいま出てきたんですけれども、その総合課税にする一つの大きな障害だ。そのなれば当然無記名預金を何とかしなきゃならぬ。いままでは銀行局で進められて公然としてあるわけでございますから、そういうことを大蔵省自身が脱法行為と言ふとおかしいですけれども、脱税資金といふですか、そういうものの存在を公に認めているということですからね、いまのお話からすれば、そういうのはほかの国にはないんじゃないかと思ふんですけれども、いかがでございますか。

○政府委員(後藤達太君) 無記名預金の制度は、

先生御指摘のように銀行局長通達で実施しております制度でございますが、できましたのは、昭和二十二年に衆議院内に通貨安定対策本部というのが設けられました、その発想によりまして始めたものでございます。その間中断がございましたけれども、ほぼ当初と同じスタイルで今日まで存続してまいりまして三十年ほどたつておるわけでございます。非常に長く定着をしたというふうな感じがします一方、いままでのままでいいのかという御指摘の点も確かにあろうかと存じます。

なお、外国の例でございますが、外国の場合にはと申しますか、日本の場合には取引に印鑑を用いるという特殊な事情があるためかと思ひますが、外国ではサインを使うということなものですから、日本とは全く同じような制度はないと承知をいたしております。ただ外国の場合には国によって若干事情が違ひますが、あるいは預金者のナンバーだけで出し入れする、あるいは証書がなしで預金の取引が行われるとか、そういうようなことはあるやに聞いております。日本と同じものはないと私どもは承知いたしております。

○鈴木一弘君 そこでいまのような無記名預金の問題があるから、無記名預金で云々ならば架空名義でもいいじゃないかということは、これは理の当然として起きてくるわけですね。だから、架空名義が出てきたり、仮の名前をくつつけてみたりということが起きてくる。これは結局国民に対しての一つの、何というんですか、ごまかしを教えるみたいなやり方です、納税の問題についてもいまの利子・配当の問題等いろいろ考えていくと、これは総合課税なんかとうていできないというところになってくる。そういう意味からも、この無記名預金の問題、いま銀行局長通達ということでもう二十年間問題ですから、ずいぶん古いわけでありまして、これを廃止して通達を取り消して、そうして総合課税へ向けられる方向というものをもうつくるべきときがきているんじゃないか、そう思ふんですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(後藤達太君) 確かに先生の御指摘のような点があろうかと存じます。したがひまして、私どもとしましては、このままでいいかどうかというのを検討すべき段階かと存じますが、先ほど申し上げましたように、大変長く続いてまいりました制度でございます。それから有価証券類は無記名が原則でございます、その貯蓄手段とペランスということもわれわれとしては頭に置かなければいけないことと思つております。それからいまちやうどお話が出ました架空名義預金でございますが、架空名義の方が私どもの分野から見ましても大変問題が多いことだと存じます。これは銀行との取引の關係でもいろいろトラブルの原因になりますし、一番これはぐあいの悪い、一番早く絶滅すべきものではないかと私も思つておりますが、ただ無記名を廃止するといふことは、仮空名義に追ひ込むというふうなことになるのはまた問題だと存じます。そこら辺のところをよく検討をいたしまして、今後の課題として勉強させていただきます、こういうふうにご考慮を願ひます。

○鈴木一弘君 いま無記名預金は一体どのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(後藤達太君) ただいま手元に持つておられますのが昨年の九月の計数でございますが、全国銀行と相互銀行、信用金庫合わせまして一兆二千三百七十億ほどでございます。口座数が百八万余口と、こういうことになっております。なおこのほかに金銭信託で四百億ほどの無記名の扱いのものがございます。

○鈴木一弘君 架空名義あたりの方は大体押さえられていたといふんですか、つかんだというのか、これは押さえるわけにいかないと思ひますが、どこで見つけたときだけしかないと思ひますが、どれくらい昨年あたりはわかつていたのですか。

○政府委員(後藤達太君) 先生おっしゃいますように、数字的に私どもつかまえることが不可能な実はものでございますが、したがひまして、行政指導をやつておりますはかに、検査の際にどの程度あるかと、あつちやいかなんというところで検査をいたしております。ただその検査をいたします場合でも、なかなか技術的にむずかしい点がございます、検査のときに貸出金の査定をやる、こういうふうなことを通じまして実は見ておるところでございます。で、その感じから申し上げまして、数として多いという感じはいたしません。ただこれは全体としてどのくらいあるかといつても、ちよつと数字的な感じは申し上げられない状況でございます。

○鈴木一弘君 これは私はひとつこでいまもう一つの難点は、一人の人に名を寄せてしまつて利子を出すということですね。そういうことが一つの難点ということをお話されました。私もそれはよくわかります。現在マル優制度がある。しかし、場合によると、その名寄せもよくないかないんじゃないかという感じがしておるのですが、その点は何か方法を考えるということがあるんですか。たとえば個人名で預金をするとかマル優を受けるような人ということになれば、かなりの預金もあるというところで何かコードナンバーをきちんとくつ付けてこの銀行も同じ番号でうまくいくとかというのを考えるを得なくなるだろうと私は思ふのです。これは庶民というよりも金持ちのほうが多いでしょうからね、そういう点はいかが考えますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 名寄せを能率的にやります一つの制度といたしますれば、いわば預金者につきまゝしていまおっしゃいましたような非常に簡便な仕分けができます番号を付すということができると思つております。いわば国民番号といふようなものが仮に実現いたしますれば、それを使えるということは非常にそういう点についても便宜なものでございませうけれども、これはなかなかいろいろの観点からの反対もありまして早急に実現したいやうでございませう。そうしました場合に、一体預金者だけにつきまゝして、もちろん各銀行、各支店におきまゝしての番号というのがある

いますけれども、それについて一貫番号を付していただければかなりよろしいのですけれども、架空名義を使ってそれぞれの通帳を別個に持たれますと、その番号は別個の番号になりますので、なかなかやはり思うように名寄せができないということになるわけでございます。今日のマル優制度におきましては真正な住所、氏名を確認するようなことを制度的に要求をいたしておりますので、この方、ときどきそういう実行が行われない面もございますけれども、かなり名寄せが、膨大な数字でございますけれども、やっておりますというところでございますが、マル優制度でないものにつきまして、そういう処理を非常に能率的にやるためには、何とかいまして、一つには共通一連の番号を何らかの形におきまして付していただけたらというところは一番望ましいと考えております。

○鈴木一弘君 私は、国民番号にしろということとを言っておるわけじゃありませんからね。いまのようなマル優を超えるような人たちにについては、これはやってもいいのではないかとということです。

それから、時間もあと四、五分のようでありますから、医師課税の問題、これは社会保険診療の問題でございますが、その問題で、政府に対して税調からあれだけの答申があった。残念ながら今回これが送られてしまったということ、この間のこの参考人のときにも大変な税調からはお怒りのようでありましたけれども、政府は、次のときには診療報酬改定と同時に税の改正をする、こういうことを言っておるわけですから、医師課税についての基本的な考え方、それをひとつ伺いたいと思っております。

○国務大臣(大平正芳君) 大変仰せのように今度御審議をいただくに至らなかったこと大変申しわけないと存じております。しかし、そのまま引き下がったのでは大変恐縮でございますので、われわれ政府と与党の間におきましては、次の診療報酬改定と同時に改善措置を講じようじゃないかというところになっておりますことは御案内のとおり

でございます。診療報酬改定ということは、いわば厚生省の方の所管のお仕事でございますので、政府部内で今後密な打ち合わせを遂げまして、できるだけ早い機会にそういった運びにいたしたいものと念願をいたしております。

○鈴木一弘君 これは、そのときはこの間の税調が出したような五二%でしたか、それから七二%という、そういうような方向を取りたいという考え方でございますか。

○国務大臣(大平正芳君) あの案も完璧な案とは思いませんけれども、まあ御不満ながら税調におきまして、こういうところから改善の一步を踏み出そうじゃないかというところ、御了承いただいたように聞いておりますので、私といたしましては、ああいう案を骨子にいたしまして御審議をいただく案をつくったかどうかと考えております。

○鈴木一弘君 今回見送られたのは非常に残念なことでございます、実際白色のときには税がかかったけれども、青色になったら完全に納めないで済むなんというのもあるようですね。それは報酬の七二%に関係なく、実際実態で、本気になってやっているとところは税なんか納めないで済むようなところもあるわけですから、そういう点から見ますと、やはり良心的にやっている医者あるいは非常に新しい設備を入れたばかりの医者、いろんなのがございますから、そういう内容によってはもう税を納めないで済んでしまうところもずいぶん出ているわけで、それは七二%とかそんなものはなくてもいいわけです。そういう点から見ると、あれにいつまでもこだわっているのは実態を外れたものだというふうに思わざるを得ないわけなんですけれども、その点をひとつどういうふうに、そういうお医者さんの中まじめにやっています青色にすれば何もかからない人もある、少なく済む人もあるというのもあるし、そうかと思えば徹底して反対をするというのもあるという両面あるわけですが、その点の、医者にいい悪いがあるというのをおかしいわけですから、仁術

と言っているのに、実際には算術みたいな医者がいたりということですから……。どうかその点のお医者さんに対してどういうような見方を税務当局というか、大蔵省としてというか、大蔵大臣としては見ていくか、その点をひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員(中橋敬次郎君) 確かに、おっしゃいますように、たとえば設備をよくしますとか、あるいは人を多く雇って行き届いた医療を施すとかいうことで、一般的に経費が非常に高くなっておりますお医者さんにつきましては、七二%の経費を超えて税金上申告をなさっております方も相当あるわけでございます。むしろそういう方はいわば経費をかけて手厚い診療をやっておるという方でございます。また一方、七二%について非常にメリットを感じておられる方は、いわば家内労働を基準にいたしまして、余り経費のかからないようにやっておられるからこそ、七二%という経費率がメリットがあるわけでございます。もちろんその方々の診療の内容についていい悪いということは一概に申せませんけれども、税金面からだけ申せばそういうふうな経費について最近非常にばらつきがございます。そういう点において七二%の特例措置もお医者さんの中で非常にこれに依存される方と、もはやそれでは賄い切れない方がかなり出てきたということはおっしゃるとおりでございます。

○渡辺武君 大蔵大臣に伺います。政府は今後の日本経済は低成長時代に入ったというところを非常に強調しておられるわけでありますが、同時にその反面というよりも、他方でいまの税制について直間比率なども一つの理由としながら、間接税の増徴という点に今後の税収の重点を置くというふうなことを言うか、あるいはまた発言がかなりうかがわれるわけです。特にやはり付加価値税制について、いままでの内閣になかったときに、明確に検討するという方向を示しておられるわけですが、低成長経済になってきますと、当然法人税収、所得税収、これが従来のようなテ

ンポでは大幅に上がらないということこれは当然のことだと思っておりますが、その穴埋めと言うとおかしいですけれども、その税収増を間接税の増徴という方向で解決していくというふうなおつもりがあるんじゃないかというふうに思います。その点どうでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのように、景気が停滞をいたしまして、予想されたような歳入が、直接税におきましても間接税におきましても、なかなか期待できないという状況になりつつあります。そこでは、御指摘のとおりでございます。そこで、政府として考えておりますことは、まず歳出面でできるだけこれ節約をしていかにかいかに減額をございまして、まず、税金をどうしてふやそうかなんというところを考へるのは、私は邪道だと考えておるわけでございます。できるだけ歳出を節約することをまず考へるべきでないかと思っております。

それから歳入面の話でございますが、付加価値税を具体的な問題としていま問題にいたしているわけでは決していないのであります。ただ衆議院におきましてそういう議論、論議がございましたので、そういう議論があったということを総理大臣に御報告申し上げたのが記事になりました。それがつかまりまして、えらい政府は何かこの問題をいま具体的に検討を始めておるといふような印象を世間に与えたと思えば、それは実態ではないと私は思うのであります。ただそういう問題を全然検討しないんだなというところも、またわれわれはいろいろなことを将来検討していくフリーハンドを持っておらなければいかぬわけでございますから、初めから手足を縛るばかりはないわけなんです。それから、それは、だけれども、この間この本委員会でも御答弁申し上げましたように、まだいま行政の日程としてこういうものをいついつまでに取上げていくなんという考えは持っていないわけでございます。

○渡辺武君 しかし、欧米諸国に比べてわが国の場合は直間比率が低いというふうなことは盛んに

言っておられるわけですから、欧米並みの直間比率の方向に、すぐということではないかも知れませんが、いざいざに近づくべきというお気持ちを持っておられるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) そうでございますね。間接税の比重が三割を割っており、直接税にやや傾斜が過ぎていることはあなたが見てまいまわることでございます。先進諸国に比べて、アメリカに次いで直接税に傾斜しているというところは歴然たることはもう事実が示しておるところでございます。だから、そこで非常に不都合が起ころうと、だから、一刻も早くこのバランスは直ちにやならぬというように私はまだ考えていないわけでございます。ただ検討すべき課題ではあるけれども、これをこういふ日程で、こうやっていかにかぬという具体的なタイムテーブルを持っておるわけではないわけですね。

○渡辺武君 具体的なタイムテーブルはないと、そしてまた付加価値税の導入というのはいますぐ考えているわけじゃないという御答弁ですが、けれども、やはりいまおっしゃったような直間比率の低さというものは、方向としてはやっぱり是正していききたいと、そしてまあ、間接税の分野での増収ですね、この方が今後のやはり検討課題になっているということについては、これはそのとおりじゃないでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 素直に言っておるですね。そのように私は感じますがね。ただ自由民主党は今度は付加価値税を考えておるんだなんていうてまた宣伝をされますと、選挙にも響きますから、非常に迷惑なんですよ。もう、かつて売上税で痛目に遭いましたから。売上税まだ現にやらないでしよう。だけれども、もうあつてもやるからというようなことで、われわれがいふ迷惑したわけでございますから。そういう点はまあひとつよろしく願いたいと思います。

○渡辺武君 どうも選挙というのが大臣の頭に相当深く入っているわけでございます。まあ、それ

を気にして答弁されるのは結構だけれども、しかし、やはり国の政策というのは、担当大臣にこれは率直にやっぱり言っていたことが必要だと思ふんです。特に選挙であればあるほど、国民に国の政策を示して、その信を問うということが私は非常に大事だと思ふんです。

さて、非常に歯切れの悪い表現ではありましたが、けれども、やはり間接税の税率をさらに図るというおつもりがあるということがわかりましたが、これが直ちに売上税という形になるのか、あるいは付加価値税制という具体的な形になるのか、これは別にしまして、いざいざしても間接税というのは、特にこの物品税などは品物の価格に織り込まれる税金なわけですね。ですから、まあ言ってみれば、一方では直接税に比べて税負担感という点で非常に軽いという点も、おそらく財政当局としては一つの利点と考えているだろうと思ふんですが、逆に国民の立場から言いますと、これはいわば所得税を払うことのできないような人も、どうせいろいろ品物を買わなきゃ暮らしていけないわけですから、したがって、価格に織り込まれた税金は払わざるを得ないということ、これは私が申し上げるまでもなく、以前から逆進進めはなほだしい税制だというふうに言われているわけですね。それで三木内閣が昨年の暮れに登場してきたときに、一番最初言われたのは、この高度成長の中で、社会的な不正が非常に激しくなつた、これを是正しなければならぬのだということを非常に強調してこられたと思うんですが、本気でそれを言われたのか、それともリップサービスなのか、これはわかりませんけれども、しかし、いざいざにしても、政治の責任者がそういうことを言われて登場してこられた。ところがその三木内閣が、これが逆進進めはなほだしいと言われている間接税をやはりかなり重点に考えておられるということになりますと、その社会的な不正を是正しようとする看板と非常にかけ離れたことになるんじゃないかと思ふんですが、その点どう思われます。

○国務大臣(大平正芳君) 間接税が逆進進であるというのには、まあ財政学のABCであります。もうどうなとも御存じのことなんでございまして、自由民主党とその政府も知らぬわけじゃないんです。世界じゅう、どの政府も知らぬわけじゃないので、しかもなお、いま申し上げましたように、ずっと直間比率から言ひまして、間接税が先進諸国において比重が高いという事実もあるわけなんです。したがって逆進進であるというんで、これは悪税だと言ふならどこも採用しないはずなんです。全部直接税でやるべきでございまして、間接税があるということは、それなりの存在の理由が私にはあるからだと思います。これは、いままでのように品目に課税をするか、これはいままでのように物を大事にせないかぬときでございまして、節約をして、資源を愛護するという意味におきまして、税金をかけて節約をせよというところも一つの方法だろうと思ひます。また何ら大した徴税費用を使わないうで税金をちょうだいできるという便益もあるわけでございます。実際上直接税というのは、とりわけ申告所得税なんというのは、大変これは厄介な税金でございまして、実際公平にこれをちょうだいせなければならぬものでございまして、クロヨンだとかなんとか言われて、できるだけ小人数でありますけれども、公平に取らなければいかぬというわけで、一生懸命になっておりますけれども、なかなかそれが十分公平に取れないということで批判も受けておるわけでございます。したがって、間接税というのは、逃げ隠れしない課税がきくわけでございます。これはこれなりに私は存在理由があるんだろうと思ひます。したがって、あなたが、あなたの言われることはよくわかります。よくわかりますけれども、また間接税は間接税なりにレーゾンデットも私はあるんじゃないかと思ひます。しかし、いまそれだからと言つて、いま具体的なテーマとして、間接税をこういう範囲において増徴していきたくないんという考えをいま政府として持っているわけじゃない

いせん。

○渡辺武君 これ以上余り論争に深入りしたくはないので、一つ気がかりになりますのは、やはりたとえ間接税で、物品の消費の節約という利点もあるんだというふうなことをおっしゃいましたけれども、しかし、いままでの物品税、間接税の戦後の傾向を見ますと、以前は奢侈品について大体間接税がかかるというのが普通の姿だったと思うのですが、戦後は一般大衆商品、家庭用電気器具とか等々、担税能力というふうなことを口実にしながら生活必需品にかかってくるという傾向が非常に強くなっているわけですね。ですから、そういう傾向の延長線上で考えてみますと、消費節約というのは、結局、一般国民大衆の消費を抑えるということになってしまふのです。だから、そういう意味で逆進進が非常に強くなるということなんです。だから、大臣のおっしゃった利点というのは、国民にとつては非常にこれはもう利点じゃないのです。その点はひとつよく考えていただきたいと思ふんです。私は、したがって、もし三木内閣が看板どおりに社会的な不正の是正をやろうとするならば、いま大臣もいみじくおっしゃいましたが、直接税の方はいろいろの不正があるという批判を受けていると言ひけれども、まさにその不正の存在する直接税こそをもっと洗い直す必要があるんじゃないか、公正なものにする必要があるんじゃないかというふうに思ひますけれども、その点どうでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) それは仰せのとおりです。所得税も直接税も終始洗い直しながら負担の公正をはかつていくべきだと思ひます。しかし同時に、ひとつ念のために、これは申し上げるまでもないことでございまして、いままで直間の比率の是正という問題は、直接税をそのまま重課しておいて、今度は間接税でまたしぼり上げようというのじゃないんです。これ、間接税でいただくか直接税でいただくか、どちらが国民の負担からお願ひする場合に適正であるかという選択

の問題だと思ふんです。で、ございますから、その点は誤解のないように。なるほどおっしゃるとおり逆累進になるわけで、いろんなデメリットもあるわけですが、私の言つたようなないろいろなメリットもあるし、直接税にデメリットもあるわけだし、メリットもあるわけだし、そういうようなものをいろいろ比較勘案して、結局、国民のために税制はどちらかというような観点でやはり考えていこうとしているわけで、いちずに国民のことを考えずに逆累進の間接税にひたむきに走らうなんという根性はもう毛頭ないんですから、そういう色めがねで見られたら迷惑ですから、それはひとつお願いしておきたいと思ひます。

○渡辺武君 それでは、いま大臣自身も不公正があるとお認めになった直接税ですね。これをいっその公正な方向にするという、そういう方向での洗い直しをやられるおつもりでございますか。

○國務大臣(大平正芳君) それは大蔵省の任務でございますまして、毎年毎年洗い直して、税制調査会その他の御意見も伺いながら、御審議をいただいているようにわれわれは答案を出しているわけでございまして、これはふだんのわれわれの任務だと心得ておるわけでございます。

○渡辺武君 それでは具体的な問題について、三伺いたいと思ふんですが、ここに、これは大臣ごらんくださったかどうかわかりませんが、東京都の「大都市税制の不公平是正」という表題の報告書を出しております。それで、これによりまして、これは資料は市町村課税状況調という、これは信用のおける資料を使って、そして国税、特に私これから問題にしたいのは所得税の問題ですけれども、所得税に住民税などの地方税ですね、これをプラスして、そして所得階級別に税負担割合がどうなっているのかということを計算したのがございます。五十二ページの資料7というのがありますから、それをまずごらんいただきたいと思ふんですが、これをまずごらんいただきたいと思ふんですが、この資料によりま

すと、所得五十万円以下の金額というのが一番下の階級になっておりまして、漸次上につつと上がつていくわけですが、二百五十万円から六百万円の所得を持つ階級、これがこの所得の中で大体八割程度まで給与所得によつて占められているというところが非常にふきりしてゐるわけですね。ところが、所得がふえるにつれて給与所得の比重がずうと落ちてきて、一億円を超える所得を取る階級は給与所得の割合はわずかに二割ということになつてゐるわけですね。そして、それじゃ、どういふところがふえてくるのかといふと、利子・配当所得とか不動産所得とか、特に分離課税所得、この割合が急速にふえてきて、いま申しました所得一億円を超える階級ですとこの分離課税所得というものが九三・八%と、ほとんどがこの所得によつて占められてゐるというふうな状況になつてゐるわけですね。ですから、いわゆる高額所得者というものがどういふ所得に依存してゐるのかといふことがこの表で実に一目瞭然にあらわれてゐるということになるわけですね。

ところで、そういう状況を踏まえて、それじや、この資料の9—五十三ページをごらんいただきたいと思ふんですが、資料の九で、「都民の所得階級別所得税・個人住民税負担率」といふ表がありまして、昭和四十八年所得の場合ですけれども、これを見てみますと、現在の課税方式で——その当時の課税方式ですね、これで計算してみますと、税の負担割合は、百万円以下の階級が六・七%、それから百万円以上二百五十万円以下の階級が一〇・九%、それから二百五十万円以上四百五十万円以下の階級が一七・五%、四百五十万円以上六百万円以下の階級が二四・二%、それから六百万円以上一千万円以下の階級が三一・三%、それから一千万円以上二千万円以下が三六・五%、それから二千万円以上三千万円以下が三六・九%——これが税負担率が最高なんです。そしてそれから所得がふえるに従つて税負担率がずうと低下する。ですから、三千万円以上四千万円以下の場合には三五・一%、四千

万円以上五千万円以下は三一・一%、五千万円以上一億円以下は三〇・二%、一億円を超える階級は二一・八%、まさに途中からずうと逆累進になつてゐるという傾向が出てゐるわけですね。それで、こうした逆累進の起つてゐる原因ですね、これについては主税局の方でも検討されたかと思ひますけれども、どういふふうに見ていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これは先ほど資料につきまして渡辺委員が御指摘のように、高額所得者、特に所得が一億円を超えるところに、よれば、土地の譲渡所得がもうほとんど大部分を占めておるといふ数字でございます。ところでこの、四十八年でございますから、四十八年につきましては、いわゆる長期土地の譲渡所得につきましては、分離課税制度を採用しておるわけでございます。四十八年でございますから、所得税で申しますと一五%の税率が分離税率として適用になっておりますし、地方の住民税におきまして五%が適用になっておりますから、総合しまして二〇%の分離税率で土地の長期譲渡所得に対する税金は終わつてゐるわけでございます。したがいまし

て、資料9について負担率を御指摘になりましたけれども、それもまさに土地の長期譲渡所得に対する負担税率が分離されて、国税、地方税を通じて二〇%であるというところの総合的な結果にほかならないのでございます。それは、その制度につきましてもいろいろ御批判のあることもさることでございますけれども、むしろそういう長期の土地の譲渡所得についての所得税、あるいはそれに伴います住民税を軽減することによりまして、土地の供給を促進しようという政策的意図からそういうふうなやつたわけでございますし、またそれに伴ひまして土地を大量に譲渡するといふ人が出てまいりまして、一億円を超える所得階級におきましては、その部分が圧倒的にふえた。したがつて、その負担税率というものは、そういうふうなその分離税率の影響で下がつておるといふことでございます。ちなみに、そういうことでござ

いますから、土地の譲渡所得を除いて、その他の所得についてこの数字で計算をなさいますと、決してそういう逆累進ではございません、逆進的な傾向でございまして、やはり所得階級に應じまして、高ければずつと高くなつておる。これはもう簡単に数字でございまして、ですから、まさにおっしゃいました点は、土地の譲渡所得に対する分離税率がそういう結果をもたらしてゐるというところの証左だと思つております。

○渡辺武君 土地の分離税率が最大の問題だといふことは、そのとおりですね。しかし、同時にやっぱり、先ほど来議論になつておりますけれども、利子・配当の源泉分離ですね、これもやっぱり一つの役割りを果たしてゐるというところは、この資料を見ただけでもおわかりいただけると思ひますが、その点も認めますか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 利子・配当につきまして源泉選別税率が適用になっておることは確かでございます。しかし、この資料は、申告された所得金額につき、あるいはその税額についての資料でございまして、利子につきまして、源泉選別をいたしました人の利子というものはその項目に反映しておりません。しかしもちろん、源泉選別税率が二五%でございまして、それが一般の総合所得税の累進税率を低めておるといふことは確かでございますけれども、この表に限れば全然それは影響ないわけでございます。それから、配当につきましても源泉選別税率がございまして、源泉選別を配当について選別できる人につきましては制限がございまして、たとえば年間に配当五十万円持つておれば、それ以上の人は、超える人につきましては、あるいは全体のその会社の株式の五%を超える株主につきましては、それは配当の源泉分離税率を選べないといふことになっておりますから、いわゆるそういう大株主につきましてはもちろん申告をしていただいて、それは普通の課税、総合税率がかかつておりますから、それはここに反映をしておりますけれども、その点に關しまして

は、源泉分離選択税率は全然影響はないという形になっております。

○渡辺武君 その本の二十ページを読んでいただきますと、「利子・配当所得の税負担の不公平は改善されるか」という表題で次のようなことが書いてありますね。「利子・配当所得優遇税制がいかに税負担の不公平を生んでいるかは、第二次報告で詳細に指摘した。」と、この前の報告書です。ね。「その大きな原因は、利子・配当所得に関する源泉分離選択制という課税の特例にあり、これは土地の譲渡に関する分離課税と同じく資産所得者を優遇するものである。」というふうに、非常に、この表にはいまいちおっしゃったように直接的にはあらわれないにしても、大きな問題だという点は指摘しているのです。これは先ほど申しましたように、東京都の住民税課税のための資料を、これを綿密に分析した結果であって、特に三区一市の大体東京都内の納税者の約一割くらいをカバーするところを調査してずっと実態調査もやっている、やっている結果ですから、私はこれは十分信頼のおける指摘だというふうに言つて差し支えないと思うのです。

そこで、大臣もう何うまでもないと思ひますけれども、従来のこうした税制がやはりここにはつきり逆累進という形であられておりますように、大きな資産家には非常に有利であり、そして逆に言えば零細な所得者にとっては、これは不利なものであったということは、これは当然お認めいただけたと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 私、そういうふうに認められないんです。率から申しますと漸次高所得者の負担率が高くなつております。ただ手取りですと、税額を控除した可処分所得は、それは上になるほど高くなりますけれども、税の負担率そのものは高くなるに、所得の大きくなるに従つて高くなつておりますので、渡辺説には賛同できません。

○渡辺武君 いま私がわざわざ大臣に見ていただきながら読みました、はつきりしているんじゃないや

いのですか。たとえばさっきも申しましたように、この所得二千万円以上三千万円以下のところの階層は、税負担率三六・九%ですよ。ところが、それより上の三千万円以上四千万円以下のところは、三五・一%に下がります。なおよつと継続して下がりまして一億円を超える所得階層は、二一・八%に下がっているんですよ、税負担率が。○国務大臣(大平正芳君) それはたまたま土地政策として、土地の譲渡所得というものを、土地の供給をふやすために土地税制を、譲渡所得を低くしたたけでございまして、それは、毎年恒常的にそういう譲渡所得がその人にあるわけじゃないんです。たまたまそのときに、一回か二回かその人が一定の土地を持っておられて、これだけ処分しよう、それを処分させて土地の供給をふやそうという政府の政策をやつたわけで、一時的な処置なんぞございまして、税法そのものの構造が、あなたがおっしゃるようにならざるを得ない構造になつていないわけではございません。

○渡辺武君 どうも大臣、奇妙なことをおっしゃられるですね。その前に、先ほど主税局長言われましたが、土地の販売を促進させるためだと言いましたけれども、これはこんなことを言いたくないんだけれども、この分離課税によつてなるほど土地を売つた人大分出ましたね。出ましたけれども、これはほとんど法人買いでしょう。大企業の土地投機のために役に立つたぐらいのものじゃないですか。住宅用地などにはもうこれはほとんど使われてないというのが実態ですから。だから、そういうことはもう大衆周知のことだと思ひから言つてないで、その辺はひとつよく考えて答弁していただきたいと思います。

それから、大蔵大臣も奇妙なことをおっしゃるけれども、この長期分離課税というのは、これは税制の一つでしょう。そうでしょう。なるほど一時所得ですよ、一時所得だけれども、そういうものを組み込んだ全体の税制の作用の結果としてこういう結果が出ていますのです、税負担割合の低下

という、逆累進というのが。その辺はやっぱり率直に認めていただかなければならぬと思ひますね。どうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 土地の供給を促進する税制としましてありましたことの功罪については特にいま御議論をいたしません、先ほど申しましたようにそういう税負担ということをお前提として、短期的な効果をねらつて、短期的な特別措置として、土地の長期譲渡所得について税負担を軽減するということをいたしたのがそのときの政策でございまして。したがうして、当然四十八年なら四十八年、四十七年なら四十七年をとらねて、いわゆる総合負担として計算をなされば、当然にこういうことは出てまいりますけれども、やはり長期的な問題として把握をされる研究とすれば、私は、やはり土地の長期譲渡所得というものは別にしまして、恒常的な所得というものでございいう率を算出なされば、それはこれとは違つた様相が示されますから、そういう方がやはり研究としてはより高いものではないかというふうに思ふわけではございません。

それから、先ほど、失礼しましたが、配当の源泉選択を選ぶ基礎として、一銘柄五十万円あるいは株式資本の五%と申しましたが、超と申しましたのはすべて以上と訂正させていただきます。

○渡辺武君 その研究がより高いか、より低いかわからないで議論されているようですね、しかし、国民にとってはやっぱり大きな資産家の方が税負担割合低いということは大きな問題ですよ。そういう点からひとつ考えていただきたいと思います。

そこで、伺いますけれども、今度の税制改正でこの土地の長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡二千万円以上の場合が四分の三の総合課税となりましてけれども、そうでしょう。そうなたった理由は何か。

○政府委員(中橋敬次郎君) 一つには、さきに申しましたような政策的意図をもちまして土地の譲

渡所得について税率を軽減することによつて土地の供給促進を図りました、それが相当の効果をもつて私は終わつたというふうな思つておるわけでございます。そうしまして、一体その後の税制をどうするが、それについてはもちろん五十年まで続きます長期譲渡所得に対する特別措置というもののについての御批判ももちろんしなくいたしまして、それからもう一つは、いまの所得税制の中の本則というのは、こういう長期的な譲渡所得は二分の一総合するわけでございます。これはやはり長期間において発生をいたしました所得でございますから、一年を前提としたしております累進税率をそのまま掛けるのは不適当であるということからでございます。そういう本則税率に戻りますれば、いわばこれまでとつておりました二〇%という分離税率よりも低い負担が実は現出するわけでございます。それは今日土地の譲渡所得についての国民一般のものの見方ということからはかえつていかなるものであろうかということ、それからまた今日の譲渡所得のかなりの部分がやはり昭和四十年前後からのある一定期間の間に相当発生したということを考えますれば、非常に長い間にわたつて発生したということを前提としたしております所得税制本則の二分の一というものをとらないで、むしろそれを加味しまして四分の三というものがちょうど土地の譲渡所得について、今日の状況から見まして適当であらうということ、四分の三総合ということで御提案申し上げておる次第でございます。

○渡辺武君 そうでしよう。その土地の供給に役に立つたという点は、さつき私実態はそうじゃないというのを申しましたがね、それは売買はありましたよ。売買はあったけれどもね、国民が望んでいる住宅用地の供給がふえたなということにはならぬですね。だから、その点は別にしましても、あなた自身が、やはりこの税制が非常に不公正だったということを認めてこういう措置をとらざるを得なかつたということだったんじゃないや

いかと思うんですね。あなたが第二番目に挙げた理由というのはそうだったんですね。

そこで、しかしそれにしてもまだ不正が残っていると思うんですね。たとえば、二千万円以上の場合を今度四分の三にしたわけですが、その二千万円以上の場合を総合課税方式に仮にした場合、今回の措置がやはりなお大きな差があるんじゃないか、総合課税にした場合と比べて、どのくらい差があるんですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 総合課税とおっしゃるのがちょっとわかりませんのですけれども、所得税の本則によりまして二分の一を総合いたしましたから、むしろ今回御提案申し上げております四分の三総合は、所得税の本則よりは重くなるという方式でございます。

○渡辺武君 所得税の本則と比べてじゃないんです。全額総合にした場合と比べてどうかということなんです。仮にそうした場合と比べてどうかと。

○政府委員(中橋敬次郎君) 全額総合にいたしますれば、もちろん本則の二分の一総合と比べましても、今回御提案申し上げておる四分の三総合と比べましても税負担は重くなるわけでございます。ところが、申すまでもなく、そう言いましたある一定期間に徐々に発生をしております、いわゆる回帰的でない所得について所得税をどういうふうにかけるべきかという問題がございます。それを直ちに全額総合にするのが原則である。それについて比べてまだ安いという考え方は私はとらないところでございます。

○渡辺武君 そうじゃないんですよ。私の言っていることを素直に受け取って素直に答弁していただきたい。

二千万円超は四分の三をあれするわけでしょう。しかし、四分の四をプラスして課税したらどういうことになるかと、比べてみたら。結局、そっちの方がやはり重くなるわけでしょう。それは当然のことですよ。そのことを聞いているんですよ。

時間もないから、とにかく不公正は正というところであれば、やはり全額総合課税にした場合と比べてみれば、四分の三にしたというところは一つの前進ではあるにしろ、なおやっぱり税率は低いと思うんですね。ですから、仮にたとえ土地譲渡所得ですね、一億円以上というような大口の土地譲渡の場合などは四分の三ではなくして、これを全額総合にするというような措置をとれば、一層不公正は正という点では前進するんじゃないかというふうに思いますけれども、その点どうでしょう、大臣のお考えは。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点は私は、るる申しましたように、譲渡所得に対する課税というものをしてどういうふうに考えるかということでございます。まして、四分の三総合を四分の四総合にいたしますれば当然その部分の負担は重くなることは言うまでもないことでございます。現在の所得税の最高税率は七五%でございますから、まあ二千万円までの二〇%という問題を横に置きまして問題を単純化しますと、七五%の最高税率がかりますものに四分の三総合にいたしますれば、五・六・二五%がいわば最高税率になるわけでございます。所得税の本則税率は二分の一総合でございますから、三七・五%が最高税率になるわけでございます。これはもう計算するまでもなく七五%が最高税率になるということでございます。しかし、それが一体土地譲渡所得に対する課税としてどの点までが総合課税の対象になってしかるべきかという判断だと思います。

○渡辺武君 大臣の考えどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) いま局長が申し上げたとおりです。

○渡辺武君 時間も大部分もう迫ってきましたので、あとは端的に伺いたいと思うんですが、土地の供給というのを大分強調しておられました。一つ伺いたいんですが、いまやはり土地の供給という点で一番大きな問題は法人の土地所有だと思いませんか。大手不動産会社の保有している土地もありまされども、同時に、不動産業とは関係のないような会社が非常に莫大な土地を持っています。時間もないから詳しい数字を言いませんけれども、これは大きなものですね。これは、もうすでに御存じのとおりだと思いませんか。一体これについてどういうような今後対策を立ててになるのか、税制面で。従来の土地税制については知っているから、御説明要りません。今後どうされるかということ、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点を配慮いたしました。四十八年から法人の土地重課制度というのができておりますから、それでもって対処したいと考えております。

○渡辺武君 自治省からおいでいただいているんで、最後の方で申しわけないんですが、一、二点伺いたいと思うんですが、少額貯蓄などの非課税で、それから普通預金の利子等の確定申告不要制度、それから源泉分離選択制度による地方税の減収額、これらどのくらいになりましょうか。

○説明員(福島深君) 五十年年度の減収額を試算したものがございまして、それで御説明を申し上げますと、少額貯蓄の利子等の非課税の関係で二百九十九億円、それから二番目に利子所得の課税の特例の関係がございまして、これは分離課税の問題だとか、あるいは申告不要のものでございまして、それが五百三十九億円、三番目に配当所得の課税の特例、これも分離とあるいは申告不要のものでございまして、それが百二十三億円でございます。したがって少額貯蓄の利子等の非課税をあわせて合算いたしますと九百六十一億という数字に相なります。

○渡辺武君 まあ、少額貯蓄の場合はちょっと除くとして、先ほど東京都の資料ではつきり出ておりますけれども、とにかく個人所得者の税負担割合が、高所得者ほど低くなっている、これは土地の分離も含めてですよ。その一つの原因としての利子と配当の問題ですけれども、これはつまり非常に不公正になっているだけじゃなくて、地方財政という点からしましてもかなりの減収になっている。いまやっぱり地方財政が非常に深刻な危機に面しているわけですから、それを解決するという面からしましても、この利子・配当の源泉分離というこの制度ですね、これは至急に改める必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点大蔵大臣、どう思いますか。

○国務大臣(大平正芳君) 地方のそういう特別措置は年々強化、改善してまいってございまして、御案内のとおりでございます。それから、そういう特別措置を前提にして、踏まえた上で交付税交付率が決まっているわけでございます。特にその問題を取り上げて中央、地方の負担関係を云々するということには賛成いたしかねます。

○渡辺武君 ちょっと大臣、私が申し上げているのは、つまり国の税制として、利子や配当の源泉分離という制度がある、これがあるために個人所得者についても逆進進になっているが、同時にそれが地方税にはね返って、そうして地方税収の減収という形になっている。ですから、地方財政を満たしていくという意味からしまして、この利子・配当の源泉分離という制度についてメスを入れる必要があるんじゃないかということ、伺っているんです。

○国務大臣(大平正芳君) いや、だからそういういろいろな制度を持っているわけでございますが、中央、地方の財源の配分、やりとりにつきましては、そういうことを皆頭に置いて配分をやっておるわけでございます。個々のアイテムを取り上げますならば、地方が得の地方が損のというような問題があるでございましょうけれども、全体といたしまして、一応中央の財源配分は私は適正にいたしていると考えております。

○渡辺武君 適正にいつたら、いまの地方財政の深刻な危機というのは起こるはずないんですよ。それじゃ、なお念のために自治省の方に伺いますけれども、国税の租税特別措置ですね、これに

よる地方税の減収額、これどのくらいになりますか。

○説明員(福島深君) これも五十年の試算でございませうけれども、国税の租税特別措置によりまして地方税の減収見込み額は千四百七十二億という計算をいたしております。

○渡辺武君 この租税特別措置について、私どもは実際よりも、何というか、たとえば法人税の本則に組み込まれた退職給付引当金とか、あるいはまた貸し倒れ準備金とか貸し倒れ引当金ですね、こういうようなものが計算されていないという点で、非常に少額にしか計算されていないという点で、その間予算委員会でも申しましたけれども、そういう点は除外して、やはり国の税制が——特に租税特別措置などは大企業に非常に有利だということは、これは大蔵省の計算した資本金階級別の税負担割合の数字からしても非常にばりばりしているわけですが、そういう大企業本位の税制のために、地方自治体の財源というものはそのね返りで減収になっているという状態なんですよ。だから、大蔵大臣、その辺を改めれば、国税収入をふやすという意味でも非常に有利です。同時にまた、地方の財源をつくっていくという意味でも非常に有利なんです。大企業本位の態度を改めれば、そういうことができるのですけれども、おやりになるおつもりがありますか。

○国務大臣(大平正芳君) その大企業本位というのがわからぬのです。私には、あなたの思想がわからない。何もかも大企業本位ということと結着をつけられるわけではございませんけれども、私も、私どもはそういうことで政策をやっているわけじゃないことは、たびたび私もあなたの論戦を通じて申し上げておるつもりでございませう。それから、租税特別措置の存廃、こういうものがなくて、ざっくり収入になれば中央も助かる、地方も助かることはあなたのおっしゃる通りです。計算上出てくるんですから、それは。しかし、それはほかの政策的な理由で、租税特別措置

というのを実行いたしておるわけなんです、こういうものは実行すべきだという判断をわれわれはいたしてやっておるわけではございません。その方がベターだという考え方でやっておることは御理解をちょうだいいたしたいと思うのであります。

それから、さらに中央と地方との関係で、中央で特別措置をやられて、地方でやりになるかならぬかは、地方税法の判断によるわけではございます。そこをわけ加えて申し上げておきます。

○渡辺武君 どうも大臣とは話がかみ合わなくて困るです。これは、私は事実を言っているんですよ。あなたの方の計算した、たとえば昭和四十六年度の資本金階級別の税負担割合を見たら、ななでしよう、資本金百億円以上の企業は一番税負担割合が低い。しかも、その原因は租税特別措置だというのはこの間答弁いただいたばかりですよ。だから、そういう事実があるから、私も大企業本位だと申し上げているんです。それが一点。

それからもう一つは、租税特別措置の問題を問題にするのは、これがあつたために法人税収が少なくなると、そうでしょう。それが地方にはね返って地方の税収を少なくしているということなんです。中央の国がやっている租税特別措置をならしてその特別措置をやるかやらないかという問題じゃないんです。おわかりになりましたか。

それで、ちょっと待つて下さい。もう時間がないので、まづ一点だけ伺いたいと思ひますが、これは屋間、主税局長にはもう伺いましたから、大臣から御答弁いただきたいと思ひますけれども、いま法人税法の三十二条に、法人事業税は損金に算入するという制度があるんです。ところが、この法人事業税というのは一体どういう性質の税金かといつて主税局長に伺つたら、これは固定資産税と同じようにいわばそこに営業をやっている、店を構まれているという、そういうことに対してかける税金だと、こうおっしゃっている。ところが、景気が悪くなつてそして欠損法人が出た。固定資産税は、これは物的な税金ですか

これは払つてゐる。しかし、法人事業税は欠損法人は払わなくてもいいということになつてゐる。その理由は何かと言へば、法人税と同じように法人所得に対して法人事業税が課税標準としてかけられてゐると、こういう形になつてゐるからです。つまりこれは物的な税制でなくして、事実上所得税制なんだと。所得税制である以上これは損金に算入するというのは著しく不当なやり方だと思ふんです。だから、これは損金算入をおやめになつたらどうか。この法人事業税の損金算入をやめれば、それだけ法人税収もふえますし、国の税収源としても大きなものです。先ほど主税局長大まかに計算して約七千億円ぐらいの法人税収の増収になるということも言つておられる。そうでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) 条件つきで言つたわけですが、条件つきで。

○渡辺武君 二兆円、法人税が五十年の見込額約二兆円だと。だから、それで計算すれば約七千億円になる。それだけふえるんです。もちろん交付税その他が減りますけれども、しかし、法人税の税収がそれだけふえれば、い言つたように三二%は地方へ交付税として渡るわけですし、同時に法人税がふえれば法人事業税等々もこれまた増収になる。こういう形になるわけだから、これはいまの地方財政危機を解決するにも非常に有利だと思ふんです。また論理的にもこれは全く間違つた論理に立つてゐる。ですから、その点時間がなくて詳しく申し上げる暇がないので残念ですが、これも、この法人事業税の損金算入という、これをやめる方向で検討なさるおつもりがあるかどうか。これを伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 租税特別措置は、まあ、貯蓄の奨励でございませうとか、あるいは技術の開発でございませうとか、あるいは公害の防除でございませうとか、いろいろな政策目的を達するために、税の持つておる機能を活用しようというわけでございまして、大企業の利益に奉仕するためにやつておるものでないことはたびたび私

は渡辺さんに申し上げてゐるわけなんです、だから、大中小零細に關係なくやつておる政策であるというところは、たびたび申し上げておるんで、きょうもまた繰り返しておきますが。

○渡辺武君 客観的になつてゐるということですよ、大臣。

○国務大臣(大平正芳君) それから法人事業税の問題でございませうが、租税効果につきましても、法うすで御説明があつたと思ひますけれども、法人税額等を除き原則として所得の計算上、損金に算入するたてまえをとつておるわけではございませう。

事業税は、事業者がその活動を行うに当たりまして、地方団体から受ける各種の行政サービスとの關係に着目いたしまして課税されます。公益税の一種でございまして、現在は所得課税となつてゐるもので、沿革的には物税として考へられてゐるもので、これを損金に算入するのはやむを得ない。大蔵省は考へておるわけではございませう。事業税を損金不算入といつたしますと、税金は増加する。これは当然でございませうけれども、これは法人に對しまして税負担の増徴を求めることになり、法人の税負担水準の問題と離れて議論することはできない問題であると思ひます。現在わが国の法人税の実効税率は、たびたび申し上げておると思ひます。これ以上法人の税負担の増加を図ることは、私は現在適當でないと思ひます。

○栗林卓司君 大臣にお尋ねいたしますが、今国会の財政演説の中でこういう趣旨のことを言われておりました。「公正で活力のある社会を実現していくために」「三つの理念を道標として」——「公正の確保のところで、極力社会保障の充実を図ると触れられながら、もう一方では、相対的に有利な立場にある人々に対しては、税その他公共的負担の増加に耐えてもらう云々。これは私は反対ではございませう。その方向でやつていかなければいけないだらうと思ふんです。

で、これは言葉じりをつかまえたことをお伺いするといふ意味ではなくて、ただ税その他の公共的負担の増加に耐えてもらう相対的に有利な立場にある人々をどう見るかという、これはまた議論があるところではあるまいかと思ひます。それを踏まえながら、このお考えと、今回の所得税制の改正をつなげて見た場合に、もちろんそれが十全に出てくるかということをお伺いする意味ではなくて、どこにアクセントをつけてごらんになっておられますか、今回の改正についてです。

○国務大臣(大平正芳君) 課税最低限を、所得税におきまして、各種の控除の引き上げという姿において上げてまいったわけでございます。このこととはどういふことかという、課税最低限の周辺の所得層を端的に利するわけでございます。それから高所得者につきましては、その割りに課税最低限から受ける受益率は低いということになると思ひます。つまり、高所得者について税率を特にいじって上げるといふことはいたしてございせんけれども、課税最低限を上げるという姿において低所得層を厚遇いたしてありますことは、相対的に高所得者にはまんしてまらっておるといふことになっておると私は思ひます。

○栗林卓司君 私の間き方が不正確だったんで、恐縮でした。もう少し申し上げますと、たばこの値上げは今回の議題ではありせんけれども、それも実質的な増税であるといふつかまえ方をして見ていきますと、今回の税制改正による増税減税というものは、ごく大ざっぱに言つと、ほとんど、まあゼロに近い。この点をいま議論するつもりはございせん。ただ、その中身の増減が、所得階層別に見た場合に、負担関係がどう変化したとごらんになるかという点なんです。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今回の所得税の減税は、特に今年度だけで実施しましたのを見ますれば、初年度二千四百八十億円とか、あるいはそれに伴ひましてまた酒税で千七百億円の増収を図っておりますとか、たばこの小売定価の改定をやりまつかいこと、その点に關しましては恐らくおつしやるのとりの数字になるわけでござい

すけれども、特に昨年の大幅な所得税の改正の平年度化で四千五百億円というのは本年現実に減税効果をあらわすわけでございします。そういうものを勘案いたしますれば、むしろたばこ、酒の増収というもののかなり吸収をできるという気持ちがあるわけでございします。ただ、もちろんそれを階層別に見まして、おつしやるようにたばこ、酒の増税といひますものは、いわゆる低所得者については、所得税でカバーし切れない人たちに於いては当然そういうことはございまいしょうけれども、やはり総合的に歳出まで考えていただいて、税金で処理する面と、また税収でもって歳出で補う面と総合的に勘案をしていただくことと、それから先ほど大臣からお話ございましたように、本来でございしますれば税率の緩和についても配慮しなければならぬところを、課税最低限あるいは特別の人的控除の引き上げという事で配慮した面において、今回の税制改正におきましても相当そういういわば担税力のより強い人については所得税で配慮できるところは配慮をしますし、所得税の手の及ばない人については歳出で配慮をいたしますと、そういうところから、先ほどお読みになりました大臣の財政演説の趣旨が実現されておるものというふうに考えております。

○栗林卓司君 もう少し立ち入ってお伺いしたいと思ひますけれども、最近数年間の傾向を見ますと、所得格差が開いてくる傾向にあります。たとえば四十九年を見ても、十二月を例をとつてみても、前の年の同じ月に比べて可処分所得がどれぐらふえんだらうかという率を見ますと、第一位が八・五%、第二位が二・三%、第三位が三・二%、第四位が二・五%、第五位が三・三%、したがって、第三位以降はおおむね三・三%と言われている賃金上昇の影響だろふと思ひますが、受けながら対前年同月で上がるわけですが、第一位と第二位というものはなかなかそこまできかない。これは一

つは、残業が減りました、何が減りました、かに減りましたという昨年一年間の状況があると思ひます。いま十二月だけ読みましたけれども、大体一年を通してこの傾向であることは間違ひありません。しかも、所得格差は従来から拡大する傾向にある。そのときに、所得税の役割を考えると、高所得の所得者に対して特に減税を配慮する意味というのが強いんだ、それはそのままで、いやこれはもう取られ過ぎだといふことがあつても構わないと、そこところはむしろ割り切つていくべきではないんだらうか。もう少し申し上げました。今回の所得減税について理由を三つ挙げられました。前年度減税の平年度化が進みますという

ことと、経済を抑制的に運営する必要があることと、三つ目は、最近における物価情勢に対応いたしますと。考えてみますと、前年度のいわゆる二兆円減税というのは、当時俗に重役減税と言われたぐらゐに高所得者に対する税率緩和の面が非常に強い税制改正でございました。その意味で、これが平年度化ということになると、何も五十年度の税制改正で高所得者に配慮をしなくても、それは織り込み済みだといふように考えられな

かどうか。また経済を抑制的に運営するということになりますと、実は消費を刺激する、需要を刺激する効果を持つのは、消費態度から見てもどちらかというとき高い所得分位の人たち、その意味では、重点的にそこをむしろ増税してもよかつたのかも知れない。最近における物価情勢との対応ということになりますと、生活とのかかわり合いが一面非常に強く出るわけですから、その意味で、高所得者の特に見るという必要性はない。で、今回の税調の議論でも、昨今の中でインフレがもう最優先対策なんだ、増税なんだという話まで出たと思ひました。そういう中で、高所得者を減税をする必要は余りなかつたのではないんだらうかと思ひますが、いかがでしょうか。

分も含まれております。物価調整減税の計算の際に申しましたけれども、物価調整所要減税額を昨年度の減税の平年度化でカバーいたしますのは、四千五百億円のうちの三千五百億円はこれに充て得るといふ計算でございしますから、その程度金額はむしろ課税最低限の近くの人たちに潤うといふ計算をやつておるわけでございします。それからもう一つ、第一位から第五分位につきまして、おつしやるように、確かにそういう消費支出の推移は四分位、五分位のところの方がかなり伸びておること、あるいはそういう格差がだんだん出てまいつたこととおつしやるのとおりでございすけれども、もう四分位で初めてその収入は、消費支出は百八十五万円でございますから、実は所得税で問題になりますところは、夫婦子供二人の世帯で申せば、四分位、五分位のところでございまして、一位、二位、三分位のところは実はもう所得税と縁がない方々のものでございします。したがつて、この消費支出の伸びが四分位、五分位の消費支出の伸びよりも下回つておるといふことで、所得税上は実はいかにしもしい人たちがかなりあるといふこととでございします。

○栗林卓司君 そこで重ねてお伺いすることになるわけですが、四十八年の数字しかございせんからそれ申し上げますが、給与所得者総数が三千二百四十四万人。そのうちで、四十八年の状態ですけれども、給与はもらつてゐるんだけれども税金を納めるに至らない人、これは四百四十万人。百万円以下、いま言われました百何十万円の水準のはるかに下の人が八百四十万人。所得はもらつけれども、もう税を納めるに至らないほど低い人、それから百万円以下の人、これを合算しますと四百四十万と八百四十万人ですから、給与所得者の総数に対して約四割になるわけなんです。これはいま主税局長がお答えになつたように、所得税法ではいかにしもしいがたい。片方では酒、たばこが出ておるから例に挙げるわけですが、たばこも、財政需要との見合いでそういうこともして

いかなければならない。この部分をどうするか。

本当はいろんな政府の予算支出の中で消化するといひますけれども、なかなか直接その層に向けての対策というのはむずかしいかもしれぬ。で、この辺についてどういうぐあいに取り組みをお考えになっていかれますか。

もう一つ言いますと、いろんな所得階層があるわけですが、その所得階層別に税制の取り組みを変えながら、きめ細かに対応していくというような発想で私は見直すべきじゃないかと感じてゐるのですが、この点もあわせて御所見があらましたら伺いたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまおっしゃいましたように、かなりの数の人が所得税を納めていないというのでもそのとおりだと思ひます。ただ所得税を納めていない人が非常に低所得の人たちばかりかということになりますれば、課税最低限以下の人は所得税を納めていないということでございます。その中にはかなり独身あるいは勤務しましたときに非常にまだ若々しくて元気があつて、課税最低限が大幅に、昨年特に給与所得控除の引き上げによつて納税をするに至らないという人たちがかなり含まれておると思ひます。現に給与所得者で見まして、所得者のうちで今日約七五%ぐらいが納税者になっておると思ひますけれども、その二五%は果たして非常に所得が低いのか、先ほど申しましたように課税最低限で納税するに至らない、しかし、やはり活力は相当ある人も含まれておると思ひますので、一概に所得税を納めていないからむしろ全部それを蔵出——いわゆる社会保障でもって賄ふなければならぬかということになりますれば必ずしも私はそういうことにならぬと思ひます。むしろもう少し底辺の人について蔵出面で補うべきではないか、こういうふうにも思ひます。先ほどの第何分位、第何分位ということをお申し述べたけれども、それにつきましてもその中で、やはり本当に蔵出で配慮しなければならぬ人と、だんだん勤務年限がふえるにつれまして所得の伸びも期待できる人がありますから、両者はやはり分別しながら

それぞれ対応した対策を講じなければならぬというふうにも思ひます。

○栗林卓司君 もう一つさらに伺いたいんですが、いまの質問との関連です。たとえば医療費控除、これは所得控除です。それから住宅貯蓄控除並びに住宅取得控除、これはそれぞれ税額控除ですけれども、これは所得税法上の、これいまの控除の性格がです。所得税法上当然予定されていく控除なのか、あるいは一義的に納付された税の還付なのか、この性格はどちらになるのでしょうか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 医療費控除は、やはり負担力という観点から、所得減額要因になりますので、所得税をかけます場合に配慮すれば、配慮しなければならぬ項目としまして、むしろ納めるべき所得税を下げるというふうにも働かすべきものと思つております。

それから、住宅取得控除あるいは住宅貯蓄控除というふうなものになりますれば、むしろそういう税額控除を通じて持ち家に向かう気持ちを起こさせるとか、住宅貯蓄をする気持ちを起こさせるとか、政策的なものでございしますから、むしろ蔵出にかえまして税金を還付するということでもそういう政策目的を果たそうとするものでございします。

○栗林卓司君 私もそう思ふんです。ですから、住宅貯蓄控除とか取得控除というのは、本来なら一般会計なり、ある会計に入れてそれをさらにぐるつと回していかなくはいかぬのを短絡してあるわけですね。短絡した後半分を見ますと、本人が税を納めたか納めなかつたか、かわりがないことなす。本来は、そうなりますと、税を納めていない、納められない、いま言われた二五%もこのサービスは要求する権利がある人ではないんでしょか。いかがお考えですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) それは先ほどの租税特別措置を税金で賄うということの基本問題に關連したと思ひます。租税特別措置という税金の制度を通じて、そういう政策目的を果たそう

ということのメリットは、やはり納税額がある、しかもそれを、あることをやりますれば、その額が減少するということを通じて、そういうインセンティブ効果を高めようとするものであります。いわば納税額があるというところは、もちろんある種の高き所得がある人に限られるわけでございます。そういう人たちに一番ふさわしい政策を講ずる、たとえば持ち家というものの焦点を当てますについては、やはりある程度高い水準の所得を持つておる人を一番ねらうのがこの政策効果を最も發揮するゆゑであると思ひます。から、むしろ税金の還付という制度を通じて、その政策効果を果たすのが一番よろしいのではないかと、この制度をとつたわけでございます。もつと下の人に、たとえばそういう持ち家制度を推進しなければならぬ、あるいはその他のいろいろな政策効果を果たさなければならぬということになりますれば、恐らく蔵出というルートを通じてやらなければならぬと思ひます。

○栗林卓司君 そこで大臣にどうしてもこれお尋ねしなければいけないわけですが、いま言われたように、そのいろいろな政策目的を持つて貯蓄とか住宅の取得に対して云々すると、これは素手じゃできないんですから、ある所得水準以上でなければ、これはわかりません。ただ本来の性格は、一遍税収として納めて、ある政策目的で蔵出して補助をしなすかぬものを短絡してあるわけですから、後段の部分を考えますと、その税を納めていないのかかわらず、しかも、衣食住というのは、基礎的生活条件ですから、それをいま税を納めていない二五%の人たち、さらに拡張しますと、税は納めていないけれども、とても実質的に、この税額控除を満たし得ないほどの税額の人たち、本当は相当の税額にならないとこれ生きないわけですから、そこまでいくと相当の割合だと思ひます。それを一緒にやりますと、一見何かやつたように見えるけれども、社会的な不公平感、結果として受益しているサービス

を受けている不公平というのは残つてしまふのじゃないか。これはもう主税局長が再三おっしゃるやうに、もう所得税の何ともいふかんともいふかん領域なんです。政治ということでは考えられ、あわせて配慮しなければいけないではないかと思ひますけれども、この点、いかがでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりだと思ひます。

○栗林卓司君 その仰せのとおりをどうされるかということなんです。さらにじやもう少し申し上げます。じゃ今度、控除に値する部分は、実は国のサービスなんだから、税金を納めていなくても当然それは要求する権利がある。そう言つたつて、じゃその手当てをみないなかつたところで、全部税をまかすと言つたら、これはとても私はできません。やるよとしますと、かつて児童手当がそうであつたやうに、ある程度資金の分配面、経済の実態面に片足を触れた対策をしていかなければいけない。そういうアプローチをお持ちになりますかということなんです。

○国務大臣(大平正芳君) 実は私は税の還付ということをよく知らなかつたわけ、きょうやりとりを聞きながら聞いたわけですが、これは、これは税制としては若干行き過ぎだという感じがいたします。やつぱりあなたのおっしゃるやうに、税を納めない多くの階層に対して、公平にやつぱり政府として考えていくべきじゃないかという意味で、税というものを打ち出すやうな工夫を考へるべきじゃないかと思ひます。

○栗林卓司君 時間がありませんので最後に一つだけ大臣にお伺ひしたいんですが、これも従来から出ていた意見でございました。で、所得税だけで大臣が理念としてお考えになつた活力のある公正な社会に至るための社会的公平感の確立というのはむずかしい。いろいろな政策を合せていかなくはいかぬということだと思ひます。そこで、所得税の至らない点を補う場合に、だれしも思ひ

つきますのは、物品税に代表される消費税の面で、事実上の公平感を確保する道があるかないか。本会議でお伺いしましたら、これは見直しをする方向だと承りましたけれども、改めてお伺いしたいと思ひます。

それからさらにフローではなくてストックの面で、ストックのかさ、これを富税と呼ぶかどうかどう呼ぶかは別です。いろいろなやり方があるんだらうと思ひます。それもやはり補完するものとして考えていくべきではないんだらうか。以上三点についてお尋ねして終わります。

○国務大臣(大平正芳君) 両方とも私、検討に値するテーマだと考えますが、どうするかというところまでまだ申し上げられないけれども、少なくとも消費税の拡充というような問題。それから富裕税というか、ストック課税ですねいわば、そういった方向。これは補完的なものですが、一体どの程度どうすれば可能なのか。そういうようなことは検討に値する課題だと思ひます。

○野末陳平君 初めに租税負担率のことで、ちょっとお伺いしますけれども、租税総額の国民所得に対する負担率が二〇%そこそこで、諸外国に比べてますとこれはかなり低いんだという、また事実数字ではそうなっていますけれども、そういうグラフなどはときどき国税庁その他のPRの資料に出てきたりするんですけれども、この租税負担率が低いんだということは、要するに国民に対して税金は安いんだというような意味のPRになっているんですか、これ。

○政府委員(中橋敏次郎君) 税金が安いという面もございまして、むしろ公経済部門がそれだけ小さいということをあわせて示しておるものでございします。

○野末陳平君 そうなりますと、いまの税金が安いという部分についてまずお聞きしますと、まあ安いと思つてゐる人はもちろんないと思つてゐる、主税局長もそれから私も高いなと思つてゐるんです。しかし、やはり負担できる人間が負担するものも当然だから、まあわれわれはこの程度がい

いのかなと思つたりするんですが、ただ租税負担率、それは低いんだぞ、アメリカは三十何%で、西ドイツはとうとうな数字を比較して日本の数字を言つと、いかにもこれはまだまだ負担が足りないんじゃないかというそんな感じを持つ場合もあると思つてゐます。しかし現実には、負担率は低いけれども、納税者の意識はもう税金は高い高い、これを言い続けているようなのが現実ですね。そこで大臣、これを比較して、結びつけるのはちょっと無理もあるかもしれませんが、何しろ国民は税金は高いと思つてゐる、しかし、実際には租税の負担率は低いんだというところで、これはどうして租税負担率が低いのに国民は税金が高いんだ、こう思つちやうてゐるんでしょうか。どうお考えになりますか。

○国務大臣(大平正芳君) さあ、どうお答えしたいらいいんでしょうね、われわれが公から受けるサービス、それから現実にはまあ有形無形のいろいろなサービスあるいは政治というふうなものを考えた場合に、納めている税金がそれと比較して重くないかというところ、それともいづれにせよ、自発的な拠出でなくて、強制的に徴収される税金というのは、いづれにせよ、高く感じるものなのか、私もよくまだそういうものがいろいろミックスした感情なのか、正確にはなかなかお答えにくいわけでございますけれども、あなたはどう思われますか。(笑聲)

○野末陳平君 いや、まったくそのとおりだと思つてゐるんですが、いろいろミックスされてゐる中에서도、どういふ面が一番まあ量が多いかということ、まず取られるものは何でも何か高いような感じがすることも事実だと思つてゐます。ですから、税金が高い、高いと納税者が言つた場合に、そのとおり高いんだ、高いんだと言つたものはよくちやうと軽率だと思ひますが、いま大臣のおっしゃつたやうに公の払つてゐる割りに受けてゐるサービスが低いとか、あるいはあまり身近に充実してないから不満だとか、そういう面が一つあるんです。

これはだから税金の使い方の方でですね、ですから、予算委員会の方ですけれども、もう一つ大臣はいまおっしゃいますんでしたけれども、この不公平感を、どの階層の納税者も不公平感を持つてゐまして、その不公平感が重いんだという感じに直結してゐるんじゃないか、そういうふうな思ふんです。これはもちろんこの委員会でも何回もこの税の不公平あるいは不正、どちらも現実にあると思ひますけれども、そこで、重い重いと言つたときに、国税庁などのPRには、非常にそういう点をいつも逃げて、重いんじゃないんだ、まあ不正なんだとか、その実態をもう少しPRする必要もあるんじゃないかと、こう思つてゐるんです。で、直せないのをほうつてゐるわけじゃないんでしようが、ぼくらから見ると非常にほうつてゐるように思ふ。まあ、だんだんに質問したいんですが、お医者さんの例もそうですね。しかし、重い重いとずっと納税者に思わせておくことは、やはりちやうとPRの怠慢というか、まずいんじゃないか。その辺はどうお考えになりますか、主税局長。

○政府委員(中橋敏次郎君) 確かに、税金の負担を重い重いという感じを持ちますについて、先ほど来野末委員がおっしゃいましたこと、あるいは大臣からお話がありましたこと、いろいろ総合的に出ておると思ひます。一番私はやはり負担感と重税感というものの混同があると思ひます。やはり税金でございしますから、負担感はあるともよろしいんですけれども、それを取られておるといふことは、いかさま何か重いというふうにすぐ直結するところは、今後私どもは十分それをPRをしまして、負担即重税だということでないということ、十分理解していただかなければなりません。平均的に租税負担率が国民所得に対して二〇%というところでなしに、具体的に幾らの給与収入を持つておる人がどれくらい負担を持つておる、それがたとえ国際的に見ても高いか低いかにいうようなこととか、そういう現実の負担というものを

を、いろいろな比較から重いと感ずるのか、それが妥当な負担と感ずるのかということをまず第一に認識していただくように勉強しなければならなと思ひます。

それから第二番目には、税制といたしまして、やはりおっしゃいますように、不公平感がどうしても負担に伴つてこれをより重く感じさせることも事実であると思ひます。そのためにはできるだけ税制が不公平でないようにしなければならぬ、執行におきまして、そういった面の配慮をいたさなければならぬけれども、これもまた私どもが十分理解を得るようにならなければならぬ点として、ある一部のことが非常に拡大されて、全部の税制が不公平である、全部の執行が非常にだらしないうふうな思われるのもまた心外でございしますから、十分この辺についても今後徹底してまいらなければならぬと思ひます。

それから三番目は、やはり歳出の問題と非常に関連いたしておりまして、納めた税金が一体どういふふうに使われるかという点、やはり納める人の税金に対する重い軽い判断を左右することも事実でございします。ただその場合に、自分が納めた税金が自分に返るのが少ないということ、重いか軽いかと言ふのは、私は、実は間違ひだと思つております。税金は、特に直接税と言ひますものは、重い負担に耐え得る人がたくさん出していただいて、負担に耐えない人に歳出というパイプを通じて回すのが税金でございしますから、自分は税金を納めてゐるけれども、全然国からサービスを受けてゐないということ、重税感がありますれば、それはまた私どもの努力が足りない、そういうことではない、そういうことでございませんで、国全体として取つた税金がしかるべきところに歳出項目としてまかれておれば、それが税金の使命を果たすものでございしますから、十分それまたわれわれが税金をとつてゐる側として今後PRをやつていかなければならぬ、こういうふうな思つております。

○野末陳平君 主税局長三つ続けて答えられましたので、一番最初の点ですが、私が租税負担率の表などを言ったのは、どうも、課税最低限はよそと比べれば相当いい線をついたからもういいんだとか、あるいは租税負担率は低いんだとか、そういう図表だけばんと出すというのが、非常に、余りにも雑と言うか、安易で、何ら納税者に対する説得力を持たないというのを言いたかったわけですから、それから、もつとよきめの細かい何か説明をする必要があるなと思つていたので、それをだから今後やつていただければいいと思つますけれども、その二番目の点ですね。

その不正感の、何でもかんでも不正であるとか思つては困るとおっしゃいましたけれども、もしそちらがそういうことをおっしゃるならば、一番不正であると言われている、さっきも出ましたけれども医者さんの七二％の話、そういう最も代表的だと思われるものをほうっておく以上は、やっぱり主税局長の反論は、かえつて一般の納税者にはおもしろくないと思つます。さっきのお話でちよつと十分出なかつたので、ここでお聞きしますけれども、この委員会ですつとこの問題毎々出ていて、もう一つちよつとわからないんですが、さっき大蔵大臣は、どうも今回あれを取り上げなかつたのは、税制改正の中での問題をとり上げなかつたのは恐縮という言葉はおつしやないましたけれども、恐縮という言葉はどうもこういうときに使う言葉じゃないようなんです。なぜ税調の答申がはつきり出ていて、十分ではないと税調も認めていて、しかし、これが長年の懸案となつてた特例税制の第一歩を踏み出すというその程度の税調の改正案ですね、これすらも全然今度尊重してないという理由がはつきりわからないんですよ。これはどうして今回税調答申を尊重しなかつたのか、なぜ今回税制改正の中にこれが全然取り上げられていないのか、この理由をわかるように簡単に説明してほしいんです。

○野末陳平君 ともかくも御審議をいただくまでに至らなかつたわけですね。国会に提案する法案にまでならなかつたわけなんです。ただ、そのまゝ引つ込むわけにまいりませんので、少なくともわれわれの内輪におきまして、先ほどもお答え申しましたように、少なくとも改善の糸口だけはつかんでおかなきゃいかぬということ、次の診療報酬の改善の機会に、同時にこの税の特別措置の改善をやらうというふうに政府・与党の間の了解はできておるわけなんです。それを国会に提案いたしまして御審議をいただくまでに至らなかつたことは、大変私も残念でございまして、当事者といつしまして恐縮いたしておるような次第でございまして。

○野末陳平君 ともかくも、審議をいただくまでに至らなかつたという、ずいぶんいいかげんな答えに聞こえるんですが、だつて、たとえこの税調の案そのまゝ尊重したつて別に構はないわけですよ、これだつて大した前進じゃないと思つます。これを一歩としてどこまで行くかというのが問題で、そこまで行かなかつたから恐縮ですと言われれば、不正の是正という例の看板は、全く税改正に関する限りはいかげんで、だまされたことになつちゃうんじゃないですか。いまのお答えは、ちよつと税調答申を尊重しなかつた理由には全くなかないと思つ。たとえばもつと具体的に、どこまで詰めたけれども、どの点でどういふ反対があつたとか、そのあがけないとまじやないですか。細かいことはあしたまたいふんですが、これ一番の反対はどことだつたんですか、何が障害で至らなかつたんですか、御審議をいただくまでに、その辺のところをひとつ。

○政府委員(中橋敬次郎君) この問題は三十年來のいろいろな経緯がございますけれども、ひつきういたしますと、やはり社会保険診療報酬を受けておりますお医者さんと、そのお医者さんが払う税金の問題でございまして、何らかの意味におきまして、やはり受け取る社会保険診療報酬と、出します所得税が相連なつておることは事実でございまして、それで、そういう問題を解決いたすにつきましては、今日ございします租税特別措置法の条文が国会で制定せられましたときに、いわゆる社会保険診療報酬の適正化まではこの制度を存続するんだというところをございまして、社会保険診療報酬の適正化というところが一つの条件になつておつたようでございまして。しかし、私ども税制当局からいたしますれば、適正化が行われて税制を直すのも一つの道でございまして、それによつて、社会保険診療報酬を見直す必要があるならば見直してもらつてもいいではないかというふうな考へております。いわばアプローチが二つございまして、社会保険診療報酬から入つていく道と、税制から入つていく道は、それぞれ成り立ち得ると思つておりましたし、また税制から入つていくのも、決して無理な道ではないと思つておりました。しかしながら、そういう具体案が税制調査会や答申が行われまして、その問題を実際に現実の改正案といつたすつきまして、いろいろ行政当局関係方面とも折衝いたしましたけれども、やはり私どもが考へておりました税制からのアプローチでもつて入つていくよりも、やはり診療報酬というアプローチも同時に判断をするのが適當ではないかというところになりまして、したがひまして、次回の診療報酬という時期には、ぜひその税制のアプローチもあわせて行つていくことと決定になつたわけでございます。したがひまして、従来のように社会保険診療報酬の適正化という非常によりどころのないような事態でございまして、次回診療報酬改定のときといたしまして、一つの実施のめどでございまして、もはや私どもとしましては、そういう時期はそんなに遠くはない。税制のアプローチも、それからまた社会保険診療報酬からのアプローチも、いずれ近い時期にあわせて行われるというのを期待いたしまして、実はそんなに、税制調査会の御答申が行われると予想されました時期とはかけ離れていないという判断でございまして。

○野末陳平君 そんなに遠くないなんて言われて

○国務大臣(大平正芳君) 直接税と間接税とどっちが日本人になじむかというようなのは、非常にむずかしいと思うんですが、私は両方ともなじんでもらわねば困ると、それで問題は、それからまた間接税にいたしまして、お酒でございすとか、印紙でございすとか、物品税でございすとか、いろいろございすね。そういう中で間接税に適したものを、また新しく間接税を考へるとすれば、どういう間接税がいいかというやうな、日本の実情に合うのかということは、やっぱりあなたがおっしゃるやうにわれわれもかなり勉強せねばならぬということだろうと思うわけでございますし、それから直接税にいたしまして、所得税、法人税中心にいたしまして補完的にいろいろな税金があるわけでございますから、そういうものがどう配列がいいのか、日本の実情に合うのか、そのあたりは勉強してみなければならぬ問題でございまして、あなたの言う御質問の直接税と間接税のどちらがなじむのかという問題にはなかなか答えにくいんじゃないかと私は思います。

○野末陳平君 でも、やはりこの直間比率をこのままですつと推移させていくというわけにもいかないんじゃないかと、やはり間接税を強化する方向に行かざるを得ないんじゃないかと思つたりするんです。でも、しかしそれは、間接税は大量課税という点でどうも日本人に向かないんじゃないかと、それがいままでも直接税をずつと、直接税の比率が高かつた原因になつてゐるんじゃないかとも思つたりしまして、税務当局の意見を聞かしてほしかったわけなんです。で、ぼくは、大衆課税になる点で、どうも間接税は向かないんじゃないかと思つてゐるんですが、主税局長どうでしょう。

○政府委員(中橋敬次郎君) これもなかなかむずかしい御質問でございすけれども、わが国の歴史を振り返つてみましても、実はたとえば昭和九一十一年におきまして、当時の国税、地方税を通じて直接税、間接税の比率を申し上げま

と、大体間接税が四五%、直接税が五五%というやうな数字を一応示しておるわけでございます。もつともこのときに、実は直接税の中に当時の地租家屋税、今日におきましますところの固定資産税というものを直接税に算入いたしておりますから、私はこれは直接税に入れていいかどうかという疑問がございすけれども、まあ当時大ざっぱに申せば直間比率は、国税、地方税を通じてまあ半々ぐらいであつたわけでございます。

それでいま野末委員がおっしゃいますやうに、大衆課税であるから間接税はわが国民に不適当ではないかとおっしゃるんですが、実はそういう直接税が非常にウエイトがふえてまいりましたのは、むしろ戦後、むしろシャウプ勧告の時代以後大体そういう傾向を通じてまいりまして、特にそれが所得税、法人税が経済成長の伸びとともにまたウエイトを増してまいりましたものですから、今日のやうな直接税の非常に高いウエイトになつてきたわけでございます。ちょうどそれは、アメリカほどではございませんけれども、大体アメリカ型になつておるわけでございます。イギリス、ドイツは大体半々ぐらい、どちらかといへばちょっとイギリスにおいては直接税にウエイトが少し少しかつておるといふやうな程度でございす。それでまたヨーロッパ大陸においては、フランス、イタリアは申すまでもなくかなり間接税にウエイトをずつと置いてきておつた国でございす。

そこで、一体わが国がこれらの先進国の間で、こういう直間比率をとつておる国と、一体国民の心情としてどれに似ておるかということになりますと、これは人まちまち見方がございすし、また戦後といひましてもう三十年近い経験を経ておりますから、にわかに、戦後直接税が重くなつたと申しましても、すぐ昔に返るといふ感じをみんな持たないかもしれせん。やはりそれは今日までのに至る歴史と、それからまた今日におきましますところの税金に対するものの見方ということに左右される問題だと思つております。

○野末陳平君 この問題ははつきりした結論が出るとは思つていないんですけれども、しかし、あいまいなままで何となくまた間接税が強化されていくのもちょっと釈然としないんで、その辺のことをいろいろお聞きしたかつたというわけなんです。あした続きをやります。

○委員長(松田徳太郎君) 三法案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後九時二十五分散會